

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年8月28日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	野木 雄次君
おやまで暮らそう課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
福 祉 長 寿 課 長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健 康 増 進 課 長	山本 智春君	商 工 振 興 課 長	長田 孝代君
農 林 課 長	湯山 光司君	都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君
建 設 課 長	込山 次保君	上 下 水 道 課 長	山口 幸治君
学 校 教 育 課 長	伊藤 和彦君	こども未来課長	坂本 竹人君
生 涯 学 習 課 長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午後1時57分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第5 報告第10号 令和4年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第11号 令和4年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第9 同意第7号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第65号 工事請負契約の締結について（令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事）
- 日程第11 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第83号 工事請負契約の締結について（令和5年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事）

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第4回小山町議会9月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 臼井光昭君、6番 小林千江子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの25日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの25日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。本定例会に提出されました承認第5号から議案第82号までの36議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 令和5年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、承認1件、報告2件、同意3件、工事請負契約の締結1件、条

例の制定1件、条例の一部改正3件、補正予算12件、決算の認定12件、利益の処分及び決算の認定1件の合計36件であります。

初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第3号））についてであります。

本件は、漬物製造等事業継続支援助成事業を速やかに実施するために、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第3号）を令和5年7月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号 令和4年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第11号 令和4年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

本件は、本年12月31日をもって任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第7号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第65号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の実施に係る通知改正に伴う放課後児童健全育成事業の基準条例の整備に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号から議案第81号までについては、一般会計のほか11の特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億316万9,000円を追加し、歳入歳出総額を128億8,022万9,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,045万2,000円を減額し、歳入歳出総額を19億1,954万8,000円とするものであります。

次に、議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和4年度決算により、歳入の繰越金を21万8,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を516万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、歳入歳出総額を2億6,053万3,000円とするものであります。

次に、議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,711万4,000円を追加し、歳入歳出総額を22億7,711万4,000円とするものであります。

次に、議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出総額を1億4,269万6,000円とするものであります。

次に、議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ63万1,000円を追加し、歳入歳出総額を23億311万9,000円とするものであります。

次に、議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ948万4,000円を追加し、歳入歳出総額を9,273万円とする

ものであります。

次に、議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和4年度決算により、歳入の繰越金を15万9,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を19億4,530万4,000円とするものであります。

次に、議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和4年度決算により、歳入の繰越金を89万9,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を334万6,000円とするものであります。

次に、議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出を1,499万5,000円増額補正するものであります。

次に、議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出を1,027万7,000円増額補正するものと、資本的収入及び支出を101万2,000円増額補正するものであります。

次に、認定第1号から認定第12号までの令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算12件についてであります。

初めに、認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の3ページをお開きください。

令和4年度一般会計の決算額は、歳入総額138億4,364万7,000円で、前年度対比6.7%の減、歳出総額132億1,595万6,000円で、4.8%の減となり、歳入歳出差引額は6億2,769万1,000円となりました。この差引額には、町道3975号線ほか2件の逡次繰越、公用車管理事業ほか6件の繰越明許費、森林経営管理事業ほか3件の事故繰越への充当財源、合わせて2億6,310万8,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、3億6,458万3,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

また、実質収支額を標準財政規模56億7,734万9,000円で除した実質収支比率は、6.4%となりました。

歳入について、前年度と比較すると、全体で9億8,790万5,000円減少しました。

減少したものは、子育て世代への臨時給付金支給事業費補助金等の減により国庫支出金が4億1,982万2,000円の減、地域産業立地事業費補助金等の減により県支出金が4億6,292万7,000円の減が主なものであります。

一方、増加したものは、町税が1億7,509万8,000円の増、基金等の繰入金が2億6,923万円の増が主なものであります。

歳出について、前年度と比較すると、全体で6億5,931万8,000円の減少となりました。

目的別に見ると、民生費が子育て世代への臨時給付金支給事業費の減等により2億8,042万

6,000円の減、農林水産業費が産地パワーアップ事業の減等により3億4,880万6,000円の減が主なものであります。

一方、増加したものは、総務費が須走地区地域活性化事業費等の増により1億6,043万3,000円の増、教育費が総合文化会館改修事業等の増により1億9,094万8,000円の増が主なものであります。

また、性質別に見ると、義務的経費が43億4,383万1,000円で全体の32.9%、投資的経費が25億3,196万8,000円で全体の19.1%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は23億1,577万3,000円で、前年度対比で4,058万5,000円の増、扶助費が11億8,456万6,000円で、前年度対比2億1,633万5,000円の減、公債費は8億4,349万2,000円で、対前年度比4,539万4,000円の減となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は23億6,897万8,000円で、前年度対比1億7,203万5,000円の減となり、災害復旧事業費が1億6,299万円で、前年度対比4,299万4,000円の減となりました。

令和4年度も引き続き感染症予防への対応を余儀なくされましたが、物価高騰の影響が続くものの国内の経済活動は持ち直しつつあり、小山町においては、国の経済対策が一段落し、標準財政規模の減に伴い地方交付税が減となるとともに、新型コロナウイルス感染症による減収補填などによる地方特例交付金が大幅に減少となりました。

また、歳入の根幹である町税は、湯船原地区への企業立地が着実に進捗し、固定資産税が堅調に推移したことにより大幅な増収となりました。

また、ふるさと寄附金により積立てを行った基金の活用により、商業施設の誘致を目的とした須走地区地域活性化事業を実施したほか、地域産業立地事業費補助、町道整備事業、給食費の無償化、こども園の整備事業などに取り組みました。また、ふじのくにのフロンティアを拓く取組として、足柄SA周辺地区開発道路整備、新東名関連町道整備事業などを推進しました。

以上、令和4年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の「主要な施策の成果」を御参照ください。

次に、認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は18億5,807万8,000円で、前年度に比べ1億7,064万9,000円の減、歳出総額は18億852万9,000円で、前年度に比べ1億1,607万7,000円の減、実質収支額は4,954万9,000円であります。

次に、認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は607万7,000円、歳出総額は465万9,000円となりました。

次に、認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億5,174万9,000円で、前年度に比べ369万6,000円の増、歳出総額は2億5,121万5,000円で、前年度に比べ372万3,000円の増、実質収支額は53万4,000円であります。

次に、認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億3,185万円で、前年度に比べ2,689万1,000円の減、歳出総額は2億1,016万3,000円で、前年度に比べ2,941万6,000円の減、実質収支額は2,168万6,000円であります。

次に、認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額は、いずれも1億1,540万円であります。

次に、認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20億316万1,000円で、前年度に比べ6,394万2,000円の減、歳出総額は17億3,021万6,000円で、前年度に比べ1億8,142万3,000円の減、実質収支額は2億7,294万5,000円であります。

次に、認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億1,796万6,000円、歳出総額は90万7,000円で、実質収支額は1億1,705万9,000円であります。

次に、認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は8,523万3,000円、歳出総額は4,265万8,000円で、歳入歳出差引額は4,257万5,000円であります。これには確定測量等に関する繰越明許費4,174万5,000円が含まれており、この額を差し引いた83万円が実質収支額となります。

次に、認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は5,237万2,000円、歳出総額は7,788万8,000円で、実質収支額は2,551万6,000円の赤字であります。

次に、認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億230万7,000円、歳出総額は6,393万4,000円で、歳入歳出差引額は3,837万3,000円であります。これには、測量・用地調査等に関する繰越明許費3,833万3,000円が含まれており、この額を差し引いた4万円が実質収支額となります。

次に、認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は343万6,000円、歳出総額は42万6,000円で、実質収支額は301万円であります。

次に、議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本会計の収益的収入及び支出は、収入額3億5,919万7,000円に対し、支出額3億3,871万2,000円となりました。また、資本的収入及び支出は、収入額1億9,253万9,000円に対し、支出額3億5,925万8,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提出いたしました36議案につきまして、提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件3件につきましては私から内容説明をし、議案第72号、

第78号及び議案第79号を除きその他の議案は、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。ありがとうございました。

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第3号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度小山町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、食品衛生法の改正に伴い、営業許可の取得が必要となる漬物生産者を支援することを目的として、設備導入や改修等により生ずる経費の一部を助成する事業を速やかに開始するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第3号）を本年7月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、予算の総額を126億7,706万円とするものであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

21款1項1目前年度繰越金を1,960万円増額するものであります。

歳出については、次のページ、5款1項2目農業振興費の18節負担金補助及び交付金を1,960万円増額するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（藺田豊造君） 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について質問します。

まず、高額であるのに専決した理由についてお伺いいたします。

この補助金は、今まで気軽に農家などでも作っていた水菜漬けなどの農産物が、食品衛生法に対応するために、今回このような補正を行っています。補助金額が上限100万円と聞いております。これによって来年度、町内ではこの生産農家が何件ぐらいになるのか、まずお聞きします。

それから、またスピード感を持って今度の再稼働を始めるといった町政においては、御殿場市でこのような事業が行われるというようなことから、1週間以上遅れてこの事業を報告されましたが、また、さらに御殿場市では7,000万円以上計上されています。現在の生産高、あるいは、この比率がどのようになっていくのか。遅れた理由も含めてお伺いいたします。

何としても小山町の根幹農産物であるのでありますから、さらなる助成があるのかないのかを含めてお伺いします。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 菌田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、私の方から専決した理由等についてお答えさせていただきます。

先ほど私の方からの説明もありましたとおり、設備導入であったり、改修費等に生じる経費の一部を助成する事業を速やかに開始するため、今回、専決処分とさせていただいたところであります。

議員御承知のとおり、御殿場市さんの方が先駆けてこの事業を行っております。御殿場市、小山町というところでありますと、やはり生活圏という中で同じ生活圏でもございます。小山町もできるだけ早く同じような助成事業をしたいということで、専決処分をさせていただいたところであります。

なお、今後の申請の状況によりまして、追加の補正等もあるというふうを考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 菌田議員の御質問にお答えをいたします。

何点かあったと思うんですが、まず、来年度、何件ぐらいになるのかということでございます。

こちらにつきましては、現在、町で推計している数としては、87件が現在対象になっている方ということで、それを基に今回の補正予算の方を組ませていただきました。

来年度これが何件になるかについては、現在のところ、どれぐらいの申請があるかということによって変わってきますので、把握できないかなと考えております。

現在の状況は、30件程度の相談が今のところございまして、申請に至っているものについては、今のところまだないというような状況でございます。

あと、予算の規模については、御殿場市では7,000万円ということで、御殿場市よりも生産者の数が当然小山町の方が少ないということもありまして、今回の1,960万円という金額を補正させていただいたものでございます。

また、来年度の生産高また比率等については、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第5号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第10号 令和4年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 報告第10号 令和4年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 報告第10号 令和4年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

議案書は5ページをお開きください。

令和4年度の小山町の健全化判断比率の算定した基礎数値及び4指標につきましては、先月28日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど、代表監査委員から、令和4年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、初めに、実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

令和4年度の小山町の標準財政規模は56億7,734万9,000円で、令和4年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて3億6,600万1,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないことになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和4年度の実質収支額等の合計は9億7,517万5,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないことになります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、令和2年度から令和4年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなどを含めた合計額から、それらに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債比率は、9.1%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高88億9,703万6,000円や、公営企業債等繰入見込額5億1,716万9,000円のほかに、一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高46億3,982万8,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は、25.2%であり、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第11号 令和4年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 報告第11号 令和4年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第11号 令和4年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

議案書は6ページをお開きください。

本件は、さきの報告第10号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度の決算数値を基に算定し、先月28日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、下水道事業特別会計の実質収支額は、2,168万7,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、1億1,705万9,000円の黒字となり、下水道事業

会計と同様に、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、83万円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額の不足額2,551万6,000円と前年度繰上充用金2,565万2,000円の差額が、単年度収支13万6,000円の黒字となり、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、小山PA周辺開発事業特別会計の実質収支額は、4万円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、301万円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額と流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債を差し引いた額との差引額が1億2,488万7,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

この委員のうち、令和2年10月1日から委員をお願いしております小野和枝さんが、本年9月30日で任期満了になります。

小野和枝さんは、固定資産評価の知識が豊富であり、人格、識見ともに優れた方であり、引き続き選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和8年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在各小学校区に1人ずつの男性3人、女性2人が委嘱されております。

このうち、明倫地区の湯山 久さん、足柄地区の和田幸彦さん、北郷地区の常盤健一さん、須走地区の菅沼美智子さんの4人の方が、令和5年12月31日で任期満了となります。

湯山 久さんは4期12年、和田幸彦さんは2期6年、常盤健一さんと菅沼美智子さんは1期3年にわたり御尽力をいただいておりますが、人格、識見ともに高く、広く地域社会の実情に通じ、人権擁護委員としてふさわしい方々であります。

今回、任期満了に当たり再度委員をお願いしたく推薦するものであり、法の規定から候補者の推薦に当たり議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定しました。

日程第9 同意第7号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(遠藤 豪君) 日程第9 同意第7号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長(込山正秀君) 同意第7号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

現在、小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織をいたしております。

その中で、山岸繁子委員が、本年9月30日をもって任期満了となります。

山岸繁子さんは、令和元年10月1日に教育委員に就任され、以来4年間にわたり、小山町の教育行政推進に御尽力いただいております。

山岸繁子さんは、人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、引き続き任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和9年9月30日までの4年間です。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決する

ことに決定しました。

これから採決します。

同意第7号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、同意第7号はこれに同意することに決定しました。

それでは、ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、経済産業部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済産業部長。

○経済産業部長(大庭和広君) 先ほど菌田議員から御質問がありました、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてで御質問いただきました、現在の水かけ菜漬けの生産量についてでございます。

先ほどお答えさせていただいた87人の生産者数は、水かけ菜栽培に要した資材の購入者から町が推計をした人数でございます。また、水かけ菜漬けにつきましては、個人販売等もございまして、町では正確には把握できていないのが現状でございます。

したがいまして、生産量につきましては、把握できてないということでございます。

以上であります。

日程第10 議案第65号 工事請負契約の締結について(令和5・6年度北郷小学校(北校舎・連絡通路)長寿命化改良工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第10 議案第65号 工事請負契約の締結について(令和5・6年度北郷小学校(北校舎・連絡通路)長寿命化改良工事)を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 野木雄次君。

○教育次長(野木雄次君) 議案第65号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は7ページからとなります。

本案は、令和5・6年度北郷小学校(北校舎・連絡通路)長寿命化改良工事の工事請負契約の締結案件であります。

この工事は、北郷小学校の北校舎及び連絡通路が建築後45年経過しており、文部科学省が示す長寿命化改修の目安である建築後40年を超えている施設であることから、令和5年度から令和6年度の継続費として長寿命化改良工事を実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、屋上防水661平方メートル、外壁補修及び吹付1,975平米、外壁シーリング改修3,800メートル、ガラス取替え351枚、照明器具LED化218台、ファンヒーター取替え10台などを施工するものであります。

工事入札は、去る7月27日、小山町及び御殿場市の業者7者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が2億5,300万円で落札決定し、消費税相当額2,530万円を加え、2億7,830万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和7年3月17日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は9ページとなります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の条項にずれが生じることから、当該条項を引用している条例について一部改正を行うものであります。

改正内容でありますがお手元の条例改正資料、新旧対照表の2ページをお開きください。

本条例は、第1条から第3条までで構成されており、三つの条例について一部改正を行います。

第1条では、小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正を、第2条では、次のページ、小山町監査委員に関する条例の一部改正を、第3条では、次のページ、小山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものであります。

なお、施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和6年4月1日とし

ております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の法改正が、令和5年5月11日に施行されました。

改正の内容は、個人番号カードを保有する人からの申請に基づき、スマートフォン、移動端末設備にも電子証明書を搭載できるようにするものであります。

本案はこれを受け、小山町印鑑条例の一部を改正し、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、個人番号カードに加え、移動端末設備利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いての申請を可能とするものであります。

具体的には、条例第9条の2第1項を改正し、個人番号カードに加えて、移動端末設備利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いての申請を可能とするために文言整理を行うものであります。

なお、施行日につきましては、国のシステム対応予定が令和5年のうちとされており、詳細な時期は未定であることから、運用開始後速やかに対応できるよう、公布の日からいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第13 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長(野木雄次君) 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条第7項中の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でありますがお手元の条例改正資料、新旧対照表の6ページをお開きください。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項を改め、法律第3条第10項を削ることの改正に伴い、本条例第15条第1項第2号中、認定こども園(認定こども園法第3条第11項)を「(認定こども園法第3条第10項)」に改めるものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第14 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○**教育次長（野木雄次君）** 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の実施に係る通知改正で、附則で定める職員の経過措置の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の7ページをお開きください。

附則（職員の経過措置）第2項で、「施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、次に、括弧内「(平成32年3月31日までに)」を「(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を)」に改めるものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○**議長（遠藤 豪君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（遠藤 豪君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○**議長（遠藤 豪君）** 日程第15 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○**企画総務部長（長田忠典君）** 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億316万9,000円を追加し、予算の総額を128億8,022万9,000円とするものであります。

初めに、6ページの債務負担行為の設定であります。

改正マイナンバー法等の施行に伴う例規整備支援業務は、関連法の施行に伴い、業務委託する

ものでありますが、改正法の施行は令和6年度となる見込みであることから、2か年にわたり事業を実施していくため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。

こども園管理事業は、こども園の修繕工事の実施に伴い限度額の増額をするものであります。

町道整備事業は、町道一色中日向線の道路改良工事の実施に伴い限度額の増額をするものであります。

文化会館等管理事業は、総合文化会館の長寿命化改修工事費用の増額に伴い限度額の増額をするものであります。

臨時財政対策債につきましては、先月決定された発行可能額に合わせて限度額を減額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

初めに、1款2項1目固定資産税を8,000万円増額しますのは、当初の見込みに比べ課税標準額の家屋分及び償却資産分が増額となったことが主なものでございます。

12款1項1目地方交付税を9,873万円減額しますのは、普通交付税の交付額が先月決定されたことによるものであります。普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため交付されるものであります。町税の増に伴い、当初の見込みより減額となりました。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度は0.842でありましたが、今年度は0.063ポイント増加し、0.905となりました。

次に、10ページ、16款1項2目衛生費国庫負担金を324万8,000円、その下の下、2項3目衛生費国庫補助金を381万2,000円増額しますのは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金を見込むものであります。

次に、同じく6目土木費国庫補助金を183万5,000円、次のページの17款2項6目土木費県補助金を122万8,000円増額しますのは、住宅等の耐震補強に関する補助事業の申請増に係る国・県の補助金を見込むものであります。

次に、19款1項5目ふるさと寄附金を330万円増額しますのは、企業版ふるさと寄附金の増額によるものであります。

次に、12ページ、21款1項1目繰越金を1億8,298万3,000円増額しますのは、令和4年度の決算により、実質収支額が3億6,458万3,000円になったことによるものであります。

次に、22款5項1目雑入を595万円増額しますのは、次のページ、説明欄52の後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員の給与相当額負担金の585万円が主なものであります。

次に、23款1項2目民生債を180万円、同じく5目土木債を5,240万円、同じく7目教育債を130万円増額しますのは、先ほど地方債の補正で説明いたしましたきたごうこども園の修繕、町道一

色中日向線の道路改良工事、総合文化会館の長寿命化工事に関する費用に対する起債の増額であります。

次に、14ページ、23款1項9目臨時財政対策債を3,571万円減額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定された発行可能額に合わせて減額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

初めに、このたびの人件費の補正は、4月以降の人事異動等に伴い生じる会計年度任用職員の給与費など、12月補正前までに予算に不足が生じる科目があるため、他の科目の予算を減額して調整するものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費のうち、説明欄（3）基金管理費を195万3,000円増額しますのは、令和4年度決算に伴う、地域優良賃貸住宅基金積立金の増額であります。

次に、同じく説明欄（4）庁舎管理費を922万6,000円増額しますのは、次のページ、町民の皆様が利用しやすい庁舎とするための改善計画に関する業務委託286万円、大会議室等の備品老朽化に伴う更新費用460万円が主なものであります。

次に、19ページ、2款7項3目人口政策推進費のうち、説明欄（3）空き家対策事業費を440万円増額しますのは、小山町空き家等対策計画について令和6年度に第3期計画の策定を行うに当たり、事前に空き家等の実態を調査する業務の費用を増額するものであります。

次に、2款7項4目広域行政組合管理費、説明欄（2）広域行政組合管理費を1,530万4,000円増額しますのは、令和4年度決算に伴う負担金の精算等を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第2号）によるものであります。

次に、21ページ、3款1項3目健康福祉会館管理費、説明欄（2）健康福祉会館管理運営費を342万円増額しますのは、会館の受電設備の更新・修繕と、障がい者駐車場から建物入り口へのひさしを設置するための設計業務に関する費用であります。

次に、3款2項1目老人福祉総務費、説明欄（4）老人福祉施設等運営費を1,568万5,000円増額しますのは、旧すがぬまこども園、現在のシルバーワークプラザのトイレを大人用に改修する工事費用と、現在賃借している土地の一部の購入費用であります。

次に、22ページ、3款3項1目児童福祉総務費、説明欄（6）子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を190万8,000円増額しますのは、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金の交付確定に伴う国庫返還金であります。

次に、23ページ、3款3項3目こども園費、説明欄（2）こども園管理運営費を320万2,000円増額しますのは、各こども園の点検等により必要となった修繕料288万7,000円が主なものであります。

次に、24ページ、4款1項2目予防費、説明欄（3）新型コロナウイルスワクチン接種事業費を706万円増額しますのは、秋接種に向けて不足する委託費430万円と、個別接種を促進するため

の医療機関への支援金200万円が主なものであります。

次に、25ページ、4款3項2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合塵芥処理費負担金を2,032万2,000円、同じく3目し尿処理費、説明欄(2)広域行政組合し尿処理費負担金を233万9,000円減額しますのは、令和4年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)によるものであります。

次に、26ページ、6款1項1目商工業振興費、説明欄(2)商工業振興費を240万円増額しますのは、今年度創設しました起業・創業支援事業費補助金の申請増に対応するものであります。

次に、27ページ、6款2項1目観光スポーツ推進費、説明欄(5)スポーツツーリズム推進事業費を500万円増額しますのは、小山町合宿誘致促進事業助成金の大幅な申請増によるものであります。

次に、28ページ、7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を5,830万円増額しますのは、町道一色中日向線の道路改良舗装工事に係るものであります。

次に、29ページ、7款4項4目下水道整備費、(2)下水道事業会計繰出金を1,128万9,000円増額しますのは、浄化センターの電動シリンダー修繕費及び新規の宅地に係る公共ますの設置工事費について、一般会計から繰り出して対応するものであります。

次に、30ページ、7款5項2目建築指導費、(2)建築指導費を276万9,000円増額しますのは、住宅の耐震補強に係る補助金の申請増を見込むものであります。

次に、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防費負担金を785万1,000円増額しますのは、令和4年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)によるものであります。

次に、33ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館管理運営費を309万3,000円増額しますのは、会館入り口へのひさしを設置する設計業務委託費と総合文化会館長寿命化改修事業の実施設計に基づく工事費の増額であります。

最後に、12款1項1目予備費を8,186万6,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藺田豊造君) 4点ばかり質問させていただきます。

まず、18ページ、2款3項1目の説明欄の(3)個人番号カード関連事務費が79万2,000円の減額となっていますが、その理由について伺います。

それから、今度、26ページ、6款1項1目商工業振興費の説明欄(2)の18、起業・創業支援事業費補助金240万円について、この補助金の内容について、それからその対象者は何人いるのか。起業の内容はどのようなふうなものか。補助金については、それをもらうというふうなことの要件

についてお伺いします。

それから、27ページ、6款2項2目、説明欄の(5)道の駅観光交流センター管理費60万5,000円となっています。どのような改修なのか。50万円以上が小山町の負担となっておりますが、微妙な費用なので、あえてその内容についてお伺いします。

それから、29ページ、7款4項4目下水道事業会計の1,128万9,000円の繰り出し理由についてお伺いします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○住民福祉部長(小野一彦君) 菌田議員の御質問の1点目にお答えをいたします。

まず、個人番号カードに係るパソコンの費用79万円を、全額減額を今回しております。この件ですが、個人番号カードの申請補助に利用する端末について、当初リースをする予定ということで、その予算を確保させていただきましたが、その必要がなくなったため減額するものであります。これによりまして、同額の国庫補助金についても減額をしております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(長田孝代君) 菌田議員の御質問にお答えいたします。

まず、創業支援事業費助成金ですが、今年度創設しました賑わい商業創出支援事業助成金に関するものであります。

こちらの内容につきましては、対象者は町内で賑わい商業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業を営む事業で、そのうち起業、事業承継、第二創業、新分野進出、新商品開発を新たに開始する事業者に対して助成をするものであります。

現在、相談件数は8件ありまして、そのうち申請に至ったものが4件、その内訳は起業が2件、こちらは卸・小売業になります。そして、新分野進出及び新商品開発が1件の申請を受け付けております。

続きまして、須走の道の駅改修工事につきましてはですが、今回補正を上げたものは、道の駅「すばしり」へ町道を通して道の駅を利用する際の誘導サインがとても分かりやすく、現在仮設の立て看板を設置しております。そちらを新たに設置する誘導看板の工事になります。

以上です。

○都市基盤部長(清水良久君) 菌田議員御質問の下水道事業会計繰出金についてでございます。

これは、後ほど議案第81号として上程させていただいております下水道事業会計補正予算のときにも説明させていただきますが、今回はこの須走の浄化センターの機械、汚泥の貯留ホッパーであったり、電動シリンダーの修繕に要した費用、それに伴いまして新たに発生しました須走地内で2区画の民間宅地分譲地に対しまして、公共汚水ますを急遽2基設置しなければならないということで、施設の故障と急遽マンホールを設置する必要が生じたということの中で、下水道事

業会計繰出金により実施するものでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、25ページ、3項2目の広域行政組合、こちらの負担金ですけれども、令和4年度の負担金の精算により生じたものであるという御説明をいただきましたが、こちらの負担金と、それから尿処理の負担金、金額が大きいので、その詳細を教えてくださいと思います。

次に、30ページ、こちらと同じく広域行政組合の消防費の負担金です。780万円ほどが減額しております。こちら決算とともに補正予算が生じたものであるという説明はいただきましたけれども、こちらの説明もいただければと思います。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 大変申し訳ございませんが、ただいまの質問2点については、広域行政関係の質問ですので、質問はなかったという形にさせていただきます。

ほかに御質疑がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億1,954万8,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

8款1項1目繰越金の1,045万2,000円の減額は、令和4年度の決算剰余金として確定した4,954万8,000円と、当初予算で見込んでおりました6,000万円との差額を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

7ページから9ページにかけて、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の説明欄(2)18節医療給付費分納付金(一般分)を2,570万円、3款1項2目退職被保険者等医療給付費分の説明欄(2)18節医療給付費分納付金(退職者分)を1万8,000円、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の説明欄(2)18節後期高齢者支援金等分納付金(一般分)を203万3,000円、3款2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分の説明欄(2)18節後期高齢者支援金等分納付金(退職者分)を6,000円、3款3項1目介護納付金分の説明欄(2)18節介護納付金分納付金を197万9,000円、こちらをそれぞれ減額いたしますのは、いずれも静岡県へ納める納付金の額が確定したことによるものであります。

最後に、9款1項1目予備費を1,928万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 私がただいま御説明いたしました、補正予算追加というふうの説明をさせていただきましたが、減額の誤りでありますので、訂正をさせていただきます。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,053万3,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

3款1項1目繰越金の46万7,000円の減額は、令和4年度の決算剰余金として確定した53万3,000円と当初見込んでおりました100万円との差額を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を46万7,000円減額しますのは、繰越金相当額であります出納整理期間中に納付された普通徴収保険料が当初の見込みよりも減額となったため、静岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を減額するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,711万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,711万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

7款1項1目繰越金2億5,711万4,000円の増額は、令和4年度の決算において決算剰余金として確定した金額2億7,294万4,881円と繰越金の当初予算1,583万円との差額分を増額補正したものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金を1億5,000万円増額いたしますのは、先ほど歳入で説明いたしました令和4年度の決算剰余金の一部を積み立てるものであります。

最後に、6款1項1目予備費を1億711万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、予算の総額を1億4,269万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の6ページを御覧ください。

2款1項1目1節繰越金、説明欄(1)を10万7,000円減額いたしますのは、前年度繰越金が確定したことによるものであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費の12節を1,000万円増額いたしますのは、今後の町が関連いたします宅地造成事業の適地等を検討するための不動産鑑定評価や造成のための調査委託料であります。

その下、27節繰出金を3,500万円計上いたしますのは、木質バイオマス発電事業特別会計の健全化のため、同特別会計に繰り出すものであります。

最後に、2款1項1目予備費を4,510万7,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番(牧野恵一君) この補正の中身で、宅地の可能性調査で1,000万円を計上しておるんですけども、この事業の内容についてちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(石田洋丈君) 牧野議員の御質問にお答えいたします。

今回補正予算として計上させていただきました調査費の1,000万円でございますけれども、これから町の方で宅地造成事業の適地を探すに当たりまして、その場所の選定や、または不動産鑑定を行うことにより採算の取れる事業になるのかどうか、さらには図面などを描いてみて、その事業が成り立つのかどうか、そういったところについて調査するための費用として計上したものでございます。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありますか。

○9番(藺田豊造君) 今のところの宅地創出可能性調査について、もう少し詳しくお伺いいたします。

この調査において行うのは、34条の2を使わなきゃならないような事業なのかどうか、それに

ついてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

今回の調査に関しましては、様々な手法も考えまして、多角的に総合的に判断をしていくという事で、この調査費の方の活用を考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ63万1,000円を増額し、予算の総額を23億311万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の6ページを御覧ください。

2款1項1目1節を63万1,000円増額いたしますのは、前年度繰越金が確定したことによるものであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

4款1項1目予備費20万円を全額減額いたしますのは、歳出額が確定したことに伴い、予備費が不要となったためであります。

最後に、同ページ上段に戻っていただきまして、1款1項1目一般管理費の27節一般会計繰出金を83万1,000円増額いたしますのは、歳入でも御説明いたしました前年度繰越金63万1,000円と、歳出で減額いたしました予備費20万円を合わせた金額の調整のためであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ちょっとお伺いしたいのは、今予備費を0にするという話でしたよね。一般的にはやっぱりその会計年度というのは、まだ閉鎖期間を入れれば5月までであるのに、予備費をここで0にするという会計操作が何を狙っているのか。一般的にそういうことがあり得るのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 牧野議員の質問にお答えさせていただきます。

予備費を0にするのかということですが、6月の定例会等につきましても、この上野の事業につきましては、土地の処分について、並びに財産を支払手段として使用することについてということで、7月末までに大体上野の事業につきましては終了しているような形となっております。先ほど、じゃあ5月までの出納閉鎖期間というのもございますけれども、今後、廃止に向けて、こちらの方を取り組んでいく予定となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

なお、議長から申し上げます。質問をしては駄目だということではないんですけれども、所管の委員会に付託する議案については、原則として、その委員会に所属する議員は委員会で質問ができますので、その辺の御配慮をいただきたいと思っております。

日程第22 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 大庭和広君。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ948万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,273万円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目売電収入を2,551万6,000円減額いたしますのは、補正予算（第1号）にて繰上充用の財源として増額した金額を売電収入の見込みに合わせ減額するものでございます。

次に、3款1項1目宅地造成事業特別会計繰入金3,500万円を増額いたしますのは、発電所の開設当初、発電設備の調整に日数を要したことや、令和2年の火災事故による影響などから、累積的に赤字が生じ、翌年度歳入から繰上充用を行ってまいりましたが、これを解消するため、地方財政法第6条及び第7条の規定に基づき、小山町宅地造成事業特別会計から繰入れを行うものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目発電事業費を3万1,000円増額いたしますのは、令和4年度の売電収入に応じた消費税相当額が確定したことに伴う増額であります。

最後に、3款1項1目予備費を945万3,000円増額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものと、今後想定される売熱に向け、設備の補修や調整、また熱配管の切り回しなど改修を行う必要が生じた際に迅速に対応するためでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第24 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第25 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的支出を1,499万5,000円増額し、収益的支出の予算総額を3億8,509万6,000円にするものであります。

次に、3ページをお開きください。

収益的支出についてであります。

1款1項1目、備考欄、13節委託料を1,499万5,000円増額いたしますのは、本年3月に湯船原地区の水道水に濁りが生じ調査した結果、湯船原地区の水道使用量の増加に伴い水源井戸からくみ上げる原水のマンガン含有量が増加したと併せ、湯船原配水場に設置していますマンガン除去装置内でろ過を行うためのろ材の劣化が進んでいることが判明したため、マンガンの除去能力を回復させ良質な水道水を供給するよう、ろ過タンク内に充填してありますろ材の入れ替え業務を実施したく委託料を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（藪田豊造君） 今、委託料について御説明されましたけれども、ろ過材を入れ替えると言いました。まだ案外新しいような感じがするんだけどね。どのぐらいのこれは耐用年数とか、何というかな、今の汚れ具合について御説明ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 藪田議員の御質問にお答えいたします。

マンガン除去装置につきましては、湯船原配水場建設時に設置をしたものでございまして、既に今の現状の汚れ具合と申しますか、劣化具合で申しますと、50%を切っている状況になっております。

したがって、マンガン除去がうまく機能として追いつかないということで、ここでろ材の入れ替えを計画しておるものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 経過年数は分かりますか。何年経過しているか分かればお答えいただけますか。

○上下水道課長（山口幸治君） 経過年数ですけれども、実際の稼働の時期とか、ちょっと今手元に資料がありませんので、また調べて後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） すみません、勉強不足で大変申し訳ないんですけども、このマンガンですが、人体の影響というか、何がどう人体に影響してしまうのか、そちらをお聞かせいただきたいと思っております。

また、50%を切っている状況ということでしたけれども、マンガンがどれぐらい含まれていて、国の、何ていうんですか、制定されている数値ですとか、そういったものを鑑みると、どれぐらいの容量が今入ってしまっているのか。具体的な数値をいただくと非常にありがたいです。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、マンガン質の性質ですが、衛生上、人体への影響はありません。摂取をしても人体への影響は大きくありません。

それで、3月に一時マンガン質量が上がったわけですけれども、その後、応急措置として、このろ材に定着させるために塩素を加えて定着をさせるものになるんですが、この塩素量の調整によりまして、今、比較的安定した状況でろ材に吸着をさせることができている状況にあります。

4月以降、上下水道課の方で、自主的に監視としてマンガン質量の監視を行っておりますが、これは週に1回の頻度で今実施をしておりますけれども、4月以降は水質基準値内に全て収まっ

ている状況でありますので、特にマンガンの質量が今現状では高い状況ではなく、供給ができております。

ただ、これがいつ何の、地下のことですので、原水の方の水質が、大きくマンガン量がまた上がる可能性もありますので、いずれにしましても、このろ材については入れ替えが必要になってくるということになります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に第2条収益的収入及び支出それぞれを1,027万7,000円増額し、収益的収入の予算総額を2億5,598万5,000円に、収益的支出の予算総額を2億5,555万8,000円に、また、第3条資本的収入及び支出それぞれを101万2,000円増額し、資本的収入の予算総額を7,482万円に、資本的支出の予算総額を1億2,647万2,000円にするものです。

3ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収益的支出から先に御説明いたしますので、下段を御覧ください。

1款1項1目、備考欄、18節修繕料を1,027万7,000円増額いたしますのは、須走浄化センター機械棟に設置しております汚泥貯留槽の扉開閉装置の故障及び落雷の影響により故障したマンホールポンプの非常通報装置の修繕を実施するものであります。

収入につきましては、上段、1款2項1目、備考欄、1節一般会計繰入金を計上することにより、今回の不測の施設修繕に対応するものでございます。

4ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、資本的支出から先に御説明いたします。

1 款 1 項 1 目、備考欄、46 節工事請負費を 101 万 2,000 円増額いたしますのは、須走下本町区内で新たに整備される 2 区画の民間宅地分譲に伴いまして、町が公共汚水ます設置要綱の規定に基づきまして、公共汚水ますの設置工事を実施するものでございます。

収入につきましては、上段、1 款 4 項 1 目、備考欄、1 節一般会計繰入金を計上してございません。

以上のことを踏まえまして、2 ページにお戻りください。

一番下の行、第 4 条他会計からの補助金につきまして、今回の補正に伴う一般会計からの繰入総額を 1 億 2,395 万 1,000 円に改めるものとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 81 号は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

なお、先ほど保留しました答弁について、上下水道課長から回答を求められておりますので、お答えをいただきたいと思っております。上下水道課長。

○上下水道課長（山口幸治君） 先ほど菌田議員からの御質問で、どのくらい除去装置が経過しているかということですが、平成 29 年度に施設の建設をしまして、6 年が経過をしておる状況でございます。

以上であります。どうもすみませんでした。

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。ただいま町長から議案第 83 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度社会資本整備総合交付金事業町道 2415 号線道路改良工事）の 1 件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いたします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第83号について、提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしますのは、工事請負契約の締結1件であります。

議案第83号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和5年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、未来創造部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第83号 工事請負契約の締結について（令和5年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事）

○議長（遠藤 豪君） 補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第83号 工事請負契約の締結についてであります。

追加議案書を御覧ください。

本案は、令和5年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事の工事請負契約の締結案件であります。

本工事は、平成29年度から事業に着手しております足柄S A周辺地区の町道整備を行う継続事業であります。

主な工事の内容につきましては、工事延長320メートル、橋梁上部工として床版工一式、転落防止柵318メートル、道路改良工として側溝工413メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る8月24日、町内事業者9者による指名競争入札を執行いたしましたところ、白幸産業株式会社が1億5,000万円で落札決定し、消費税相当額1,500万円を加え、1億6,500万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和6年3月15日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） 町道整備事業とはいいますけれども、当初、足柄サービスエリア周辺開発事業の中では、たしか、当然ですが、民間のディベロッパーが行う中核施設であるということでスタートしているわけですね。それはどういうところで分かるかということ、町長自身が合同会社と契約を結んで、合同会社から町に委託しますねという契約に基づいてスタートしてるんですね。ということは、その中に書いてありますけれども、町の方の資料にも書いてありますが、この事業は町の受託事業だって書いてありますよ。それが、何かこれで見ると、社会資本整備総合交付金事業だということになりますと、国の交付金を充てるということですから、民間事業では恐ら

く許されない話でありましようから、なぜその民間事業が小山町の公共事業に切り替わってしまったのか。その辺のいきさつについて説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

いつ民間事業に切り替わったのかというところですが、当初から、この事業につきましては、道路の整備というところで、基本協定に基づいて事業を実施しているところがございます。しかしながら、例としましては、令和4年度にはコロナの影響により鉄などの資材の物価高騰が目立つようになりました。事業協力者からも事業費の圧縮に向け相談を受けて、町は内閣府や県にも相談して、開発事業者からの事業協力金については、企業版ふるさと納税に充てることも可能としたところがございます。これは、令和5年3月17日に協定書の一部変更を行わせていただきました。結果、昨年度につきましては、3者から納入いただいた実績もあります。

今年度も同じような対応を行っていくよう考えておりますが、したがって、その民間事業1者だけに頼るものではなく対応していきたいと考えております。

やはり地元からも、こちらの方の早期の開業を願っているところもあり、町も安全を確保しながら引き続き工事の進捗を図ってまいりたいと考えています。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 私が言っているのは、この道路事業は、足柄サービスエリア周辺開発事業の中核施設であって、民間のディベロッパーが責任を持って整備しなきゃならない仕事だと。そういう理解の下に、当たり前ですけども、当初スタートしているんですね。それは、先ほど言いましたように、町長とこの合同会社と契約をして、この事業は合同会社の仕事だけど、町でやってくださいねという委託契約も結んでいます。だから、道路の性格づけがなぜ変わったのかということを知っているわけです。事業協力金がふるさと納税と違って、その辺の話は何かよく分からないんですけども、3者から納入と違ってあたりは、要するに、資金が町から出ていないということを言いたいがための説明なんじゃないでしょうか。その辺の資金繰りについてもちょっとよく分からなくて、それはやっぱりこの事業が公共事業でやるということの正当性の説明にはなっていないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

こちらの方につきましては、国の社会資本整備総合交付金を50%活用して、現在この工事請負契約の案件を出させていただいた経緯もございます。

こちらの方は、当然、県ないし国にも相談をかけさせていただく中で認めていただいた事業でもございますし、民間開発としても、やはり接道要件というところで、12メートルの接道というのが必要となってきておりますので、そこも含めて事業の方を協定書に基づいて実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） この事業は、今の制度の問題についてはちょっとよく分かりませんが、たしか尻が16億円というふうに決まっているような、前の議会でもそういうふうに説明を受けていますけど、だいぶお金を使っているようですけども、現在この1億6,000万円を使うと、残りが幾らぐらいになるのか。その後のお金がなくなったときの手当てはどのようにされているのか。この間の全員協議会のときかな、質問したときには、お金の手当て、これはできてるからという説明ができてましたけれども、残金についてももう一度お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 藺田議員の御質問にお答えさせていただきます。

残金についてはどのぐらいかという部分でございますけれども、まず、こちらの方、協定という事の中では、年次協定をさせていただきまして、事業協力者との中では総額ということで12億4,637万1,000円としているところがございます。

今、不足と申しますか、その金額はどのぐらいになるのかというのは、現在精査しておりますので、またどこかのタイミングでお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 細かい残額ですか、金額については、今議会中に回答ということによろしいですか。

○9番（藺田豊造君） 16億円というのは前からこれ出てるんだよ、金額が。今のはちょっと違うから、それらも精査してくれ。

○議長（遠藤 豪君） その点も併せて本議会中に御回答いただきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月30日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第12号までの令和4年度会計決算12件と議案第82号 令和4年度小山町水

道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千 江 子

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年8月30日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	野木 雄次君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
代 表 監 査 委 員	池谷 浩君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 後藤 喜昭君 議 会 事 務 局 書 記 山口 紘史君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午後3時10分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第13 | 議案第82号 | 令和4年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第12 認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第13 認定第13号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） ここで、未来創造部長から発言を求められておりますので、これを許可します。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 8月28日の9月定例会の追加議案、第83号の審議の際に、牧野議員から足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業の経緯と、菌田議員から継続費の状況について御質問を受け、回答が不十分でございましたので、この場をお借りして御説明をさせていただきます。

初めに、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業に対する経緯であります。

本工事は、東名高速道路に接続する足柄スマートインターチェンジと県道御殿場大井線を結ぶ重要な路線であります開発道路、町道2415号線、ほか1路線を整備するものであり、平成24年度に町内各拠点をつなぐ利便性の高い道路網の構築を目指し策定をいたしました小山町の道路整備プログラムに基づきまして、町が計画的に整備を推進する路線として位置づけをされておりました。

その後、平成27年度に開発事業者から複合観光施設設置の提案があり、総合計画に掲げた施策、

ふじのくにのフロンティアを拓く取組、当時は内陸のフロンティアを拓く取組でございましたが、と町の構想が合致したため、事業者と町は開発協定を、まずは締結をいたしました。

その後、当該路線の整備につきまして、平成29年度に開発事業者と町は、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業に関する協定書を締結いたしました。本協定に、道路の協定ですね、に基づきまして8億円の継続費を設定し、受託事業がスタートいたしました。その後設計が進むにつれ、事業費の増大が懸念されるようになり、財源として国の社会資本整備総合交付金が適用できる見込みが立ちました。

本来であれば、このタイミングで、歳入科目を諸収入の開発道路整備受託事業収入から、現在の雑入であります町道整備事業協力金に改め、歳出科目も開発道路整備事業から町道整備事業に改めるべきでありましたが、その訂正を怠り、議会に詳細な説明をしておりませんでした。

令和2年度決算におきまして、町が支出した道路整備費に対し、事業者負担額の3億5,347万6,000円が未収入となりました。

小山町議会からは、令和3年9月定例会で、適正な事業計画及び予算の計上、並びに決算の正確かつ漏れのない報告に努めることとの附帯決議をいただき、それからは現在の形で予算を適正に執行しております。

当該路線は、開発事業者の接道となる路線ではありますが、特定の企業のために進めるのではなく、あくまでも町が事業主体となって整備すべき町道整備事業として、引き続き事業の推進に努めてまいります。

次に、本工事に対する継続費の状況についてであります。

継続費の全体事業費16億6,900万円に対し、現時点の支出予定額は16億4,487万8,000円であり、残額は2,412万2,000円となっております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第1号から日程第12 認定第12号までの令和4年度会計決算12件と、日程第13 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。

令和4年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月6日の本会議において行いますので、御承知願いたいと思います。

補足説明は、初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和4年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきましては、私を含めた各部長等は、決算額については1,000円未満を、執行率については小数点第1位未満を切り捨てて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入から説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款町税であります、令和4年度の町税全体の収入済額は40億6,278万6,000円で、収納率は98.8%、一般会計の歳入に占める割合は29.4%となりました。前年度と比較しますと、町税全体で1億7,509万8,000円、4.5%の増となり、収納率は0.1ポイント上がりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税の個人及び法人の現年と滞納繰越分を合わせた収入済額は12億9,226万7,000円で、前年度と比較し3,514万2,000円、2.7%の増となりました。

1目町民税個人の収入済額は10億6,517万3,000円で、前年度より2,536万7,000円の増額となりました。主な要因は、1節現年課税分の納税義務者数が、前年度より21人減の1万392人となっておりますが、所得割が増加し、1人当たりの調定額は10万2,626円で、前年度より2,814円増加しております。

次に、2目町民税法人の収入済額は2億2,709万4,000円で、前年度より977万4,000円の増額となりました。令和4年度に増額となった理由は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、経済活動が活発化し、企業の業績が回復したことにより、町民法人税の増額に影響したものと考えております。

次に、2項固定資産税の収入済額は25億3,851万5,000円で、前年度と比較し1億2,844万7,000円の増、5.3%の増となりました。

1目1節現年課税分の収入済額は25億557万4,000円で、その内訳は、土地が7億3,918万2,000円、家屋が8億9,054万3,000円、償却資産が8億7,584万9,000円でした。土地は、標準宅地の評価額が下落傾向にあるものの、令和3年度中に湯船原工業団地の一部の土地が売却されたことから、32万6,000円、率で0.04%の増となりました。また、家屋については、湯船原工業団地内の大規模な工場等が新築されたことや、中小事業者に対する軽減措置が終了したことから、前年度より1億4,042万6,000円、18.7%の増となりました。償却資産では、新築工場等において設備投資があった一方で、既設工場等での償却資産の残存価格が減少したため、573万9,000円、0.7%の減となりました。

次に、3項軽自動車税の収入済額は6,662万2,000円で、前年度と比較し439万3,000円、7.1%の増となりました。自家用軽乗用車の買換えによる新税率車両の届出台数の増加によるものと考えております。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億5,945万5,000円で、前年度と比較して554万4,000円、3.6%の増となりました。

次に、5項入湯税の収入済額は592万5,000円で、前年度と比較し157万円、36%の増となりまし

た。増額の主な要因は、入湯税の徴収施設が増えたことや、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、宿泊を伴う入湯客数が回復傾向にあるためと考えております。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億1,474万4,000円ですが、前年度に比べ1.8%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は137万2,000円で、前年度に比べ30%の減額となりました。減額の理由は、預金利子下落により、県全体の調定額が減少したことによるものであります。

次に、4款配当割交付金は1,530万9,000円で、前年度に比べ8.1%の減額となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は1,554万1,000円で、前年度に比べ34.5%の減額となりました。減額の要因は、株式譲渡所得の減少によるものと考えられます。

次に、10ページ、6款法人事業税交付金は5,069万円で、前年度に比べ4%の増額となりました。

次に、7款地方消費税交付金は4億9,686万7,000円で、前年度に比べ2.2%の増額となっております。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金2億695万7,000円は、前年度に比べ0.6%の減額で、利用者は6,657人に減り、36万2,975人でありました。

次に、11ページ、9款環境性能割交付金1,432万1,000円は、前年度に比べ24.3%の増額となっております。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金4,861万円は、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、対象施設の新設により、前年度に比べ15.9%の増額であります。

その下段の11款地方特例交付金1,900万3,000円は、前年度に比べ84.7%の減額となりました。これは地方税の減収分に対して交付されるもので、新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補填特例交付金が大幅に減額となったことによるものであります。

次に、12ページの12款地方交付税7億9,985万1,000円は、前年度に比べ10.1%の減額となりました。減額の主な要因は、特別交付税が前年度に比べ6,517万8,000円減額となったものであります。

なお、普通交付税は7億1,609万3,000円で、単年度財政力指数は0.842となり、前年度から0.008ポイント増加しております。

次に、19ページの16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億994万4,000円は、いわゆる防衛9条交付金で、東富士演習場が存在することにより交付されるものであります。沖縄県道104号線越え実弾演習の分散実施の受入れ規模は、令和3年度と同等規模の中隊レベルでしたが、令和3年度に比較し0.9%の増額となりました。昨年度は、町道小山犬の平線舗装補修工事などの道路事業、正倉用排水路などの農業施設事業、水道事業、こども園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業の計8件に充当いたしました。

その下、9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,534万3,000円は、コロ

ナ禍における経済対策であるプレミアムつき商品券発行事業、また原油価格の高騰により影響を受けた運送事業者への支援事業や、物価高騰対策による介護サービス事業所等への事業継続支援事業など全30事業に対し充当いたしました。

次に、23ページ、17款3項1目総務費委託金3,472万6,000円の主なものは、1節徴税費委託金3,298万円で、県民税の徴収委託金であります。

次に、24ページの18款1項1目財産貸付収入3億5,006万3,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付収入3億2,570万9,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けているものであります。

次に、25ページの18款2項1目不動産売払い収入6,274万3,000円のうち、企画総務部関係で主なものは、1節土地売払い収入で、明倫地区と須走地区の貸付地を売却した5,618万円であります。

次に、26ページ、19款1項2目総務費寄附金7,058万6,000円の主なものは、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金であります。

次に、27ページ、5目ふるさと寄附金6億3,145万1,000円は、ふるさと寄附金が4億9,363万2,000円で、その件数は5,373件、48事業所から、返礼品683品目を御提供いただきました。また、企業版ふるさと寄附金は1億3,781万9,000円で、3社から寄附をいただきました。

次に、28ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金4億8,844万9,000円は、令和4年度当初予算及び第1号補正予算において、不足する財源として繰入れを行ったものであります。

同じく2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,894万4,000円は、防衛9条交付金の事業の執行に当たり、当該基金を介してこども園の運営に関する事業、定期予防接種事業、医療費助成事業の三つの特定事業を執行するための繰入金であります。

その下、3目須走地域振興事業基金繰入金2,225万7,000円は、須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金を積み立てた基金からの繰入金であります。

その下、4目総合計画推進基金繰入金10億7,938万3,000円は、総合計画に基づき実施する様々な事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、32ページの22款5項1目の2節雑入のうち、備考欄の真ん中、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,084万5,000円は、協定に基づき当該施設の売上額の1%を協力費として収入しているものであります。

次に、33ページ、23款町債9億2,902万7,000円は、臨時財政対策債の減額により、前年度に比べ20.8%の減額となりました。充当事業の内容を精査の上、後年度負担が過大にならないよう、交付税措置など有利である起債の借入れなどに心がけております。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

初めに39ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち、備考欄(2)財政管理費の決算額は955万円で、執行率は99.3%であります。12節の財務会計の電算委託料及び財政運営計画策定に係る委託料が主なものであります。

備考欄の（３）行財政改革推進事業費の決算額は222万5,000円で、執行率は89.8%であります。主なものは、7節行政アドバイザー謝礼126万円で、研修会の講師、審査委員会の委員など、延べ27人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、40ページ、2款1項4目財産管理費のうち、備考欄（２）財産管理費の決算額は3,890万6,000円で、執行率は97.7%であります。主なものは、次のページ、14節旧シルバーワークプラザ解体事業2,744万5,000円であります。

（３）基金管理費の決算額は14億73万3,000円で、執行率は98.5%であります。主なものは、各基金への積立金で、下から7行目、財政調整基金へ5億1,000万円、総合計画推進基金へ2億7,676万8,000円、教育振興基金へ1億4,446万3,000円であります。

また、9条交付金を充てる特定事業を実施するため、東富士演習場関連特定事業基金へ2億3,894万4,000円、須走地域振興事業基金へ6,960万円、次のページ、庁舎建設基金へ5,000万円、公共施設等総合管理基金へ8,500万円であります。なお、積立基金の現在高につきましては、決算書の280ページに詳しく記載されておりますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄（４）庁舎管理費の決算額は4,686万2,000円で、執行率は97.6%であります。役場本庁舎を維持管理するための経費であり、10節需用費の光熱水費や修繕料、保守管理を行っていく各種委託料が主なものであります。また、同じく（４）庁舎管理費の繰越明許の決算額は1億8,150万円で、執行率は96%であります。前年度からの14節本庁舎の空調設備の改修工事を実施したものであります。

次に、45ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（２）自治振興費の決算額は2億21万6,000円で、執行率は99.6%であります。主なものは、次のページ、14節足柄地区コミュニティセンター改修工事1億5,694万6,000円と、18節コミュニティ施設整備事業補助金、藤曲区の公民館建設工事への補助金1,450万円、また区運営交付金1,469万5,000円であります。

同じページ下段、備考欄（４）協働推進費の決算額は168万7,000円で、執行率は98.6%であります。18節須走まちづくり推進協議会補助金100万円と、地域まちづくり事業補助金68万7,000円で、須走の補助金は須走振興基金を財源に補助をしたものであり、地域コミュニティに対する支援を行ったものであります。

次に、一番下、2款1項7目ICT推進費の決算額は1億1,627万1,000円で、執行率は97.3%でありました。主なものは、次のページの（２）情報システム管理費の11節通信運搬費の2,551万8,000円、13節総合行政システム機器使用料2,947万1,000円ほか6件の機器及びシステムの使用料であります。

次に、48ページ、9目諸費のうち、備考欄（２）会計年度任用職員福利厚生費の決算額は3,967万6,000円で、執行率は97.8%でありました。主なものは、社会保険に加入する会計年度任用職員の社会保険料である4節会計年度任用職員等社会保険料3,049万5,000円であります。

続いて、50ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費のうち、備考欄（２）課税事務

費は7,478万7,000円で、執行率は99.6%であります。

備考欄、12節委託料の電算処理費1,405万円は、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要するものと、その下、固定資産管理評価1,763万1,000円と、22節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,895万5,000円が主なものであります。還付金の主なものは、町民税、個人及び固定資産税の税額変更によるものと、町民税法人の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

次に、57ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費のうち、備考欄（2）企画調査費の決算額は1,428万5,000円で、執行率は97.1%であります。主なものは、次の58ページ、備考欄、22節新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金国庫返還金1,268万円で、令和3年度プレミアム商品券発行事業における国、県の交付金の精算に伴う返還金であります。

その下の備考欄（3）地域公共交通活性化事業費の決算額は8,156万5,000円で、執行率は、96.8%であります。主なものは、備考欄、18節自主運行バス負担金7,585万4,000円で、小山町コミュニティバスの運行業務を行っている事業者への負担金であります。

同じく備考欄（6）須走地区活性化事業費の決算額は1億1,537万8,000円で、執行率は96.1%であります。須走地区へのスーパーマーケット誘致に係る用地購入費であります。

次に、60ページ、2款7項4目広域行政組合管理費の決算額は5,910万3,000円で、議会費及び総務費となります。

次の61ページ、2款8項1目広報広聴費のうち、備考欄（2）広報広聴費の決算額は1,649万9,000円で、執行率は95.6%であります。主なものは、10節の印刷製本費886万3,000円で、広報おやま等の発行を行ったものと、12節の町制施行110周年記念の町勢要覧制作委託料245万3,000円あります。

次に、62ページ、備考欄（4）ふるさと振興事業費の決算額は2億739万5,000円で、執行率は94.2%であります。これはふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものとして、7節報償費、ふるさと納税返礼品1億4,800万5,000円は、返礼品購入費等に係る経費であり、11節通信運搬費4,833万2,000円は、ふるさと納税ポータルサイトへの利用料等であります。

備考欄（5）スタジオタウン小山推進事業費の決算額は1,246万9,000円で、執行率は98.4%であります。主なものは、12節指定管理料900万円で、NPO法人小山町フィルムコミッションに小山フィルムファクトリーの指定管理をお願いしている経費であります。

最後に、飛びまして139ページをお開きください。11款1項1目元金の決算額は8億1,450万9,000円で、執行率は99.9%であります。これは199件の借入れに対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は2,898万2,000円で、執行率は98.9%であります。230件の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、令和4年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部が所管をいたします、認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算に関わる補足説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

決算書の18ページを御覧ください。16款2項4目1節道路橋梁費補助金のうち、備考欄1行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）8,250万円の内訳は、町道2415号線道路改良工事実施に対する国からの交付金6,968万5,000円と、町道2416号線道路改良工事実施に対する交付金1,281万5,000円であります。

続きまして、4行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）は、逡次繰越分であり、6,732万円は町道2416号線ほか1路線の道路改良工事実施に際し、同じく国から交付されたものですが、調定額1億6,500万円から交付分を差し引いた額9,768万円は、次年度に繰越しとなります。

続きまして、21ページを御覧ください。備考欄中段、17款2項1目1節移住・就業支援事業補助金217万5,000円は、首都圏から本町に移住された方に対し支援させていただくもので、交付実績の4分の3を県から補助金として頂いたものであります。

続きまして、22ページを御覧ください。同じく、17款2項5目1節商工費補助金、備考欄1行目、地域産業立地事業費補助金2億2,373万8,000円は、昨年度富士山麓フロンティアパーク小山へ進出されました二つの企業様に交付いたしました補助金に対する県の負担分であります。

続きまして、23ページを御覧ください。備考欄下段、17款2項10目特別対策事業補助金、1節地域少子化対策重点推進交付金80万円は、新規婚姻世帯に対しまして、住居費や引っ越し費用を、30万円を上限に補助させていただく結婚新生活支援補助金を対象に、交付実績の3分の2を県から補助金として頂いたものであります。

その下、同じく、10目2節ふじのくに少子化突破展開事業費補助金238万5,000円は、定住意向が低く、流出傾向が続く若年層をターゲットに通学、就職、子育てなどのライフステージに応じた支援を行うおやまライフサポート事業につきまして、交付実績の2分の1を、同じく県から補助金として頂いたものであります。

続きまして、24ページから25ページを御覧ください。18款1項1目1節土地貸付収入の備考欄5行目、太陽光発電事業敷地貸付収入285万7,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地としての町有地の貸付料であります。

続きまして、26ページを御覧ください。19款1項1目2節の新型コロナウイルス対策寄附金100万円は、県内の金融機関から御寄附をいただいたものです。昨年度は緊急時の対応を考慮して、基金に積立てをいたしました。

続きまして、27ページを御覧ください。19款1項5目1節ふるさと寄附金1億3,781万9,000円ですが、企業版ふるさと寄附金の趣旨に御賛同くださいました企業様3社から頂きました御寄附の合計であります。

続きまして、32ページを御覧ください。22款5項1目2節雑入のうち、備考欄下から15行目、

松田町営駐車場使用料32万5,000円は、松田町営駐車場の月ぎめ及び1日貸しの使用料収入であります。

続きまして、同ページ、備考欄33行目、災害協力金179万7,000円は、湯船原地区太陽光発電事業者からの地域貢献として、20年間PHV公用車と非常用蓄電池12台のリース料相当分を協力金として頂いているものです。

続きまして、33ページを御覧ください。備考欄5行目、町道整備事業協力金1,378万1,000円ですが、足柄周辺地区の開発事業者が、コロナ禍等の影響により資材等の高騰が続いていることから、町に対し事業費の圧縮に向け、企業版ふるさと納税を活用することで、従来の事務費分の代替とならないかという相談があり、検討した結果、企業版も活用し、その金額と合わせて協力金額といたしました。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明をいたします。

59ページを御覧ください。下段、2款7項3目人口政策推進費の決算額は4,465万3,000円で、執行率は91.6%であります。主なものは、60ページ、備考欄(2)定住促進事業費のうち、12節おやまライフデザイン支援事業286万3,000円で、進学、就職、結婚等若年層の人生設計を支援するセミナーやイベントを実施するもので、小山高校と連携し実施したものであります。

その下、18節おやまライフサポート事業補助金484万7,000円は、歳入で御説明いたしました県のふじのくに少子化突破展開事業補助金を財源に実施した事業であり、第1子子育て応援助成事業66件、遠距離通学定期券購入費助成金交付事業97件、奨学金返還支援助成事業12件を実施したものであります。

その下、個人住宅取得資金利子補給金509万9,000円は、町内に個人住宅を新築した際の住宅ローンの利子補給として、75件を交付したものであります。

その下、移住・就業支援金290万円は、同じく歳入で御説明いたしました首都圏から本町に移住された方に対し支援させていただくもので、昨年度は3組の方に交付をいたしました。

続きまして、96ページを御覧ください。6款1項2目フロンティア推進費の決算額は6億4,078万9,000円で、執行率は99.6%となりました。主なものは、97ページ、備考欄1行目、(2)未来拠点事業費のうち、18節の上から5行目、工場用地対策工事負担金1,673万1,000円は、令和3年9月に湯船原地区新産業集積エリアにおきまして発見された埋設物の処理費用であります。

続きまして、その下、6行目、小山町地域産業立地事業費補助金4億4,477万円は、歳入でも御説明をいたしましたが、富士山麓フロンティアパーク小山に進出くださいました二つの企業に対する補助金であります。

続きまして、同ページ、備考欄(3)、27節上野工業団地造成事業特別会計繰出金8,212万8,000円は、一般会計から上野工業団地の特別会計に不足が生じたため、主に繰越明許分の事務費及び人件費として繰り出したものでございます。

続きまして、その下(4)、同じく、27節小山PA周辺開発事業特別会計繰出金8,950万3,000円

も上野工業団地の特別会計と同様に、同年度小山P A周辺開発事業特別会計に不足が生じたため、一般会計から繰り出したものであります。

続きまして、105ページを御覧ください。6款3目1項雇用対策事業費の主なものは、12節委託料、備考欄6行目、12細節合同企業説明会会場設営等106万2,000円で、昨年11月に健康福祉会館におきまして、16社の企業様と113人の相談者様に御参加をいただき開催をいたしました合同就職フェアの運營業務委託料であります。

続きまして、109ページを御覧ください。7款2項3目町道整備事業費、備考欄下段、(3)足柄S A周辺地区町道整備事業費1億5,299万9,000円は、歳入の部でも御説明をいたしましたが、町道2415号線及び町道2416号線の現年分の道路改良工事費であります。

続きまして、その下、備考欄、同じく(3)足柄S A周辺地区町道整備事業費の通次繰越分1億3,464万円も、同じく町道2416号線ほか1路線、道路改良工事費であります。当該分を除き、残額は翌年度へ繰越しをいたします。

続きまして、112ページを御覧ください。7款3項1目河川費の備考欄5行目から、12節測量設計委託料(石沢排水路)1,413万1,000円は、湯船原地区新産業集積エリアの主要な排水路である石沢を緊急自然災害防止対策事業により強靱化を図るものであります。

また、その下の測量設計委託料(無名沢排水路)は、上野工業団地の重要な排水路であり、こちらも石沢と同様、緊急自然災害防止対策事業により強靱化を図るものであります。

続きまして、138ページを御覧ください。10款2項1目公共土木施設災害復旧費、備考欄(2)河川施設災害復旧費の中で主なものは、18細節湯船排水路災害復旧事業償還金1億5,800万円あります。当該排水路は、令和元年の台風19号により被災し、令和3年度に工事が完了いたしましたが、令和4年度になって工事請負事業者への未精算分があることが発覚をいたしました。その分の処理方法といたしまして、民法に規定する事務管理を適用し、償還金として支払うこととし、請負事業者と手法及び未精算分の金額について合意し、支払い処理をいたしました。

以上で、未来創造部所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算に係る補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、危機管理局長。

○危機管理局長(高村良文君) 小山消防署と危機管理局の令和4年度一般会計の決算について御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の18ページを御覧ください。16款2項5目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金4,418万5,000円は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛8条補助金で実施いたしました同報無線のデジタル化整備事業に対する補助金であります。

次に、23ページを御覧ください。17款2項7目1節消防費県費補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金2,175万8,000円は、本町が策定いたしました小山町地震対策プログラムに基づき、

整備する経費に充てるため交付されたものであります。昨年度は、消防団第5分団ポンプ自動車整備や、支障木予防伐採、無線施設の改修、更新、災害対策本部、救護所及び消防団等の防災、医療用資機材として、毛布、救急医療セット、消防用ホース、消防団活動服等を購入いたしました。

次に、31ページを御覧ください。22款4項4目1節の備考欄、消防施設費受託事業は、御殿場市・小山町広域行政組合から、小山消防署新庁舎建設に対する受託事業費2,838万円であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

118ページを御覧ください。8款1項2目非常備消防費の決算額は6,541万円で、執行率は97.9%であります。内容は、消防団の運営管理及び消防施設維持管理といたしまして、資機材の整備等に要した費用で、主なものといたしまして、備考欄(2)消防団運営費の1節消防団員報酬630万6,000円は、消防団168人の報酬であります。

その6行下、8節旅費の費用弁償982万2,000円は、消防団員が火災、警戒及び訓練等に出動した際の経費で、その内訳は、火災4回、その他警戒29回、手入れ作業、訓練等で、全て含めた出動回数は696回で、年間出動団員数は延べ6,321人であります。

次に、備考欄中段、10節需用費消耗品費544万6,000円の内訳は、消防団員の活動服、防火服及び分団の消防ホース等の購入費であります。

次に、119ページを御覧ください。備考欄(3)消防団消防施設維持管理費2,920万8,000円の主なものといたしまして、17節備品購入費の消防ポンプ自動車購入費2,838万円で、第5分団に配備後15年経過いたしました消防ポンプ自動車を買換え、貸与したものであります。

次に、8款1項3目消防施設費の決算額は365万6,000円で、執行率は9.9%であります。主なものは、備考欄(3)消防庁舎整備事業費209万円で、小山消防署新庁舎基本計画策定業務委託費であります。また基本設計業務委託費といたしまして3,291万円を、令和5年度へ繰越明許を行い、実施しておりますので、執行率が低くなっております。

次に、次ページを御覧ください。8款1項4目危機管理費の決算額は7,712万6,000円で、執行率は98.1%であります。主なものは、備考欄(2)危機対策費2,894万7,000円で、避難所等の備蓄食料としてアルファ米等1万3,000食分や避難所用防災毛布、消毒液等、防災資機材の購入費であります。

続いて、121ページを御覧ください。備考欄(3)自主防災推進事業費のうち、18節自主防災対策事業補助金354万3,000円は、計28区の自主防災会が購入、あるいは実施くださいました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき交付させていただいたものであります。

続いて下段、8款1項5目無線設備管理費の決算額は8,006万1,000円で、執行率は97.9%であります。主なものは、次ページ、122ページを御覧ください。備考欄中段、(3)同報系無線設備管理費の1,093万円で、屋外子局、モーターサイレン、アナログ戸別受信機等の修繕費でございます。

す。

最後に、備考欄（４）同報系無線設備デジタル化整備事業費の主なものは、123ページを御覧ください。備考欄１行目になります。12節ダイポールアンテナ設置委託料1,936万円と、17節備品購入費戸別受信機3,135万円等で、歳入でも御説明いたしましたが、防衛８条補助金を活用し、同報無線のデジタル化整備事業を、成美地区、須走地区、合わせて760世帯に対し実施したものであります。

以上で、小山消防署と危機管理局の令和４年度一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 令和４年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の15ページをお開きください。中段の15款２項１目２節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民関係手数料780万3,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で1万9,675件分の手数料であります。

次に、16ページ上段の16款１項１目１節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負担金1億8,365万2,000円は、歳出、３款１項２目障害者福祉費の備考欄（４）自立支援給付費の約2分の1を国が負担するものであります。

同じ備考欄の二つ下、国民健康保険基盤安定負担金1,380万1,000円は、低所得者が多い国保の保険者に対する支援分の2分の1を国が負担するものであります。

次に、同じページ、16款１項２目１節保健衛生費負担金、備考欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,401万5,000円は、同ワクチン接種に係る経費全額に対する国庫負担分であります。

次に、同じページの16款２項１目１節総務管理費補助金、備考欄の個人番号カード交付事務費補助金1,036万7,000円は、マイナンバーカード交付事務等に要する経費に対する国庫補助金であります。

その二つ下、戸籍住基システム整備費補助金659万2,000円と、同繰越明許352万円は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴う、それぞれのシステムの改修経費に対する国庫補助金であります。

次に、17ページの16款２項２目１節社会福祉費補助金の備考欄の地域生活支援事業補助金719

万7,000円は、地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。

その二つ下から4件の補助金であります。住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費補助金540万円、同繰越明許8,740万円、同給付金支給事務費補助金389万円、同繰越明許195万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等の生活の支援のために、1世帯当たり10万円を支給するための事業費及び事務費に対する国庫補助金であります。

その下、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金6,412万5,000円と、同給付金支給事務費補助金513万円につきましては、物価、賃金、生活総合対策として、価格高騰による負担増を支援するため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円を支給するための事業費及び事務費に対する国庫補助金であります。

次に、同じページ下段、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄三つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,914万7,000円は、ワクチン接種の体制確保に要する費用に対する国庫補助金であります。

その下、出産・子育て応援交付金事業費補助金829万7,000円については、出産・子育て支援策として、給付金を支給した事業及び事務費に対する国庫補助金であります。

次に、その下、2節環境保全費補助金の備考欄、合併処理浄化槽設置奨励事業補助金601万2,000円は、合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助金であります。

次に、20ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄3番目の障害者自立支援給付費負担金9,182万6,000円は、先ほど国庫負担金で御説明をした自立支援給付費の約4分の1の県負担分であります。

また備考欄二つ下、国民健康保険基盤安定負担金4,280万8,000円は、国保税軽減分の4分の3と、先ほど国庫負担金で御説明をした保険者支援分の4分の1の県の負担分であります。

次に、その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,425万1,000円は、後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次に、21ページをお願いします。17款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,330万8,000円は、重度障害者（児）医療費扶助額の約2分の1を県が補助するものであります。

次に、下段の17款2項3目1節保健衛生費補助金の備考欄、子ども医療費助成事業費補助金1,566万7,000円は、18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費に対する県の補助金であります。

次に、31ページをお開きください。下段の22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄の健康診査受託事業1,099万9,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査1,274件分の受託料であります。

備考欄その下、保健事業と介護予防の一体的実施受託事業の972万8,000円は、高齢者のフレイル対策等として、医療と介護を一体的に切れ目なく支援するため、後期高齢者医療広域連合から

の受託事業収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

46ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄(3)防犯推進費の決算額は2,004万6,000円で、執行率は95.5%であります。主なものは、備考欄上から7行目、13節LED防犯灯等リース料341万8,000円は、2,065灯分のリース料と、その下、14節防犯カメラ設置1,228万円は、児童生徒の登下校時の安全確保や犯罪防止のために、町内通学路等6か所に7台、国道横断地下道3か所に8台の防犯カメラを設置した工事請負費であります。

次に、51ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は7,948万4,000円で、執行率は98.1%であります。

備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費及び同繰越明許の主なものは、12節電算処理委託料401万9,000円と、戸籍情報システム改修659万2,000円、繰越明許により対応した住民基本台帳システム改修352万円、13節戸籍総合システム使用料950万4,000円であります。また、備考欄(3)個人番号カード関連事務費は、1節会計年度任用職員報酬508万6,000円など、人件費が主なものであります。

次に、62ページをお開きください。下段の2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,307万6,000円で、執行率は90.4%であります。

次のページ、備考欄(2)交通安全推進費の18節交通安全指導員設置費負担金の279万3,000円は、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を静岡県と御殿場市及び小山町で負担するものであります。また、備考欄(3)交通指導員活動費では、交通指導員25人の活動に対する謝礼、費用弁償、保険料に加え、消耗品で新任交通指導員の制服を購入したものであります。

次に、64ページの上段、3款1項1目社会福祉費総務費の決算額は8,595万1,000円で、執行率は98.2%であります。備考欄(2)の社会福祉総務費の12節、次のページの地域福祉包括支援業務の423万5,000円は、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を構築するため、社会福祉協議会と地域包括支援センターへ地域福祉コーディネーターを配置した委託料であります。また、その五つ下、18節社会福祉協議会事業助成金2,650万円は、社会福祉協議会が実施している様々な福祉事業に対する助成金であります。

次に、65ページの3款1項2目障害者福祉費の決算額は4億6,652万6,000円で、執行率は95.2%であります。次のページの上段、備考欄(3)障害福祉支援費の19節重度障害者(児)医療費扶助の3,544万8,000円は、重度心身障害者323人の医療費の自己負担分を助成したものであります。また、備考欄(4)自立支援給付費の19節障害介護給付費の3億6,237万3,000円は、障害者の施設入所支援、生活介護、就労継続支援などの扶助費であります。また、(6)地域生活支援事業費の12節地域活動支援センター事業1,226万9,000円は、障害のある人が通い、創作活動、生産活動、社会との交流等を行うデイサービス事業等に係る委託料であります。その下、障害者相談

支援事業738万7,000円は、相談業務及び必要な情報提供事業を五つの社会福祉法人等に委託しているものであります。

次に、67ページ、3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は4,846万6,000円で、執行率は99.4%であります。備考欄(2)健康福祉会館管理運営費の12節健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円は、指定管理者への支払いであり、コロナ禍の中、感染症対策を行った上でサービスの向上を図るなど、施設の円滑な管理運営に努めました。

次に、68ページ中段の3款1項6目特別給付金費のうち、備考欄(2)住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費及び同繰越明許の決算額は、それぞれ482万円と5,847万9,000円で、執行率は66%であります。長期化したコロナ禍の影響を受けている住民税非課税世帯等582世帯に対し、予算を令和3年度から4年度に繰越しをした上で、1世帯当たり10万円を支給した事業費及び事務費を執行したものであります。

次に、69ページ下段、3款2項1目老人福祉総務費の決算額は1億528万円で、執行率は95.5%であります。70ページ、中段の備考欄(2)高齢者福祉推進費の18節2市1町共通利用券負担金547万円は、高齢者の外出支援を目的に、70歳以上の高齢者に施設等の利用券を配付しているもので、温泉や運動施設、デマンドバスなどに御利用いただいています。

その三つ下、敬老ふれあい事業助成金225万3,000円は、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、従来の手法から区を主体とする事業に変更し、29区に助成し、その対象者は2,893人であります。

その二つ下、シルバー人材センター運営助成金900万円は、高齢者の就業により地域社会に貢献する同法人への運営助成金であります。

その次に、介護サービス事業所支援金917万5,000円は、物価高騰対策緊急支援金の介護事業所分として11法人を支援したものであります。

次の71ページ、備考欄(3)老人保護措置費の19節老人措置費2,272万2,000円は、養護老人ホームへ入所している町民9人に係る措置費であります。

その下、備考欄(4)老人福祉施設等運営費342万円は、昨年度から旧すがぬまこども園をシルバーワークプラザと位置づけ、施設の維持管理及び運営に要した費用であります。

最下段の備考欄(6)保健事業と介護予防の一体的実施事業費311万6,000円は、高齢者に対し、制度を超えた切れ目ない保健事業と介護予防を実施するため、高齢者への個別支援、通いの場への支援、フレイル予防等の事業を実施したものであります。

次に、72ページ中段の3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億3,769万4,000円で、執行率は99.7%であります。備考欄(2)後期高齢者医療事業費の次のページ、12節健康診査業務1,695万9,000円は、後期高齢者健康診査などの健康診査業務委託料で、健診受診者は1,274人、受診率は51.25%でありました。

また、備考欄(3)後期高齢者医療負担金の18節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金786万3,000円と、その下、同医療給付費負担金1億7,435万8,000円は、保険者である広域連合への負担

金であります。

次に、80ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億4,548万8,000円で、執行率は99.3%であります。次のページの中段、備考欄(2)保健衛生管理費の18節看護学校運営費等負担金696万1,000円は、御殿場看護学校への運営費負担金であります。

その下、医療施設等物価高騰対策緊急支援金460万円は、物価高騰の影響下、町内の病院、診療所、歯科医院、薬局、16事業者を支援し、安定した運営をお願いするためのものであります。

また、次のページ、(3)救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金6,501万3,000円は、御殿場市に対する負担金で、令和4年度中の利用者8,847人のうち小山町民の利用者は1,205人で、利用者全体の13.6%であります。

その下、御殿場市医師会2次救急医療業務負担金911万1,000円は、医師会にお願いしている2次救急業務の小山町負担分であります。

その下、小児2次救急医療業務負担金493万3,000円は、主に医師会管内の医療機関の小児科医療の充実を図るため、御殿場市と共に負担をしているものであります。

その下の公的病院等運営費補助金5,500万円は、特別交付税措置を受けて、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対し助成するもので、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図っているものであります。

次に、82ページ、4款1項2目予防費の決算額は1億2,956万1,000円で、執行率は97.3%であります。備考欄(2)感染症予防費の12節個別接種4,600万9,000円は、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,201人でした。

また、次のページ上段、備考欄(3)新型コロナウイルスワクチン接種事業費7,706万6,000円は、感染拡大防止のため、予防接種法の特例臨時接種として、新型コロナウイルス感染症の発症者及び重症者を減らすため、町民への円滑な接種を実施したものであります。要した経費の内容は、接種や事務に従事した、1節会計年度任用職員報酬765万8,000円や、医療専門職への7節謝礼325万円、11節通信運搬費542万7,000円や、集団接種及び個別接種の医療従事者及び医療機関への12節委託料のワクチン接種3,772万2,000円、集団接種の会場とした文化会館金太郎ホール等の13節会場使用料410万2,000円が主なものであります。

次に、84ページの4款1項3目健康づくり推進費の決算額は5,749万5,000円で、執行率は96.1%であります。備考欄、生活習慣病予防費の12節保健事業4,084万8,000円は、各種検診の委託料で、そのうちがん検診に要した費用は3,635万6,000円、受診者は延べ6,681人であります。

次に、下段の4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億724万9,000円で、執行率は90.1%であります。備考欄(2)母子保健事業費の次のページ、12節保健事業1,041万6,000円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦、新生児訪問指導や、乳幼児を対象とする相談業務と、産婦健診や産後ケア事業に要した経費であります。

その四つ下、出産・子育て応援給付金690万円は、子育て支援策として、妊娠時、出産時の給付

対象138件に対し5万円を給付したものであります。

その下、不妊・不育治療費助成330万6,000円は、対象者29名に助成を行ったものであります。

次に、備考欄（3）子ども医療費助成費、19節子ども医療費助成7,507万7,000円は、18歳までの子どもを対象とし、通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万1,224件を助成したものであります。

次に、下段の4款2項1目環境保全総務費の決算額は6,268万9,000円で、執行率は98.4%であります。

次のページ下段、備考欄（6）浄化槽設置推進事業費の、さらに、次の87ページ、18節浄化槽設置事業補助金1,846万8,000円は、53基の合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付し、生活排水の浄化を促進することにより、公共用水域の水質向上を目指したものであります。

また、備考欄（7）広域行政組合斎場負担金1,085万8,000円は、広域行政組合が運営している斎場に係る小山町の負担分であります。

次に、4款2項2目公害対策費の決算額は194万6,000円で、執行率は94.3%であります。備考欄（2）公害対策費の12節河川や特定事業場、工業排水路等の水質測定業務が主なものであります。

次に、4款3項1目清掃総務費の決算額は7,991万5,000円で、執行率は99.9%であります。次のページ、備考欄（2）塵芥収集事業費、12節塵芥収集運搬6,085万2,000円は、家庭から出される一般廃棄物について、町内を4地区に分けて収集運搬を実施している経費であります。令和4年度の家庭ごみの収集量は3,487トン、町民1人当たりの収集経費は3,444円、町民1人1日当たりの収集量は540グラムとなりました。

次に、同じページ、4款3項2目塵芥処理費の決算額は1億6,934万8,000円で、執行率は99.5%であります。備考欄（2）塵芥処理費1,895万3,000円は、生土地先の一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費が主なものであります。

その下、備考欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金1億5,039万5,000円、及び次の89ページ、4款3項3目し尿処理費の決算額は8,172万2,000円、こちらにつきましては、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設、再資源化施設及び衛生センターに係る本町の負担分であります。

最後に、97ページをお開きください。6款1項3目消費者行政推進費の決算額は292万9,000円で、執行率は93.8%であります。町の消費生活センターに有資格者を配置し、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育を推進することにより消費トラブルの発生防止及び解決を図っております。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 令和4年度一般会計決算のうち、経済産業部関係の補足説明を行

います。

初めに、歳入関係の主な内容について御説明をいたします。

決算書の12ページをお開きください。14款1項1目1節農業費分担金のうち、備考欄、県営中山間地域総合整備事業分担金863万1,000円は、静岡県が行いましたほ場整備において、事業に要した経費の7.5%に相当する額を受益者から徴収したものであります。

その下、県営畑地帯総合整備事業分担金420万円は、アグリふじおやま地区で、静岡県が行いました農地造成事業において、事業に要した経費の10%に相当する額を受益者から徴収したものであります。

次に、14ページをお開きください。15款1項5目1節観光使用料のうち、備考欄、町民いこいの家使用料4,235万2,000円は、あしがら温泉使用料であり、営業日数190日で、入場者数は7万3,065人でありました。

次に、22ページをお開きください。17款2項4目1節農業費補助金のうち、備考欄3行目、中山間地域等直接支払交付金614万8,000円は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために行う共同活動に対し交付されたものであります。

同じく備考欄8行目、多面的機能支払交付金362万1,000円は、農業の多面的機能を支える地域の共同活動に対し交付されたものであります。

なお、収入未済額になっております17億4,494万1,000円につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業に伴う補助金であり、世界的な半導体不足の影響により、年度内の事業完成が見込めないことから、令和5年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、その下、2節林業費補助金は、県単治山事業で実施しました小山地区、中島地区の治山工事に対する補助金1,080万3,000円と、県単林道開設改良事業で実施しました林道竹之下金時線と林道中島線の改良工事に対する補助金717万2,000円であります。

なお、収入未済額になっております5億4,551万1,000円につきましては、しずおか林業再生プロジェクト及び合板・製材生産性強化対策事業に伴う補助金であり、令和5年度に繰り越したことによるものであります。

次に、32ページをお開きください。22款5項1目2節雑入のうち、備考欄8行目、道の駅地域振興センター利用料3,326万3,000円と、その下、道の駅観光交流センター利用料1,763万5,000円は、各指定管理施設における総販売額の5%相当額を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

以上が、歳入関係であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

初めに、89ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費の決算額は1,688万1,000円で、執行率は97.4%であります。主なものとして、備考欄(1)職員人件費1,073万1,000円のほか、備考欄(2)農業委員会運営費のうち、次の90ページ、備考欄1行目、1節、農業委員

11人に対する報酬204万円であります。

次に、同じページ中段にあります、5款1項2目農業振興費の決算額は8,890万5,000円で、執行率は4.8%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)農業振興費のうち、次の91ページ、18節、中段、中山間地域等直接支払交付金818万4,000円は、農業の生産条件が不利な地域10集落に対し、農業生産活動の継続のために交付したものであります。

次に、92ページ、備考欄(6)農村公園管理費、12節維持管理費583万8,000円は、足柄ふれあい公園の維持管理に係る委託料であります。

なお、執行率が低い要因は、歳入でも御説明いたしましたが、産地生産基盤パワーアップ事業17億4,494万1,000円を令和5年度に繰り越したことによるものであります。

次に、同じ92ページ中段、5款1項3目土地改良事業費の決算額は9,123万6,000円で、執行率は99.5%であります。主なものといたしまして、93ページ、備考欄(4)演習場周辺障害防止対策事業費、14節用水障害対策事業2,159万3,000円で、防衛9条交付金を活用し、正倉用排水路、善公館用排水路改修工事を実施したものであります。

その下、備考欄(5)中山間地域総合整備事業費、18節県営中産間地域総合整備事業負担金2,040万円は、小山地区及び北郷南西部地区において、静岡県が行いましたほ場整備工事などに要した事業費の15%に相当する額を負担したものであります。

その下、備考欄(7)町単独土地改良事業費、14節町単独土地改良事業1,743万5,000円は、竹之下上堰、大脇及び一色地区用排水路改修工事を実施したものであります。

次に、同じ93ページ中段、5款2項1目林業総務費の決算額は3,021万3,000円で、執行率は5.2%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)林業総務費、10節修繕料448万3,000円は、林道や治山施設の維持管理に伴う小規模修繕11件を実施したものであります。

次に、94ページ、備考欄上段、(3)森林整備事業費、12節森林経営管理事業1,083万5,000円は、森林の適切な管理を図るため、湯船地区から生土地区にかけての森林所有者へ、森林経営管理に対する意向調査を実施したものであります。

なお、執行率が低い要因は、歳入でも御説明いたしましたが、しずおか林業再生プロジェクト事業833万円、合板・製材生産性強化対策事業5億3,717万8,000円と、森林経営管理業務の委託料236万5,000円を、令和5年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、同じ94ページ中段、5款2項2目林道費の決算額は4,110万4,000円で、執行率は99.4%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)林道整備事業費、14節県単林道事業2,151万6,000円は、林道竹之下金時線と林道中島線の改良工事を実施したものであります。

その下、18節山村道路網整備事業負担金1,552万円は、県営事業として実施した林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金であります。

次に、95ページをお開きください。5款2項3目治山事業費の決算額は3,549万9,000円で、執行率は98.1%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)治山事業費、14節県単治山

事業1,844万7,000円は、小山地区で2か所、中島地区で1か所の治山工事を実施したものでございます。

次に、同じページ中段、6款1項1目商工業振興費の決算額は1億5,102万9,000円で、執行率は70%であります。主なものといたしまして、次の96ページ、備考欄（2）商工業振興費、中段、18節地域活性化対策助成金6,138万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、おやま応援プレミアム商品券事業を実施したものであります。

その3行下、運送事業者支援金415万円と、その下、小山町商店会街路灯LED化整備事業補助金344万5,000円も、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内事業所などに対し経済対策を講じたものであります。

次に、備考欄（3）中小企業振興費、18節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金443万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業、小規模事業者に対し、町の基準利率に基づき利子補給金を交付したものであります。

なお、執行率が低い要因は、運送事業者支援金について、個人事業主の申請が見込めなかったことによるものであります。

次に、98ページをお開きください。6款2項1目観光スポーツ推進費の決算額は1億4,376万1,000円で、執行率は96.2%であります。主なものといたしまして、次の99ページ、備考欄（2）観光振興費、18節、下の方でございます観光協会助成金1,083万1,000円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金719万9,000円は、富士山金太郎まつり、まちなか空間活性化事業に対し助成したものであります。

次に、100ページ、備考欄（4）富士山観光事業費、12節5合目駐車場等管理371万円は、富士山須走口5合目来訪者の利便性と安全性を高めるための5合目トイレ及び駐車場の管理委託費であります。

次に、14節須走口5合目周辺整備364万3,000円は、環境省の富士山須走口インフォメーションセンター建設に伴い、5合目観光案内所の解体工事を実施したものであります。

その下、18節ふじあざみラインマイカー規制乗換え駐車場運営協議会負担金450万円は、ふじあざみラインマイカー規制実施に伴う、乗換え駐車場利用者の安全性及び快適性の確保のための事業を実施する協議会への負担金であります。

次に、備考欄（5）スポーツツーリズム推進事業費のうち、次の101ページ中段、18節ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金777万1,000円は、自転車のまち小山町のPR及び東京2020大会のレガシーを継承していくための大会実施に対する助成金であります。

その二つ下、小山町合宿等誘致促進事業助成金270万4,000円は、スポーツ合宿を実施する団体に対する助成金であり、令和4年11月の開始から延べ29団体、1,624人の利用がありました。

次に、備考欄（6）富士箱根トレイル等維持管理費、12節富士箱根トレイルハイキング地図ア

プリ作成231万円は、GPSを活用した地図アプリを作成したものであります。

その4行下、14節金時山登山道復旧工事752万4,000円は、令和2年7月の豪雨により被災した登山道約100メートルの復旧工事を実施したものであります。

次に、102ページをお開きください。6款2項2目観光施設管理費の決算額は1億1,420万円で、執行率は87.4%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)町民いこいの家管理費9,235万1,000円は、あしがら温泉の管理運営に係る燃料費1,032万5,000円、光熱水費791万1,000円と、次の103ページ、備考欄上から10行目にあります、入浴施設管理に係る委託料2,041万1,000円であります。また、中段にあります、14節施設改修工事3,298万円は、男女浴槽の改修工事を実施したものであります。

次に、備考欄(4)道の駅地域振興センター管理費(繰越明許)のうち、14節道の駅ふじおやま施設改修(繰越明許)491万1,000円は、インターロッキング舗装をカラーアスファルト舗装に改修する工事などを実施したものであります。

次に、備考欄(6)駿河小山駅前交流センター管理費のうち、次の104ページ、備考欄中段にあります12節施設管理332万9,000円は、駿河小山駅前交流センターの管理運営に係る小山町観光協会などへの委託料であります。

次に、同じページ下段、6款3項1目労働諸費の決算額は771万9,000円で、執行率は76.2%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)勤労者支援費、18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金325万9,000円は、駿東地区の中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターへの運営負担金であります。

次に、105ページ、備考欄(3)雇用対策事業費、18節駿東地域職業能力開発協会負担金265万円は、職業訓練、講座等を実施している駿東地域職業訓練センターへの運営負担金であります。

最後に、飛びまして114ページをお開きください。7款4項3目公園費、備考欄中段、(3)須走多目的広場管理費の決算額は235万8,000円で、執行率は97%であります。

その下、備考欄(4)誓いの丘公園管理費の決算額は300万9,000円で、執行率は92.8%であります。いずれの施設も12節の施設維持管理に係る委託料が主なものであります。

以上で、経済産業部関係の決算補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 一般会計決算のうち、都市基盤部に関する決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

決算書の14ページを御覧ください。15款1項6目土木使用料のうち、1節道路橋梁河川使用料1,502万3,000円は、条例等に基づき徴収しています道路占用839件、河川占用211件の占用料であります。

同じく、3節住宅使用料7,118万5,000円は、町営住宅9団地376戸の家賃収入と、令和3年度以前の滞納繰越分の家賃収入及び地域優良賃貸住宅の家賃収入であります。町営住宅の現年度分の収納率は98.1%でありましたが、滞納繰越分を含め、収入未済額が約1,500万円ほどと多額のことから、条例に基づく不納欠損処理も含め、適切な家賃管理を目指してまいります。

次に、15ページを御覧ください。2項4目1節計画調査手数料のうち、備考欄3行目、開発行為許可等申請手数料142万8,000円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は、開発行為の許可など計64件でありました。

次に、18ページを御覧ください。16款2項4目1節道路橋梁費補助金のうち、都市基盤部所管の項目を順次説明いたします。

備考欄の2行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）（繰越明許）2,892万9,000円は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事に対する補助金であります。

次に、備考欄6行目、地方道事業費補助金（スマートインターチェンジアクセス道路等）7,425万円は、小山スマートインターチェンジのアクセス道路であります町道3628号線道路改良工事等に対する補助金であります。

次に、その下の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）1,751万7,000円は、上大沢橋ほか4橋の橋梁補修実施設計や日影橋ほか30橋の法定点検業務に対する補助金であります。

その下の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）の（繰越明許）2,547万6,000円は、馬伏川橋、用澤原橋、2橋の橋梁補修工事及び町道1608号線和手橋ほか7橋の実施設計に対する補助金であります。

その下、防災安全交付金（道路構造物点検・修繕）2,550万円は、町道一色大胡田線舗装補修工事及び町道原向中日向線法面補修測量設計業務に対する補助金であります。

続いて、2節住宅費補助金の主なものは、備考欄3行目、社会資本整備総合交付金176万円で、町営住宅等長寿命化計画策定の委託業務に対する補助金であります。

その他の補助金は、住宅の耐震補強等に対するものでありますが、件数等につきましては、歳入において説明をいたします。

次に、22ページを御覧ください。17款2項6目1節道路橋梁費補助金1,492万9,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事及び藤曲坂下ほか1地区の急傾斜地測量設計業務に対する県の補助金であります。

その下の2節住宅費補助金176万4,000円は、住宅の耐震補強に対する県の補助金でございます。歳入については、以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

初めに、89ページを御覧ください。4款4項1目水道整備費、備考欄（2）水道事業会計繰出金の決算額は848万4,000円で、執行率は89.3%であります。これは水道施設に係る電気料金の高騰に対して交付を受けました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、一旦一般会計で受け入れた後、水道事業会計へ繰り出したものでございます。

次に、ページは飛びまして、105ページを御覧ください。7款1項1目、備考欄（2）土木総務費の決算額は488万9,000円で、執行率は91.1%であります。ここでは、次の106ページにかけて、道路河川管理に関する庶務的な経費、設計積算システムや専用システムの経費、所属する団体の負担金などを決算しております。

次に、107ページを御覧ください。2目、備考欄（2）地籍調査事業費の決算額は241万8,000円で、執行率は76.2%であります。主なものは、12節委託料の分筆線記入26万6,000円で、建設課備付けの公図に、法務局から通知のあった分筆等登記の成果を反映する業務委託であります。

続いて、2項1目、備考欄（2）道路橋梁総務費の決算額は4,592万2,000円で、執行率は98.6%であります。主な内容を説明いたします。ページ一番下の12節道路台帳修正1,312万3,000円は、道路法に基づき整備しています道路台帳について、改良工事等により変更された道路区域等の修正に要した経費でございます。

続いて、次の108ページ、備考欄1行目の交通状況予測調査990万円は、町内道路の現状把握と将来交通状況予測を検討した業務であります。

その下の県営事業負担金1,981万円は、静岡県条例及び協定に基づく県への負担金で、県道足柄停車場富士公園線等の整備事業費に対して、その一部を町が負担したものであります。

2目、備考欄（2）町道維持管理費の決算額は2,793万8,000円で、執行率は98.8%であります。主なものは、12節除雪1,580万7,000円で、単価契約により実施しているものであります。

次に、備考欄（3）公共施設地区対応事業費の決算額は6,709万9,000円で、執行率は99.4%であります。主なものは、14節道路維持補修事業5,096万3,000円、及びその下の安全施設整備事業1,397万円で、主に各地区からの要望により実施をしております小規模修繕、舗装補修の単価契約の工事を含め、合計178か所の工事を実施いたしました。

次に、109ページを御覧ください。3目、備考欄（2）町道整備事業費の現年分決算額は1億9,348万7,000円で、執行率は63.6%、その下、（2）繰越明許費決算額は6,671万9,000円で、執行率は67.3%であります。それぞれ主な内容を説明いたします。12節測量設計1,268万9,000円は、足柄小学校前の町道2144号線測量設計業務など9件の委託業務を実施したものであります。

その下の測量設計（繰越明許）3,311万円は、町道小山白岩線及び町道3475号線、2件の測量設計業務を実施したものであります。

7行空けまして、14節道路改良舗装事業1億3,367万7,000円は、防衛9条交付金事業の町道小山犬の平線舗装補修工事など、計14件の工事を実施したものであります。

1行空けまして、16節道路敷地756万9,000円は、町道一色中日向線など9件の道路用地を、また、その下の道路敷地（繰越明許）1,914万4,000円は、町道1689号線など14件の道路用地を取得したものであります。

続きまして、21節流木物件移転補償費1,813万3,000円から、4行下の電柱移転補償費（繰越明許）404万3,000円にかけましては、町道一色中日向線、町道2144号線などの道路改良事業に伴い、30件の移転補償を行ったものであります。

次に、110ページを御覧ください。4目、備考欄上から6行目、(2)新東名関連町道整備事業費の現年分決算額は1億4,472万2,000円で、執行率は98.1%であります。主な内容を説明いたします。12節橋梁及び道路整備事業1億1,926万8,000円は、新東名小山パーキングエリア・スマートインターチェンジにアクセスします町道3628号線整備事業のうち、中日本高速道路株式会社に工事施工を委託したものであります。

1行空けまして、14節道路改良舗装事業2,038万3,000円は、町が国庫補助金を受け入れて実施いたしました町道3628号線道路改良工事であります。

次に、備考欄(3)道路構造物長寿命化事業費の現年分決算額は9,097万3,000円で、執行率は75.7%、その下、繰越明許決算額は9,881万4,000円で、執行率は87.6%であります。

それぞれ主な内容を説明いたします。12節測量設計2,286万9,000円は、道路構造物個別管理計画に基づき実施いたしました原向中日向線道路法面測量設計など3件の委託業務であります。

その下の測量設計（繰越明許）2,249万5,000円は、国の道路メンテナンス補助金を受け入れて実施いたしました町内7橋の橋梁補修実施設計であります。

次の道路構造物点検1,881万円は、町内31橋の橋梁に対する法定点検、また、その下、道路構造物点検（繰越明許）1,032万9,000円は、町道舗装点検、修繕計画策定業務及び大型カルバート点検委託業務の2件を実施したものであります。

その下、14節道路構造物修繕4,882万9,000円は、町道一色大胡田線舗装補修工事を実施したものであります。

続いて、次の111ページ、備考欄1行目、橋梁長寿命化修繕（繰越明許）6,599万円は、町道1624号線の馬伏川橋など6橋の橋梁補修工事を実施したものであります。

続きまして、備考欄(10)公共道路整備事業費（繰越明許）、14節町道整備（繰越明許）6,151万2,000円は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事を実施したもので、執行率は96.2%です。

次に、5目、備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は4,895万9,000円で、執行率は99.3%であります。

主な内容を説明いたします。12節測量設計1,264万1,000円は、藤曲坂下及びハニ塚地区の急傾斜地測量設計業務委託など3件の委託業務であります。

14節急傾斜地崩壊防止事業2,897万4,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事を実施したものであります。

次の18節県急傾斜地崩壊対策事業負担金678万8,000円は、静岡県が事業主体となり、藤曲地先で実施いたしました急傾斜地崩壊対策事業について、町が事業費の一部を負担したものであります。

次に、112ページを御覧ください。3項1目、備考欄(2)普通河川維持管理事業費の決算額は7,041万9,000円で、執行率は98.9%であります。都市基盤部に関する決算の内容を順次説明いたします。

12節測量設計627万2,000円は、菅沼、向方、一色地区、計3か所の排水路について、測量設計業務を実施したものでございます。

14節河川維持事業543万9,000円は、地区要望等に対応するため、単価契約により実施した小規模維持補修工事などであり、その下の河川改修事業1,890万9,000円は、竹之下地先の普通河川湯沸沢川河川改修工事を実施したものであります。

一番下の18節県営事業負担金1,425万円は、県が計画を進めております2級河川鮎沢川環境整備事業に要した設計業務等に対する町の負担金であります。

次に、113ページを御覧ください。4項2目、備考欄(2)都市計画費の決算額は95万9,000円で、執行率は98.8%であります。主なものは、12節委託料で、開発許可文書や土地利用申請書類などを電子データ化する都市計画図書電子化の委託業務を94万円で実施いたしました。

続きまして、3目、備考欄(2)公園総務費の決算額は2,149万8,000円で、執行率は98.5%であります。

主な内容を説明いたします。次の114ページを御覧ください。備考欄1行目、7節謝礼298万6,000円は、都市公園の管理等をお願いしています集落支援員などへの謝礼でございます。

4行下の10節修繕料462万7,000円は、町内31か所の都市公園に設置された施設、設備、遊具など計16件の修繕を実施したものであります。

12節施設維持管理701万8,000円は、都市公園の管理に係る委託料で、清掃、浄化槽管理、遊具点検、伐木除草など、全部で9件の業務を実施したものであります。

続きまして、115ページを御覧ください。4目下水道整備費、備考欄(2)下水道事業特別会計繰出金の決算額は9,412万6,000円で、執行率は100%でございます。これは、下水道事業特別会計への繰出金で、金額は下水道事業の地方債の償還額を基準にしております。

続きまして、5項1目、備考欄(2)町営住宅維持管理費の決算額は4,692万4,000円で、執行率は88.2%であります。主な内容について説明いたします。備考欄一番下の12節町営住宅管理代行2,127万4,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、平成30年度に締結いたしました基本協定に基づき実施しているところであります。

続きまして、116ページを御覧ください。備考欄2行目の13節住宅用地借上料950万7,000円は、町営南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。

その下の、14節町営住宅解体事業674万3,000円は、町営湯船団地2棟8戸の解体工事費であり

ます。

続きまして、備考欄（３）地域優良賃貸住宅整備事業の決算額は2,290万9,000円で、執行率は99.9%であります。主な内容は、16節住宅購入費2,275万2,000円で、地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の購入費等であり、内訳は施設整備の割賦払い分及び維持管理費であります。

次に、117ページを御覧ください。2目、備考欄（２）建築指導費の決算額は620万8,000円で、執行率は82.1%であります。

主な内容について説明いたします。18節木造住宅補強計画一体型事業補助金255万円は、計画策定と耐震補強工事を一体とする補助金で、高齢者住宅2件の補助をいたしました。

続きまして、ページが飛びまして、138ページを御覧ください。10款2項1目、備考欄（３）道路施設災害復旧費の決算額175万7,000円は、単価契約により実施しました小規模な町単独災害復旧事業費、また、その下の道路施設災害復旧費（繰越明許）の決算額309万3,000円は、令和3年度から令和4年度へ繰越ししました町道2214号線、町単独災害復旧事業の完成に伴い支出いたしました工事請負費であります。

都市基盤部に関する一般会計決算の説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

決算書の14ページをお願いいたします。15款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄1行目の保育所保育料1,797万6,000円であり、令和4年度末では、町立こども園に403人が在園しておりました。対前年度73人の減となりました。

次に、16ページをお願いいたします。上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金は、備考欄の児童手当負担金1億3,560万4,000円の児童手当に対する国からの負担金と、その下、子どものための教育・保育給付費負担金8,037万6,000円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金3,954万円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、17ページ中段、16款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金2,920万9,000円で、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業に対する国からの補助金であります。

また、5行下の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金861万8,000円は、国の事業として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し食費等に対する支出増加の影響を支援し、給付金を支給したもので、その事業に対する国からの補助金であります。

次に、21ページをお願いします。上段の17款1項1目3節児童福祉費負担金は、備考欄の1行

目、児童手当負担金3,040万5,000円の児童手当に対する県からの負担金と、その下、子ども・子育て支援給付費負担金3,413万円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への県からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金1,977万円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する県からの負担金であります。

同じページの中段、17款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄2行目、地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金である子育て支援事業費交付金1,108万1,000円と、次の行、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金である放課後児童クラブ補助金1,052万7,000円であります。

次に、32ページをお願いします。22款5項1目2節雑入の、備考欄下から5行目、職員等給食代1,774万2,000円は、小中学校の教職員、こども園の保育教諭及び区域外就学の児童生徒などの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

73ページをお願いいたします。初めに、下段の3款3項1目児童福祉総務費の支出済額は1億73万6,000円で、執行率は96.6%です。主なものは、次のページ中段、備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち19節児童発達支援事業費2,882万3,000円と、その下の放課後等児童通所支援事業費4,427万4,000円になります。

児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ197人が利用しています。延べ人数で、対前年度11人の減となりました。

また、放課後等児童通所支援事業費は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ668人が利用しております。延べ人数で、対前年度53人の増となりました。

次に、75ページ、上段の3款3項2目児童手当費の支出済額は1億9,697万1,000円で、執行率は99.7%です。主なものは、備考欄(2)児童手当費の19節児童手当1億9,603万円で、年3回、延べ1万7,939人への児童手当の支給であります。延べ人数で、対前年度713人の減となりました。

次に、同じページ、3款3項3目こども園費の支出済額は10億6,088万5,000円で、執行率は98.9%です。この3目こども園費は、こども園等の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に4つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(1)職員人件費3億936万円で、町立こども園4園の正職員の保育教諭等57人分の人件費であります。

二つ目には、次のページ、備考欄(2)こども園管理運営費2億6,210万5,000円で、内訳の主なものは、町立こども園のパートタイム・保育教諭等の会計年度任用職員39人分の報酬5,433万4,000円と、5行下、こども園のフルタイム・保育教諭等の会計年度任用職員20人分の職員給4,481

万5,000円と、同じく下段、10節給食の賄い材料費3,007万3,000円と、次のページ下段、他市町への委託保育に係る19節施設型給付扶助費1,637万1,000円であります。

三つ目には、次の78ページ、備考欄（4）民間こども園施設運営費1億9,303万4,000円は、町内の民間こども園2園の施設運営に係る補助金と、扶助費として支出したものであります。

四つ目は、その下、備考欄（5）こども園整備事業費3,550万1,000円及び繰越明許分2億5,520万円は、町立すばしりこども園園舎の建設工事費が主なものであります。

次に、同じページ、3款3項4目子育て支援事業費は1億1,661万7,000円で、執行率は98.8%です。主なものは、備考欄（1）子育て支援事業に従事する保育教諭等5人分の職員人件費4,287万1,000円のほか、次のページ下段、備考欄（3）放課後児童クラブ費4,623万2,000円で、五つの放課後児童クラブに係る経費であります。

なお、令和3年度から放課後児童クラブは、小山町放課後児童健全育成会に運営を委託しており、年間の利用者は252人でありました。

また、次のページ、備考欄（4）子育て支援センター運営費2,160万7,000円は、子育て支援センターきんたろうひろばとぺんぎんランドに係る経費であります。

次に、ページは飛びまして、114ページをお願いいたします。7款土木費、4項3目公園費のうち、備考欄（5）豊門公園管理費1,294万1,000円のうち、主なものは、備考欄、1節会計年度任用職員4人の報酬606万2,000円であります。

次に、少し飛びまして、123ページをお願いいたします。ここから、9款教育費の説明をいたします。

9款1項1目教育委員会費は107万5,000円、執行率は93.9%で、備考欄、1節教育委員4人の報酬96万円が主なものであります。

次に、ページ下段、9款1項2目事務局費は1億246万7,000円で、執行率は98%です。主なものは、備考欄（1）教育委員会事務局に係る正職員等9人分の職員人件費9,008万6,000円と、次のページ、備考欄（2）事務局事務費546万6,000円であります。

次に、125ページをお願いいたします。9款2項1目小学校費の学校管理費は2億9,691万4,000円で、執行率は98%です。この目は、小学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄（2）小学校管理運営費1億5,423万6,000円で、その中では、小学校で従事する会計年度任用職員37人分の、1節会計年度任用職員報酬4,984万4,000円と、次のページ、10節光熱水費3,634万4,000円であります。

二つ目には、次の127ページの備考欄中段、（4）小学校給食費1億361万5,000円で、10節賄い材料費5,499万円が主なものであります。

三つ目には、備考欄最下段、（5）小学校施設整備費3,424万6,000円で、次のページの上段、施設の修繕等に要した10節修繕料674万5,000円、北郷小学校長寿命化改良工事などの12節設計業務委託費1,446万5,000円と、成美小学校プール更衣室改修工事費などの14節小学校整備事業1,303万6,000円が主なものであります。

次に、同じページの9款2項2目教育振興費は1,774万1,000円で、執行率は95.8%、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。主なものは、備考欄(2)小学校教育振興費1,354万9,000円のうち、12節各小学校で5、6年生が週2時間、3、4年生が週1時間実施している外国人英語指導員派遣の委託費932万8,000円と、教材備品を購入している、備考欄(3)小学校備品整備費285万5,000円であります。

次に、同じページの下段、9款3項中学校費の1目学校管理費は1億7,388万6,000円で、執行率は97.3%です。この目は、中学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(2)中学校管理運営費1億1,376万3,000円で、その下、1節、15人分の会計年度任用職員報酬2,296万4,000円と、次のページ中段、備考欄、10節光熱水費3,385万1,000円と、下から6行目、13節土地借上料1,386万3,000円が主なものであります。

二つ目には、次の130ページ、備考欄(4)中学校給食費5,072万9,000円で、次のページ上段、10節賄い材料費3,157万8,000円が主なものであります。

三つ目には、備考欄(5)中学校施設整備費654万4,000円で、施設の修繕等に要した、10節修繕料444万3,000円が主なものであります。

次に、その下、9款3項2目教育振興費は2,265万円で、執行率は97.1%、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。主なものは、備考欄(2)中学校教育振興費1,814万5,000円であり、12節の各中学校週4時間実施している外国人英語指導員派遣の委託料1,403万8,000円であります。

次に、132ページ、9款4項1目社会教育総務費は5,624万2,000円で、執行率は96.8%です。主なものは、備考欄(1)職員人件費4,514万6,000円と、生涯学習課勤務の会計年度任用職員の報酬や社会教育指導員の謝礼などの、備考欄(2)社会教育費957万2,000円であります。

次の133ページ下段の9款4項2目文化振興費は908万9,000円で、執行率は86.8%です。執行率が低い主な理由は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、町民文化祭を中止したことにより、交付金の支出がなかったためであります。主なものは、備考欄(2)文化芸術振興費のうち、次のページ、18節アートビレッジ実行委員会交付金340万円、及び備考欄(3)文化財費の12節、令和3年度から3か年継続事業であります文化財保存活用地域計画策定支援業務249万7,000円であります。

同じページ、9款4項3目図書館費は37万円で、執行率は71.1%です。ブックスタート及びセカンドブックなど、読書推進事業等に要した経費が主なものであり、執行率が低い理由は、ブックスタート事業において、当初の見込みよりも少ない人数であったことから、贈呈する絵本の購入数が減じたためであります。

次に、135ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費は2億8,179万9,000円で、執行率は96.4%です。総合文化会館、総合体育館、パークゴルフ場など11施設の維持管理に係る経費であ

ります。主なものは、備考欄（２）文化会館等管理運営費、12節指定管理料 1 億5,700万円と13節敷地借上料1,546万8,000円、14節金太郎ホール屋根等改修工事7,563万6,000円、同じく総務文化会館直流電源装置更新工事2,013万円であります。

さらに、3行下の18節指定管理者持続化給付金615万9,000円は、生涯学習施設における電気料金高騰に伴い、令和4年4月から令和5年2月までの電気料金増額分を指定管理者に給付金として支出したものであります。

次に、同じページ、9款5項1目保健体育総務費は1,775万9,000円で、執行率は88.2%です。執行率が低い主な理由は、新型コロナウイルス感染防止の観点から町民体育大会を中止したことにより、交付金の支出がなかったためであります。主なものは、備考欄（２）保健体育総務費、次のページ、18節体育協会助成金1,000万円であります。

最後に、同じページ、9款5項2目の体育施設費は1億6,043万8,000円で、執行率は94.1%です。主なものは、備考欄（２）体育施設費の14節多目的広場改修工事1億780万円と、次のページ1行目、総合体育館修繕工事3,736万9,000円であります。

以上で、教育委員会関係の予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。なお、補足説明は、各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、初めに、認定第6号 土地取得特別会計の1件について、補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書は197ページをお開きください。1款1項1目の財産貸付収入1万7,000円は、土地開発基金が所有する菅沼地内の土地を新東名の工事事業者に、令和4年5月までに駐車場として貸していた土地貸付料であります。

1款2項1目の不動産売払い収入1億1,537万8,000円は、須走地区へスーパーマーケット誘致（活性化事業）に係る一般会計からの土地売払い代金であります。

次に、2款1項1目土地開発基金繰入金4,000円は、土地開発基金が所有している普通預金において生じた預金利子であります。

次に、歳出について御説明いたします。

198ページを御覧ください。1款1項1目土地開発基金繰出金8,958万3,000円は、先ほど歳入で御説明いたしました預金利子の4,000円と、菅沼地内の土地貸付収入と、須走地区活性化事業用地売却による基金への繰出金の合計であります。

次に、3款1項1目事業費の支出済額2,581万7,000円は、須走地区活性化事業用地の造成工事費であります。

以上で、土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 上野工業団地造成事業特別会計、認定第11号 小山P A周辺開発事業特別会計の3件について、補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） それでは、未来創造部で所管をいたします特別会計3会計につきまして、順次御説明をいたします。

初めに、認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の231ページを御覧ください。1款1項1目1節不動産売払い収入3,882万2,000円は、宮ノ台地区3区画を分譲販売いたしました不動産売払い収入でございます。

続きまして、234ページを御覧ください。実質収支について御説明をいたします。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億1,796万6,000円、歳出総額90万7,000円で、差引金額は1億1,705万9,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書239ページを御覧ください。1款1項1目1節土地売払い金、予算現額2,128万5,000円に対して、収入済額は0円となっております。これは令和5年3月末での工事完了が難しくなったため、令和4年12月議会にて補正予算を計上し、令和4年度予算分の土地売払い金23億円は減額をいたしましたが、繰越明許分の財源は補正できないため、予算額が2,128万5,000円と計上されております。

続きまして、3款1項1目1節一般会計繰入金8,212万8,000円は、本事業に関わる経費に関して、令和4年度予算分及び繰越明許分を合わせた金額を一般会計から繰り入れた金額であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

240ページを御覧ください。2款1項1目事業費の決算額は3,047万1,000円で、執行率は41.9%であります。同ページ最下段、備考欄（2）事業費のうち、12節委託料現年分の主なものは、水文調査業務737万円であります。

12節委託料繰越明許分の主なものは、241ページ、備考欄1行目、確定測量業務1,518万円、及び3行目、工事監理費610万5,000円であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

242ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額8,523万3,000円、歳出総額4,265万8,000円で、差引金額は4,257万5,000円となります。そこから繰越明許費繰越額4,174万

5,000円を減じた実質収支額は83万円となります。

以上で、小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書255ページを御覧ください。1款1項1目1節土地売払い金、予算現額2億5,190万7,000円に対して、収入済額は1,188万6,000円となっております。これは、先ほどの上野工業団地造成事業特別会計と同じく、令和5年3月末での工事完了が難しくなったため、令和5年3月定例会にて補正予算を計上し、令和4年度予算分で歳入が見込まれない土地売払い金19億4,455万4,000円を減額いたしました。繰越明許分の財源2億4,002万1,000円は補正できないため、令和4年度分の歳入と繰越明許分の歳入を合わせた金額が予算現額となっており、収入済額の1,188万6,000円の内訳は、制限解除に伴い、事業協力者へ貸し付けた土地の土地賃貸借料金でございます。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金8,950万3,000円は、本事業に関わる経費に関して、令和4年度予算分及び繰越明許分を合わせた金額を一般会計から繰り入れた金額であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

256ページを御覧ください。2款1項1目事業費の決算額は6,387万5,000円で、執行率は82%であります。257ページにかけまして、備考欄(2)事業費のうち、12節委託料繰越明許費の主なものは、測量、用地調査業務869万円と、16節の用地費2,486万3,000円で、事業用地の取得費であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

259ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億230万7,000円、歳出総額は6,393万4,000円で、差引き額は3,837万3,000円となります。そこから、繰越明許費繰越額3,833万3,000円を減じた実質収支額は4万円となりました。

以上で、小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明と、未来創造部所管の3会計の歳入歳出決算の報告を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時07分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について、補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(小野一彦君) 住民福祉部関係の特別会計決算3会計について、順次説明をいたします。

初めに、認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて、款ごとに御説明します。

決算書146ページをお開きください。最上段、1款国民健康保険税は3億5,441万2,000円で、歳入全体の19%を占めており、現年度分の収納率は96.5%であります。

なお、不納欠損額が43万7,000円、収入未済額が2,358万8,000円であります。

次に、148ページをお開きください。下段の5款県支出金は12億7,182万8,000円で、歳入全体の68.4%を占めています。内訳としまして、次のページ、1項1目1節普通交付金12億2,267万2,000円は、平成30年度から静岡県が保険者として財政運営を担っているため、町が負担する療養給付費等を全額県が補助するものであります。

次に、その下、2節の特別交付金4,915万5,000円は、備考欄のとおり、県内市町の経営努力の促進のための交付金や、特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担金、また県内市町ごとに異なる所得水準、医療費水準を調整する県特別交付金2号分であります。

次に、149ページ中段の7款繰入金は1億1,554万2,000円で、一般会計からの繰入金であります。国保の持つ構造的問題を踏まえた県からの保険税軽減に対する負担金、国、県からの保険者への支援分及び職員給与費等を繰り入れたものであります。

次に、150ページ下段の8款繰越金1億412万1,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

154ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,543万円で、執行率は98.9%であります。主なものは、職員人件費や電算処理及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などであります。

次に、155ページ下段の2款保険給付費の決算額は12億2,548万6,000円で、執行率は94.7%であり、歳出全体の67.7%を占めております。主なものは、次のページにかけて、最上段、1項1目、備考欄(2)一般被保険者療養給付費の10億5,611万5,000円と、157ページ上段の2項1目の備考欄(2)一般被保険者高額療養費の1億5,549万1,000円であります。

次に、159ページをお開きください。下段の3款国民健康保険事業費納付金の決算額は5億379万3,000円で、執行率は99.9%であります。これは財政運営の責任主体である静岡県が、各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付したものであります。

次に、161ページ、最下段の5款保健事業費の決算額は3,067万円で、執行率は94.9%であります。主なものは、次のページにかけて、1項1目、備考欄(2)特定健康診査等事業費の12節特定健康診査事業1,829万8,000円であり、1,360人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率の速報値は47.3%であります。また健診の結果、特定保健指導の対象者を139人抽出し、うち74人の方を支援しており、利用率は52.2%となっております。

次に、164ページをお開きください。8款諸支出金の決算額は1,314万6,000円で、執行率は90.4%

であります。主なものは、下段の3目償還金の、次のページになりますが、備考欄、22節保険給付費等交付金返納金1,044万6,000円であります。これは県が全額補助した保険給付費について、前年度の医療費の確定を受け精算し、返納したものであります。

以上が歳出の主なものであります。

次に、166ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額は18億5,807万8,000円で、2、歳出総額は18億852万9,000円、3の歳入歳出差引き額及び5の実質収支額は4,964万9,000円となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

178ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は2億1,739万1,000円、歳入全体の86.3%を占めており、収納率は99.7%であります。

なお、不納欠損額は2万6,000円、収入未済額は56万9,000円であります。

次に、中段の2款繰入金の3,233万5,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で、備考欄の低所得者に対する保険料軽減分3,212万2,000円と、社保被扶養者軽減分の21万2,000円であります。

次に、歳出の主なものについて、款ごとに御説明いたします。

180ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億5,052万5,000円で、歳出全体の99.7%を占め、執行率は99.8%であります。これは歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付しているものであります。

次に、182ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額は2億5,174万9,000円で、2、歳出総額は2億5,121万5,000円で、3の歳入歳出差引き額及び5の実質収支額は53万4,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて、款ごとに御説明をいたします。

204ページをお開きください。1款保険料は4億3,337万8,000円で、歳入全体の21.6%を占めており、現年度分の収納率は99.5%であります。

なお、不納欠損額は73万7,000円、収入未済額は355万円でありました。

主な内訳として、1項1目1節特別徴収保険料現年度分4億563万5,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,357人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,722万円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者367人分の保険料であります。

次に、中段の2款国庫支出金は4億1,334万3,000円で、歳入全体の20.6%を占めております。主な内訳として、1項1目介護給付費負担金3億1,633万3,000円は、施設給付分の15%と、居宅介護給付分の20%に相当する額を、国が負担するものであります。

次に、2項1目調整交付金6,182万6,000円は、給付費の5%相当額であります。また同項2目地域支援事業交付金2,845万5,000円は、歳出4款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、205ページ下段の3款支払基金交付金4億6,624万8,000円は、歳入全体の23.2%を占めております。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の27%相当分であります。

次に、206ページの上段、4款県支出金は2億5,306万1,000円で、歳入全体の12.6%を占めております。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%、居宅介護給付分の12.5%、及び地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、下段の6款繰入金は2億8,035万9,000円で、歳入全体の13.9%を占めております。内訳は、いずれも一般会計からの繰入りで、主なものとしては、1目の介護給付費繰入金1億9,875万円は、保険給付費に対し町が負担する12.5%分の繰入金です。

また、次のページ、5目その他一般会計繰入金5,027万5,000円は、人件費や介護認定審査会などに係る事務費に対するものであります。

次に、同じページ下段、7款繰越金1億5,546万3,000円は、前年度から繰り越したものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

209ページ上段、1款総務費の決算額は4,859万5,000円で、執行率は94.2%であります。主なものは、1項の総務管理費では、職員人件費及び電算処理等に係る費用があり、次のページ中段の3項介護認定審査会費では、審査会や認定調査に要する費用などがあります。

次に、211ページをお開きください。2款保険給付費の決算額は15億6,210万円で、執行率は97.2%であり、歳出全体の90.2%を占めております。

まず、1項の介護サービス等諸費14億5,677万8,000円は、要介護認定を受けた672人が受けるサービスであります。内訳として主なものは、その下の1目居宅介護サービス給付費の4億3,575万7,000円は訪問介護、通所介護サービスなどであり、受給者数は344人であります。

また、最下段の3目地域密着型介護サービス給付費の1億8,673万8,000円は、小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであり、受給者数は76人であります。

また、次のページの5目施設介護サービス給付費7億7,367万7,000円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して受ける施設サービスであり、受給者数は238人であります。

213ページの9目居宅介護サービス計画給付費の5,626万1,000円は、居宅介護サービスのケア

プランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月約330人であります。

次に、下段、2項介護予防サービス等諸費の4,415万7,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なものは、1目介護予防サービス給付費3,221万6,000円で、自立支援や重症化を防止することを目的に利用する介護予防訪問看護や、介護予防通所リハビリテーションなどの給付費であります。

次に、215ページをお開きください。4項高額介護サービス等費の2,653万2,000円は、被保険者の負担軽減のために、利用者負担の月額上限額を超えたときに支給するものです。対象者は毎月約180人であります。

また、217ページの中段、7項特定入所者介護サービス等費の3,059万3,000円は、低所得者の施設利用が困難とならないように、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものです。

次に、218ページ下段の4款地域支援事業費の決算額は9,560万6,000円で、執行率は93.7%であります。1項介護予防・生活支援サービス事業費の3,241万3,000円は、要支援認定者等を対象に、訪問サービスや通所サービスにより介護予防を図る事業が主なものであります。

次のページ、2項一般介護予防事業費の533万5,000円は、ふれあいサロンや歩行分析などの介護予防普及啓発事業と、運動教室への指導者派遣などの介護予防活動支援事業が主なものであります。

220ページ中段の3項包括的支援及び任意事業費の5,775万8,000円の主なものは、1目の総合相談事業費2,750万円で、地域包括支援センター業務を社会福祉法人に業務委託し、705件の相談を受けております。

また、222ページ上段の6目生活支援体制整備事業費770万4,000円は、生活支援コーディネーターを町、包括支援センター、社会福祉協議会に配置し、生活支援を必要とする方と地域のサービスや人材などとの橋渡しなどを行う体制整備を図っております。

また、7目認知症総合支援事業費の1,324万8,000円は、認知症地域支援推進員を町、地域包括支援センターに配置し、認知症の方々への早期支援を開始するため、臨戸訪問や電話により積極的な介入や、認知症サポーターの養成など、地域における認知症への理解促進に取り組んでおります。

次に、223ページ最下段の5款諸支出金の決算額は2,390万8,000円で、執行率は98.4%であります。

次のページ、1項償還金及び還付加算金1,841万5,000円の主なものは、2目償還金で、県負担金返還金643万4,000円と、支払基金交付金返還金1,004万8,000円で、令和3年度分の介護給付費負担金等の精算により返還したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

最後に226ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は20億316万1,000円、2の歳出総額は17億3,021万6,000円で、3の歳入歳出差引き額及び5の実質収支額は2億7,294

万5,000円となりました。

以上で、住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第10号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第12号 温泉供給事業特別会計の2件について、補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 経済産業部関係2件の特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

247ページをお開きください。1款1項1目売電収入4,558万8,000円は、木質バイオマス発電と発電所の屋根を利用して実施している太陽光発電の売電収入であります。

4款1項1目寄附金650万円は、企業版ふるさと納税制度による本事業に対する寄附金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

248ページをお開きください。1款1項1目発電事業費の決算額は4,032万4,000円で、執行率は99.8%であります。主なものは、備考欄（2）発電事業費のうち、10節燃料費2,876万2,000円と、12節発電所運營業務941万1,000円で、発電所の管理運営のために支出したものであります。

次に、249ページをお開きください。4款1項1目繰上充用金の決算額は2,565万1,000円で、収支不足が生じた令和3年度会計の歳入予算に繰上充用したものであります。

次に、実質収支について御説明いたします。

250ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額5,237万2,000円、歳出総額7,788万8,000円で、差引き額はマイナス2,551万6,000円となり、実質収支額も同額となります。

最後に、決算書246ページにお戻りください。こちらにつきましては、議会5月臨時会でも御説明いたしましたが、令和4年度の実質収支額がマイナスとなりましたことから、令和5年度から同額を繰上充用しております。

以上で、令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

264ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料39万3,000円は、使用料1,123立方メートルに対し、1立方メートルにつき350円を乗じた温泉使用料収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

265ページをお開きください。1款1項1目業務費の決算額は42万6,000円で、執行率は33.6%

であります。主なものといたしまして、備考欄（2）温泉供給施設維持管理費のうち、10節光熱水費18万4,000円と、12節温泉ポンプ点検業務19万8,000円で、温泉供給のための電気料及び温泉ポンプ点検のために支出をしたものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

266ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額343万6,000円、歳出総額42万6,000円で、差引き額は301万円となり、実質収支額も同額となります。

以上、経済産業部関係の特別会計について、決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、議案第82号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件について、補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部関係の特別会計及び水道事業会計決算について、順次説明させていただきます。

初めに、認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。

なお、令和4年度決算は、令和5年度からの地方公営企業法適用移行に伴い、打切り決算となっていることから、決算額は令和5年3月31日までの歳入歳出となっておりますことを御承知おきください。

それでは、決算書の183ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の187ページを御覧ください。1款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄、下水道使用料7,733万4,000円は、1期平均1,405件の下水道使用料であり、その収納率は95.0%でありました。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分の収入済額81万8,000円は、平成28年度から令和3年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は42.4%となっております。

なお、不納欠損額11万4,000円は、平成29年度分の未納額について、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金の収入済額2,313万8,000円は、須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、188ページにかけて、4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の収入済額9,000万円は、下水道事業で借入れしました起債の償還等に充てる一般会計からの繰入金であります。

次に、7款1項1目下水道事業債、1節下水道事業債のうち、備考欄、浄化センター長寿命化対策等事業債1,940万円は、先ほど説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策事業に対する国庫補助金の補助残について、及びその下、地方公営企業法適用事業債190万円は、下水道事業会計の地方公営企業法適用移行に要する経費について、それぞれ地方債を借り入れたものであ

ります。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書は189ページを御覧ください。1款1項1目下水道総務費の決算額は7,064万3,000円で、執行率は85.0%であります。備考欄(2)下水道施設維持管理費6,474万5,000円の主な内訳は、10節光熱水費1,293万1,000円で、須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプ14か所分の電気料であります。その下の修繕料625万円は、マンホールポンプ及び浄化センター内にあります各種設備等の修繕に要した経費であります。

次に、190ページを御覧ください。備考欄上から2行目、12節須走浄化センター維持管理3,377万1,000円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

続いて、2項1目公共下水道費の決算額は4,310万5,000円で、執行率は98.1%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)公共下水道費のうち、上から4行目、14節須走浄化センター長寿命化整備事業4,180万円は、須走浄化センターの電気設備の更新に伴う工事費であります。

次に、191ページを御覧ください。2款公債費、1項1目元金の決算額は8,635万3,000円で、執行率は99.9%であります。須走浄化センターの建設、管渠工事及び長寿命化対策事業に係る平成6年度から平成30年度までの借入れ、及び公営企業会計適用に伴い、令和元年度から令和3年度までに借入れしました起債の元金を償還計画に基づいて償還したものでございます。

次に、1項2目利子の決算額は1,006万1,000円で、執行率は99.9%であります。こちらはこれまでに借入れしました起債に対する利子となります。

最後に192ページを御覧ください。令和4年度小山町下水道事業特別会計の実質収支であります。歳入総額2億3,185万円、歳出総額2億1,016万3,000円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は2,168万7,000円でありました。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、補足説明を行います。

なお、水道事業決算報告書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますことを御承知おきください。

それでは、水道事業会計決算書の3ページを御覧ください。初めに、(1)収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益、左から6列目の決算額2億6,030万8,000円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて1,069万9,000円の増額となりました。

次に、第2項営業外収益の決算額9,888万9,000円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入れ8,731万2,000円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1項営業費用、左から10列目の決算額は3億3,448万2,000円で、執行率は96.2%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は423万円で、執行率は91.3%であります。主なものは、企業債の利息であります。

次に、4ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出のうち、収入から御説明します。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額5,950万円は、須走低区配水場建設工事に対する借入れが主なものであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額1億3,087万5,000円は、須走低区配水場建設工事及び小山区配水区配水管布設替え工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額216万4,000円は、新東名高速道路建設事業に伴う配水管布設替え工事に対する中日本高速道路株式会社からの工事負担金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は3億3,654万2,000円で、執行率は45.4%であります。主なものは、収入でも説明いたしましたが、防衛補助事業であります須走低区配水場建設工事及び小山区配水区配水管布設替え工事等であります。

欄外に記載しました資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億6,671万8,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、5ページを御覧ください。水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は、消費税等を含んでおりません。

下から4行目、当年度純利益は285万6,000円となりました。

次に、6ページを御覧ください。水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額は、同じく消費税等を含んでおりません。

右から2列目の利益剰余金合計の下から5行目、当年度変動額285万6,000円は、先ほど損益計算書でも御説明いたしましたが、当期純利益を計上したもので、これによりまして利益剰余金の合計は1億6,221万4,000円となりました。

次に、7ページを御覧ください。水道事業剰余金処分計算書の案についてであります。こちらの金額も消費税等を含んでおりません。

当年度末の未処分利益剰余金3,826万9,000円のうち、当期純利益分の285万6,000円を建設改良積立金へ積立て処分することについて、議決をお願いするものであります。

また、建設改良積立金取崩し分の3,541万2,000円は、処分を行わず、繰越利益剰余金とするものであります。

次に、8ページから9ページにかけては、水道事業貸借対照表であります。これは水道事業という企業の財務状況を表わすもので、金額について消費税等は含んでおりません。

まず、資産の部であります。1の固定資産ですが、ページ中ほどの一番右側、固定資産の合計は50億6,328万2,000円であり、その下、2の流動資産の下から2行目、流動資産の合計は3億8,990万7,000円であり、資産合計は54億5,319万円となりました。

次に、9ページをお開きください。上段、負債の部であります。3の固定負債、上から5行目、一番右側の固定負債の合計は5億8,507万6,000円であり、4の流動負債、上から15行目、同じく一番右側の流動負債の合計は2億8,873万2,000円、中ほどの5の繰延べ収益の合計は20億336万2,000円であり、負債合計は28億7,717万1,000円となりました。

次に、資本の部であります。6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金のうち、(1)資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円であります。

続いて、(2)利益剰余金の合計は、ページの下から4行目、先ほどの剰余金計算書で説明したとおり、1億6,221万4,000円で、剰余金合計としましては、下から3行目の3億2,312万7,000円となります。剰余金と合わせました資本合計は、その下の行の25億7,601万9,000円となりました。

負債合計と資本合計を足した額が、負債資本合計54億5,319万円となり、前のページの最下段にあります資産合計と同額となります。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定によりまして、水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町水道事業報告書、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算の補足説明及び都市基盤部の特別会計の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計の1件について、補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

171ページをお願いいたします。中段の3款1項1目繰越金174万5,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、同じページ最下段、4款1項1目貸付元金収入433万2,000円は、貸付元金償還金16人分であり、収入未済額16万3,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出であります。

172ページをお願いいたします。1款1項1目貸付事業費は72万円で、執行率は100%です。これは大学生2人に貸し付けたものであります。

次に、同じページ中段の2款1項1目基金積立費は393万9,000円で、執行率は99.9%、本会計の収支状況から、基金に積み立てたものであります。

次に、173ページをお開きください。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額は607万7,000円、歳出総額は465万9,000円で、その差引き額141万8,000円は、剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、令和5年8月14日付小監第30号にて、小山町長に提出いたしました令和4年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、菌田監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は7月3日より7月28日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公正不偏の姿勢で実施いたしました。

審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ合理的に執行されておりました。

一部に改善、検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘しました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

お手元の審査意見書1ページを御覧ください。審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況及び財政運営については、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成していると認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理しているものと認められました。

令和4年度の決算の内容ですが、2ページの予算の執行状況を御覧ください。決算収支の状況です。

一般会計は、歳入総額138億4,364万7,000円、歳出総額132億1,595万6,000円、歳入歳出差引き額は6億2,769万1,000円であります。その額から翌年度へ繰り越すべき財源2億6,310万8,000円を差し引いた実質収支額は3億6,458万3,000円、これに前年度の実質収支額5億3,233万6,000円を差し引いた単年度収支額は1億6,775万3,000円の赤字となりました。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総額の状況ですが、歳入の調定額に対する収入率は87.9%、不納欠損額は254万8,000円、収入未済額は25億7,334万5,000円であります。収入未済額から事業繰越しに伴う補助金等未済額を除いた滞納総額は1億181万4,000円であります。

町民の皆様にご負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに計画的、継続的な収納措置を、会計収納課を中心に図られるよう要望いたします。

財政力指数は0.842で、13年連続の普通交付税の交付団体となっており、経常収支比率は85.8%、実質公債費比率は9.1%であります。

水道事業債を除く町債の残高は134億7,305万7,000円あります。

将来負担となる債務負担行為支出予定額は、令和5年度以降の支出予定額10億2,000万9,000円あります。

決算の概要を3ページから11ページに、一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから54ページに記載いたしましたので、御参考にしてください。

各会計の実質収支は、57ページのとおり、昨年と同様、木質バイオマス発電事業を除き黒字であります。

財産の状況は58ページに記載してございます。

基金の積立ては8億6,163万8,000円減少であります。財産の適切な管理を、更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された小山町土地開発基金運用状況です。

61ページを御覧ください。審査の結果、本基金は公用または公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査でございますが、65ページを御覧ください。審査は7月14日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また毎月の例月出納検査の結果を慎重に審査を行いました。

審査の結果、水道事業の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。

公営企業会計は、全国統一の基準の下において、経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

水道料金の値上げが実施されました。事業の経営基盤の安定を図り、将来にわたり安心安全な水道水の供給をお願いいたします。

次に、79ページを御覧ください。令和4年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月28日、関係部長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のため、法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算定結果に客観的妥当性が認められるかについて、令和4年度決算及び決算統計資料等を照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率とも、法令に準拠して算出されており、その数値が正確であると認められました。

健全化判断比率は、国の示す基準では、健全の段階で、その範囲であります。

資金不足比率は、木質バイオマス発電事業会計において資金不足が解消されたため生じておりませんが、引き続き小山町木質バイオマス発電に係る検討委員会の意見を踏まえ、経営健全化に取り組まれることを要望いたします。

決算審査は、小山町の令和4年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。

審査意見書1ページ下段に掲載してございますが、令和4年度は、観光施設の立地及び湯船原における企業立地等により、本町の歳入の根幹である町税収入が増加となった一方で、ウクライナ情勢による資源価格上昇等の影響を受けました。

社会情勢を見極め、予算の内容の1事項として、予算執行の適正化を確保するため、議会の審議を経た予算として、財政と協議されることを求めます。

以上、令和4年度小山町各会計歳入歳出決算及び基本運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。

報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月6日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第12号までの令和4年度会計決算12件と、議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

午後3時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年9月6日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	おやまで暮らそう課長	石田 洋丈君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	公 共 施 設 マネジメント・工 事 監 査 部 長	山本 尚毅君
税 務 課 長	渡辺 史武君	防 災 担 当 参 事	伊藤嘉代子君
福 祉 長 寿 課 長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健 康 増 進 課 長	山本 智春君	くらし環境課長	鈴木 新一君
観 光 交 流 課 長	湯山 浩二君	商 工 振 興 課 長	長田 孝代君
農 林 課 長	湯山 光司君	都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君
会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	渡邊 辰雄君	学 校 教 育 課 長	伊藤 和彦君
こ ども 未 来 課 長	坂本 竹人君	生 涯 学 習 課 長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会 議 録 署 名 議 員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第13 | 議案第82号 | 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。教育次長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月28日及び8月30日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしく願いをいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次、一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、総括質問で、審査意見書の3ページの決算状況において、歳入の収入未済額が令和4年度25億7,334万5,000円となっており令和3年度より4億円ほど大幅な増額になっていますが、ここ数年、年々増額となっておりますので、その見解をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 収入未済額の主なものとしては、町税収入が4,900万円、産地パワーアップ事業の事故繰越分17億4,500万円、合板・製材生産性強化対策事業補助金の繰越明許分が5億3,700万円、国庫支出金が1億8,100万円です。

収入未済額のうち町税は前年度に比べて200万円の減額となったものの、社会情勢や原材料の調達困難等から補助事業が完了できなくなったことに伴い、事業を翌年度に繰り越したことによる収入未済額が多くなっております。これら事業を本年度実施することにより、その大部分が解消できるものと考えています。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは次に、また審査意見書の10ページの経常収支比率ですが、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支比率について、前年度から8.1ポイント増加し、85.8%となっていますが、増加した要因についてお伺いします。また、80%以下が望ましいとのことだが、これ以上上回ってしまったことに対する見解についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 経常収支比率は、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業が一段落したことにより、臨時財政対策債が大きく減少し、経常一般財源が前年度より3億6,277万円減少しました。また、会計年度任用職員の共済組合への加入に伴う人件費の増加や、電気料金や各種資材費等の高騰に伴う物件費の増加により、経常支出額は2億3,234万円増加したことにより、経常収支比率が上昇しました。

今後も給与改定や物価高騰に伴う経常支出の増加が想定されることから、事業の実施には各種補助メニューの活用をはじめとする財源の確保に努めるなど、財政運営の健全化を図ってまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、三つ目としまして、決算書32ページ、22款5項1目2節の雑入で7万8,800円の収入未済額が発生しております。そもそもこの科目では収入未済額が発生することはあまり考えられないと思いますので、今回の収入未済額の内容とその理由及び収入の見込みについてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 雑入の収入未済額7万8,800円のうち、都市整備課分は2万4,800円であります。

内容は、決算書32ページ、備考欄中段の町営住宅損耗料であります。

理由については、令和5年3月に居住者死亡による町営住宅の退去に伴い発生した損耗料3万7,800円について、本人が亡くなられたため、対応していただける親族の方を探し支払いをお願いしましたが、この方自身があまり生活に余裕がなく、3回の分納による支払いを約束し、年度内に1回分、1万2,400円を支払っていただき、残金が未収金として残ったものです。

収入の見込みですが、支払者自身の経済状況を聞きながら支払い時期を相談しておりますが、なるべく早期に支払っていただけるよう定期的に連絡を取りながら話をしている状況であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 雑入の収入未済額7万8,800円のうち、5万4,000円の未納分に

つきましては、決算書の33ページ、備考欄の1行目にあります浄化槽設置事業補助金返還金における収入未済であります。

理由につきましては、令和2年度の合併処理浄化槽設置に対する補助金交付事務において、本来は5人槽の浄化槽設置で補助金額33万2,000円を支出すべきところ、事務手続の誤りにより、7人槽分の41万4,000円を支出していたことが令和3年度に判明しました。返納していただく差額の8万2,000円については、相手方との協議により、分割返納することとなり、令和3年度は8,000円、令和4年度は2万円が返納され、残り5万4,000円が未納となったものです。

令和5年度も継続して分割返納をしていただいておりますが、できるだけ早期に完納していただくよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） いずれにしても、早期に完納できるように、相手との交渉をうまくやっていたらと思いますので、これは回答は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、歳入は終わりにします。

次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

初めに、決算書70ページ、3款2項1目18節の2市1町共通無料券負担金547万500円を支出しておりますが、何人分配付して、そのうち各施設の利用者は何人で、全体的にどのぐらいの利用率かお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 利用券の交付は、70歳以上の高齢者4,453人に対し、1人6枚ずつ、全体で2万6,718枚の券を交付しました。

利用状況では、多い順に、町民いこいの家あしがら温泉が4,668枚、御殿場市御胎内温泉が1,795枚、吉久保パークゴルフ場が1,135枚、コミュニティバス回数券が897枚、リラクゼーションスタジオが767枚、ヘルシーパーク裾野が460枚、足柄パークゴルフ場が174枚、クアオルト健康ウォーキングが23枚、合計9,919枚で、利用率は37.1%と、昨年度に比較し利用枚数は1,757枚増え、利用率は6ポイント上がりました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） ただいまの意見で、37%というあまりにもだいぶ低い数字であります。やはりこれを利用していただくことについて、今までの施設だけではなく、やはりほかの老人福祉の利用にも考えていただければよいかと思いますが、そのような考えがあるのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 昨年度、コミュニティバス回数券、こちらについては新規の事業ということで、やはり利用率が低かったことから、新たに立たせていただいたメニューとなります。また、今後につきましても、より多くの利用がされるよう検討してまいります。

以上でございます。

○8番（鈴木 豊君） それでは、次に、決算書87ページ、4款2項1目18節の合併処理浄化槽設置事業補助金1,846万8,000円ですが、53基の補助と説明ありましたが、補助は予算内で終了するのか、それとも申請があれば随時受付するのかお伺いします。また、何人槽別の補助かお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 原則として、予算の範囲内における事業実施であります。本補助金については、事業の進捗の推移を見ながら年度途中で浄化槽設置事業者等に今後の申請見込み調査を行い、予算に不足を生じる見込みがある場合は、国・県に対し補助金の追加交付を申請し、歳出予算についても増額補正をお願いしています。

53基の内訳ですが、5人槽が44基、7人槽が8基、10人槽が1基となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、最後になりますが、決算書128ページ、9款2項2目19節と131ページの9款3項2目19節の小中学校の遠距離通学費補助金で、児童生徒は学校ごと何人で、1人幾ら補助しているのか。また、スクールバスと遠距離通学費補助との関連はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 令和4年度に遠距離通学費の補助を受けた児童生徒は、北郷小学校が22人、小山中学校が50人、北郷中学校が24人です。

1人当たりの補助額は、月額2,000円を補助していますが、登校した日数が12日未満の月におきましては支給しないことから、夏休みの8月分などは支給しておりません。

スクールバスと遠距離通学費補助との関連につきましては、現在、町ではスクールバスの運行はしていませんが、小山中学校の登下校時間に合わせ、小山中学校と桑木の間を路線バスが運行しております。なお、遠距離通学費の補助につきましては、路線バスの使用の有無に関わらず支給されております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は一般会計について7つの項目を通告により質問いたします。

初めに、1点目の質問です。

総括的事項としまして、審査意見書から6ページ、上から3行目のイです。収納強化対策として滞納処分業務を一体的に実施しておりますが、滞納処分の内容、収納件数や金額等の実績について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

滞納処分につきましては、差押えにより実施しております。

内容につきましては、金融機関の口座、給与、保険、所得税の還付金、年金、不動産の差押えを行っております。

その実績でございますが、差押え件数は延べで246件、その収納額は915万1,614円であります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

滞納者のその後の納付状況は改善されていますでしょうか。滞納処分の効果は現れているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） 再質問にお答えいたします。

その後の改善と効果につきましては、大半は改善され、効果あるものと考えてございます。一部の滞納者につきましては、繰り返しているのが現状でありますので、その方の現状を確認、把握し、生活第一で相談に乗り、滞納者に寄り添いつつ業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（平野正紀君） ありがとうございます。次の質問です。

2点目としまして、同じく審査意見書から10ページ、経常収支比率中の人件費の比率であります。経常収支比率中の人件費比率が令和4年度で31.6%と再び上昇いたしました。その理由について教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 鈴木議員の御質問でお答えしたとおり、令和4年度は分母となる地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に減額したことや、人事院勧告による職員の給与改定、会計年度任用職員の共済組合への加入等による増額により、人件費比率が上昇しました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

人件費比率が低い方がよいのはもちろんであります。この値の具体的な指標や数値目標等はあるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

経常収支比率中の人件費比率についての明確な基準はございませんが、その比率を抑えていくことは重要だと考えております。人事院勧告などにより今後人件費の増も想定されますが、ラスパイレース指数などを踏まえた適正な人員管理に努めてまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） ありがとうございます。それでは、次の質問です。

3点目といたしまして、主要な施策の成果11ページ、bのがん精密検査受診率の向上です。

がん検診受診率の向上に努めておりますが、主要ながん検診の受診率はどのぐらいでしょうか。また、近年の受診率の状況や県平均受診率と比較してどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 主ながん検診の令和4年度の受診率についてですが、胃がん検診は18.3%、子宮がん検診は27.3%、肺がん検診は33.2%、大腸がん検診は33.3%、乳がん検診は29.5%であります。

受診率の状況について過去5年間の状況を見ますと、胃がん、子宮がん、乳がんは令和2年度が一番低く、逆に肺がんが一番高くなっていて、大腸がんは毎年受診率が下がっています。

令和2年度に胃がん、子宮がん、乳がんの受診率が低いのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、受診を控えた方が多かったものと推測されます。

一方、同じ令和2年度に肺がんの受診率が高い要因は、新型コロナウイルス感染症の主な症状が肺炎で、肺に問題があると重症化するなどの情報から、胸部症状に不安を抱える方が受診されたものと考えます。

大腸がんの罹患者が増加傾向の中、毎年、大腸がん検診の受診率低下は大きな課題であります。改めて効果的な広報等に努めてまいりたいと考えます。

なお、県の平均受診率との比較については、厚生労働省の「令和元年度地域保健・健康増進報告」によると、肺がん検診の受診率が県の平均値より少し低いものの、他の検診については県の平均を超えておりますが、引き続き受診率の向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

がん検診の受診率向上に向けてどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 現在、各検診の対象者全員に、町から受診票を通知して受診勧奨するとともに、町のホームページや公式LINE、広報誌、同報無線等を活用して受診勧奨をしております。

また、通年受診できる乳がんと子宮がんの検診の未受診者には、対象者を絞って再度通知を送って受診勧奨をしておりますが、肺がんや胃がん検診等は期間限定の検診であるため、再度受診を促すことが難しい状況であります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） もう1点だけお願いいたします。

検診の結果、要精密検査とされた方の医療機関等への再受診と精密検査受診率の向上に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 要精密検査の方には結果を通知して再受診を促しておりますが、再受診をされない方もおります。

このため、更に個別通知や家庭訪問、電話等による積極的な受診勧奨を行うなどして、全てのがん検診において再受診率100%を目指したいと考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） それでは、次の質問に移ります。

4点目です。主要な施策の成果28ページ、下から6行目及び決算書の歳出86ページ、4款2項1目2事業12節でございます。温室効果ガス推定排出量算出業務36万1,000円を行い、町内全体の現状把握を行ったとありますが、この委託業務の内容と成果について教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 本業務は、小山町が排出する温室効果ガスの推計量を調査するものであり、専門の知識とデータ分析の技術を有した事業者への委託により実施しております。算定には、国、地方公共団体、その他公的機関による公表データや統計値など根拠が明らかで信頼性の高いものを使用し、環境省が示している地球温暖化対策実行計画の策定・実施マニュアルに規定されている算出方法を用いて推計量を出しております。

令和元年度に小山町全域から排出された温室効果ガスは約25万トンで、全国排出量の約0.02%という調査結果であり、現在策定中の第二次環境基本計画に掲載する基礎データとして活用してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

5点目としまして、決算書の歳出66ページ、3款1項2目6事業12節障害者相談支援事業738万7,000円ですが、五つの社会福祉法人等に委託しているとのことですが、相談業務の内容や件数等

について回答可能な範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 障害者相談業務の委託先は、知的障がい者に関しては駿東学園相談支援センターなでしこ御殿場市の障害児者サポートセンターふがくへ、身体障がい者の相談に関しては御殿場市の御殿場十字の園へ、精神障がい者に関しては御殿場市のやまいも倶楽部へ、また、地域住民等による自発的な活動の場を支援する事業所として、裾野市のNPOいろはへ相談業務を委託しています。

相談件数は、相談機関の利用者192人に対して、合計で2,005件の相談に対応しています。

相談内容は、障がい者の就労に関するものやグループホームの利用など福祉サービス利用に関する相談が1,098件、健康・医療に関する相談が152件、家族や人間関係に関する相談が96件等であり、相談方法では、電話による相談が1,199件、訪問が313件、関係機関からの相談が287件、来所が36件等となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

三つ目の事項といたしまして、決算書の歳出70ページ、3款2項1目2事業18節敬老ふれあい事業助成金225万3,000円ですが、29区に助成したとのことですが、どのような形で実施されたのか主な事例についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 敬老ふれあい事業助成金を活用し各区等で事業を実施した区は、29区ありました。70歳以上の対象者4,129人に対し、実施した29区の対象者は2,893人でしたので、参加率は70%でありました。

事業内容は、まんじゅうや茶菓子等を配付・贈呈事業を実施した区が23区、公民館等で区の敬老会等の催しを開催した区が6区でした。区の敬老会では、マジックショーやギター演奏を行ったり、小中学校の児童生徒による歌とメッセージなどが行われています。また、配付・贈呈事業では、地域の小学生が高齢者宅へまんじゅう等をお届けするなど、敬老ふれあい事業対象者の方が喜んでいただけるよう各区において工夫されておりました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

制度を大きく変えたわけですが、町民や自治会の意見や反応はいかがだったでしょうか。また、利用実績を上げるためにどのような対応をお考えなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 以前は町主催で毎年9月に敬老会を実施していましたが、参加さ

れる高齢者が年々減少していたことやコロナ感染症により敬老会を中止せざるを得ない状況から、昨年度小山町敬老ふれあい事業検討会を立ち上げ検討していただき、現在の各区等の敬老ふれあい事業の実施に対して町から助成金を交付することとしました。

事業実施後、実施した区長様へアンケートにより意見を伺ったところ、今回の方法で継続するのがよいという意見が5件、以前のように町が開催した方がよいという意見が4件ありました。

また、事業の改善要望として、申請事務を簡略化する、助成金を増やす等の意見が出され、令和5年度は申請手続を簡略化するとともに、助成金を増額して要望に対応しております。

また、昨年度未実施の区においても、今年度実施されるよう区長会で昨年度実績やアンケート結果を説明し、今年度事業実施をお願いしているところです。

以上です。

○3番（平野正紀君） それでは、最後の質問です。

決算書の歳出70ページ、3款2項1目2事業18節シルバー人材センター運営助成金900万円でございますが、近年会員の減少により請負できる業務が少なくなっているとの声を聞きますが、運営の状況についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 令和4年度末の小山町シルバー人材センターの会員数は120人で、1年前に比べて17人減少しています。減少傾向は、令和2年度以降、コロナ感染症の影響等により減少幅が大きくなっています。会員の減少により、就業延べ人員は前年度比16%減、契約金額は前年度比11%減少しています。

ただし、シルバー人材センターでは、会員数等の状況に合わせて受注契約を調整しているため、センターの運営に直接的な影響は出ていないと伺っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

法人の自助努力が必要とはいえ、高齢の方が増加する一方、会員が減少している現状について、何か有効な策はないのでしょうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） シルバー人材センターでは、今年度からではありますが、富士山五合目保全協力金徴収業務を静岡県から請け負い、今年度新たに18人の新規会員が加入したことにより、協力金徴収業務を行うことができていると報告を受けております。

また、シルバー人材センターでは、広報誌「シルバーおやま」を発行し、会員募集に加え、シルバー人材センターの活動や福利厚生事業であるサークル活動を紹介しています。町では、この広報誌を公共施設の窓口に配架し、町民に活動を広く知っていただくことにより、会員の増強活動に協力しているところです。

今後におきましても、シルバー人材センターと協議をしまして、会員の増強に協力していきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 決算質疑の方から8点ほど質問をさせていただきます。

まず、主要な施策の成果で5ページ、上から10行目、山地強靱化総合対策協議会にて山地災害の防止に関する勉強会等を実施したとありますが、勉強会の頻度はどのくらいなのか、また、その内容は何人参加したのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

小山町山地強靱化総合対策協議会では、森林に起因する災害の発生防止や被害軽減対策などの取組について、毎年1回、外部講師を招き勉強会を開催しています。

令和4年度は、「森林の持つ山地災害防止の機能及びその対策」と題しまして、近年の豪雨の傾向とそれに伴う山地災害の事例、土砂崩壊を抑制するためには森林整備が必要であることを勉強会で参加者と情報共有をいたしました。

参加者につきましては、小山町山地強靱化総合対策協議会地域部会に属する森林所有者の団体、29団体、91名が参加いたしました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。

それでは、2問目に行きます。

主要な施策の成果の23ページ、上から9行目、駿河小山駅前交流センターの活用で、令和4年度は1万997人の利用があり、地域の活性化及び観光振興が図られたとありますが、そこに備えてある貸出自転車の利用状況はどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 貸出自転車は電動自転車のスポーツタイプを4台、籠つきの一般タイプを4台常備しており、利用実績はスポーツタイプが延べ81台、一般タイプが延べ60台、合計で延べ141台の利用がありました。

利用者の内訳は、男性が延べ107人、女性が延べ34人で、特に40歳代、50歳代の利用が多くありました。

地域別では、町民が19人、町外では県内が15人、神奈川・東京・埼玉県が89人で、首都圏から来られた利用者が多い状況でありました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

本年度の今までの利用状況はどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

今年度8月末現在でございますけれども、123台ということで、前年同月比43台の増加ということで、昨年、一昨年に比べまして増加傾向でございます。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） それでは、3問目の質問に移ります。

主要な施策の成果の27ページ、下から7行目、産業の振興及び雇用の機会の拡大を図るため、サテライトオフィスの誘致を推進したとありますが、令和4年度の実績はどのくらいなのか。また、産業の振興が図られたのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（長田孝代君） 誘致活動としまして、国や県が主催する誘致セミナーや視察ツアーに参加し、首都圏企業を中心に地方でのサテライトオフィスの開設を考えている企業等とマッチングを図りました。また、数社から相談はありましたが、令和4年度ですが、町が把握している中では、新たなサテライトオフィスの設置までには至りませんでした。

今後も企業等が取り組む多様な働き方を促進し、本町における産業の振興及び雇用の機会の拡大を図れるよう事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 4問目に移ります。

審査意見書18ページ、町税未納者数で、町税の未納者数がここ数年増加傾向にあります。滞納者への対応と滞納者を減らすための手だては考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡邊辰雄君） ここ数年増加傾向にあるのは、令和2年からのコロナ禍やウクライナ情勢によるものが少なくとも影響したものと考えてございます。

滞納者への対応につきましては、督促状や催告書の発送、電話や面談による催促や差押えにより対応をしております。

滞納者を減らす手だてとしましては、今後もこれまでと同様にはなりますが、滞納者ごとにその方の現状を確認、把握し、生活第一で相談に乗り、滞納者に寄り添いつつ業務を遂行してまいります。

なお、令和4年度の小山町の滞納繰越分の収納率につきましては、町民の皆様の納税意識の高さもあり、県内35市町のうち最上位で、収納率49.13%でありました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。

それでは、次の質問に移ります。

決算書歳入の12ページ、12款1項1目1節特別交付税の収入済額は8,375万円余りで、前年度より6,500万円余りの減額となったと説明がありましたが、その理由について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 特別交付税は、災害対応や病院等の特定医療の確保経費、指定文化財の維持管理経費など各自治体特有の財政需要により交付されるもので、令和4年度は大規模な災害がなかったことや、令和3年度で2020オリンピック・パラリンピックが終了したことが減額になった主な理由だと考えられます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。

次に移ります。

決算書歳出94ページ、5款2項1目18節ナラ枯れ対策事業補助金346万1,000円について、対象は何件あったのか。また、場所はどこの場所なのか。また、その他に対象となるナラ枯れの木はまだあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 令和4年度の交付件数につきましては、25件ございました。

申請場所の内訳を申しますと、須走地区で10件、北郷地区で6件、足柄地区で5件、小山地区で4件であります。

令和5年度につきましても、8月末現在で既に8件の申請がありましたので、今後も補助制度を活用した申請があるものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。

それでは、次の質問に移ります。

決算書歳出102ページ、6款2項1目7事業、クアオルト健康ウォーキング推進事業145万3,000円について、実践指導者資質向上研修の内容はどうなのか。また、健康ウォーキング参加者の人数は。参加者の評判はどうなのか。また、新たな取組を考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光交流課長（湯山浩二君） 研修内容は、コースを案内するガイド8人の資質を高めるため、日本クアオルト研究所による座学1回と、実践研修を須走・足柄コースでそれぞれ1回実施した

ものでございます。

参加者数は、毎月決まった日に実施する定例型として、須走コース、足柄コースで計69回実施し、延べ171人に御参加いただきました。また、団体予約型としては、旅行会社を通じ、須走コース、足柄コースで計6回のツアーを実施し、延べ101人に御参加いただきました。定例型と団体予約型を合わせて延べ272人の参加がございました。

参加者からの評判につきましては、「ガイドの解説が、健康、自然、歴史など多分野にわたり興味深い」、「心も体もリフレッシュできた」という一方で、体力のある参加者からは「運動強度が低い」などの意見もございました。

新たな取組といたしましては、今年度から所要時間約2時間の定例型に、和ハーブ散策などの1時間プラスした魅力向上イベントですとか、予約制でアジサイ摘みなどの体験をするアクティビティウオークを実施しております。

今後もコースの魅力を高め、本事業の周知を図り、参加者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 質問はありません。

それでは、最後の質問をいたします。

決算書の基金の方から、新型コロナウイルス感染症対策基金についてです。

この基金は、感染予防対策、生活支援対策、地域経済対策等の実施に要する経費に充てることとしておりますが、基金残高が4,800万円ほどあります。今後の活用をどのように考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 本基金は、感染予防対策、生活支援対策及び地域経済対策等に要する経費に充てることを目的に、令和3年に創設され、令和7年9月30日でその効力を失います。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられたことにより、令和5年度からは主としてアフターコロナの施策に充当しています。令和6年度以降も住民の生活支援や地域経済の回復に重点を置き、各担当課の計画に基づいて充当事業を見定めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 決算質疑より3点お伺いいたします。

まずは、1点目です。

主要な施策の成果15ページ、上から7行目、県のスクールカウンセラー、スクールソーシャル

ワーカーを活用し相談体制の充実を図ったとあるが、具体的にはどのような部分が充実したのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒が抱える悩みや不安、ストレス等をカウンセリングにより和らげたり、保護者の悩みなどの相談に応じたりしていただいております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、家庭に問題を抱える児童生徒の保護者に働きかけたり、家庭と学校や関係機関をつなげたりする役割を果たしていただいております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） ありません。

それでは、2点目に移らせていただきます。

同じく主要な施策の成果15ページ、下から10行目、タブレットを使ったICT教育の充実について、どのような場面で、どのくらいの頻度で活用されているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 小中学校でのタブレットに関しましては、教科の復習としてドリル学習を行ったり、問題解決学習や学習の中の調べ学習などにも活用したりしております。また、体育や音楽、生活科などの授業でカメラ機能を使いまして撮影するなど、様々な形で毎日利用しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） ありません。

それでは、最後の質問になります。

主要な施策の成果17ページ、下から10行目、豊門公園の管理の所管替えや、会計年度任用職員4名を採用するなど管理体制が変わったが、その効果として利用状況は令和3年度までと比較してどうか。また、所管替えに伴い障害があった点などがあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 池谷議員にお答えします。

最初に、豊門公園の利用状況についてです。

豊門会館は、令和4年1月から入館料を徴収して一般公開をスタートさせました。令和3年度につきましては、令和4年の1月から3月までの集計として、入館者の1か月平均は70.6人となっております。

令和4年度につきましては、入館者の1か月平均は84.3人で、豊門会館の入館者が増加していることが分かります。

また、西洋館のカフェの利用者が毎日20人程度訪れることと、アートビレッジやマルシェなどの文化イベントを開催したことから、豊門公園全体の入園者の1か月平均は871.7人で、令和4年度は全体で1万461人となっております。

今後も引き続き来館者やリピーターの増加を図るとともに、施設の利便性向上に努めてまいります。

次に、豊門公園の管理が都市整備課から生涯学習課に所管替えとなったことに伴い支障があったかという御質問についてであります。

生涯学習課には建造物や修繕工事に精通した職員がいないことから、屋根の雨漏りや水道管の水漏れ修繕などにおきましては、都市整備課との協議や現場確認を行った上で実施いたしました。その結果、都市整備課が所管していた頃よりも時間を要することがありました。さらに、豊門公園での突発的な現場確認や打合せなどは、役場本庁と総合文化会館との距離の違いから、迅速な対応ができないこともありましたが、何とかカバーしている状況であります。

以上であります。

- 議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。
- 2番（池谷 元君） ありません。以上です。ありがとうございました。
- 議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

- 議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 石原和美君。

- 1番（石原和美君） 通告により5件の質問を行います。

まず、1件目ですが、決算書60ページ、2款7項3目13節松田町営駐車場使用料の歳出は78万円になっていますが、32ページ、22款5項1目の歳入が32万5,000円で、かなりの赤字となっております。その理由を伺います。

- 議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

- おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 松田町営駐車場貸出事業が赤字となっている要因としては、二つございます。

令和2年以降、コロナ禍の移動制限で大幅に落ち込んだ駐車場利用件数が、令和4年度にかけて回復すると見込んでおりましたけれども、民間駐車場の増加もあり、町営駐車場においては1日単位の貸出しも伸びず、主となる月ぎめ利用は更に減少したことから、想定した収入額よりも少なくなったということが原因の一つであります。

このような利用減少と、小山町民が松田町へ直接申請しても、同じ駐車場を同じ条件で月ぎめで使用できるようになったことを踏まえまして、令和4年度をもって本町での貸出事業を終了い

たしましたけれども、これによりまして令和4年度末に収入予定だった令和5年度前期分の月ぎめ使用料がなくなったということが、赤字が広がった2点目の要因であります。

以上です。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

主要な施策の成果25ページ、13行目、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店会の活性化を図るために、商店会の街路灯等のLED化事業を行う町内の商店会に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商店会街路灯LED化整備事業補助金1件、344万5,000円を受付したとありますが、これはどこの商店会でしょうか。また、今後他の商店会にも交付する予定はございますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（長田孝代君） 補助金を交付した商店会は、商工連合会OYAMAであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した令和4年度限りの補助金であることから、今後の交付予定はありません。

以上であります。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

主要な施策の成果から27ページ、10行目に、結婚応援事業及び結婚機運醸成事業として、県市町で組織するふじのくに結婚応援協議会に参加し、スケールメリットを活かしたマッチング推進と協議会と連携したイベントを開催したとありますが、具体的にはどのようなイベントを開催し、また参加状況、成果はいかがでしたでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 結婚応援事業としては、県内全市町と県で組織するふじのくに結婚応援協議会が運営しているふじのくに出会いサポートセンターの会員、現在約900人の会員がありますが、その会員に向けたイベントの告知や募集について、センターの協力を得て行っております。

令和4年度に本町で実施した結婚応援イベントは、出会いの機会提供と機運醸成を目的としまして、10月29日に豊門会館西洋館で、20代から30代の独身男女14人が町内外から参加し、ゲームや会話を通じて交流していただきました。

成果としましては、参加者アンケートを行っておりまして、イベントの満足度は100%、9割の方が「恋愛や結婚に対するモチベーションが上がった」というふうに回答していただいております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再質問させていただきます。

大変すばらしいイベントであったと思いますけれども、今後もこのようなイベント開催の御予

定はございますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 今後もということですが、令和5年度におきまして、町内の事業所などと連携をしたイベントを今企画しておりまして、年度後半になりますけれども、実施をする予定としております。

以上です。

○1番（石原和美君） 再々質問させていただきます。

できるだけ多くの方に参加をしていただくことが大事だと思うんですけれども、参加者を増やすための取組としてどのような方法をお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（石田洋丈君） 参加者に、なるべく多くの方に来ていただけるようなイベントをとということですが、実際に婚活のイベントというものを地元で開催しますと、地元の方が参加しにくいといった声も多く聞かれております。そういった中では、婚活というものをあまり前面に押し出さずとも、独身男女を対象にするイベントという形で募集をする。そういった中で出会いの機会を提供する。そういう配慮も必要かと考えております。

今年度に関しましては、企業さんの従業員の方に参加をしていただくような取組をやってみたいというふうに考えておりまして、そういった計画を今実施しているところでございます。

以上です。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

主要な施策の成果30ページ、4行目に、デマンドバスは広報おやまへの掲載やバスマップの作成を実施し広く周知を行うとともに、ワクチン接種や選挙投票所への送迎を無料とする運用を協議し、実際に乗車する機会を設け、デマンドバス認知度向上を図ったとあります。確かにそこからデマンドバスの利便性が広がり利用者が増加したと思いますが、今後もこの取組を実施する予定はございますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスを送迎として利用していただくことにより、便利だと実感をしていただきまして、今後の利用につなげていただけることが狙いであります。

一方で、ワクチン接種会場や選挙投票所への無料送迎は、町としても接種率、投票率の向上に資する施策となりますので、引き続き継続していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再質問します。

多くの皆様に、ワクチン接種時、選挙投票時に無料で乗車できるということをお知らせすることが必要かと思われませんが、どのような方法で周知をされますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスの送迎につきましての周知方法につきましては、一番はやはり広報誌に掲載して、選挙がある前のときには広報誌に選挙の日程が出ますので、そのときに一緒にお知らせをするなど、また、ワクチン接種につきましても、今後予定されるワクチン接種が開催された際に、その前の案内のときに一緒にデマンドバスを無料で利用できるということで周知をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（石原和美君） すみません、再々質問させていただきます。

今後も町のイベント等開催の際にデマンドバスを運用する予定はございますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスにつきましては、イベント等に開催するということは考えてございません。やはりデマンドバスは、皆さんが予約をしているような場所に行けるということで活用していただいておりますので、イベント等については別の方法で行っていただくとか、また、改めて考えるとかということで検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

主要な施策の成果30ページ、8行目、デマンドバス予約システム事業者と協力して移動図書館サービスの実証実験を行い、デマンドバスの新たな利用方法の検討を進めたとありますが、利用人数、貸出冊数等、成果はいかがでしたでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 移動図書館の利用人数ですけれども、累計で228人、貸出した本の冊数は256冊でございました。

この実証実験ですけれども、デマンドバス予約システム事業者の多機能に利用できる車両を活用しました実証実験でありまして、須走の自衛隊官舎ですとか、こども園などで行っております。保護者などからのコメントによりますと、一定の成果はあったものと考えてございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 小中学校を通じて、学校を通じての移動図書館実施のお知らせ等を行い、できるだけ多くの方に移動図書館のことを知っていただくということが大事だと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 移動図書につきましては、須走支所、本庁等でもやってございまして、ただ、今回やった移動図書館は、マルチタスク車両、多機能車両を活用した移動図書でございましたので、その辺の周知につきましては、議員おっしゃるとおり、小中学校にしっかり周

知をして、こういった取組をもし次にやったときには、しっかりと周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（石原和美君） すみません、移動図書の実施なんですけれども、休日の実施等は御検討されていますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この移動図書につきまして、これはあくまでも実証実験ということでやってございますので、今後というか、実証実験を移動図書でやったとしたら土日も検討はするべきですけれども、今後、移動図書につきましての実証実験につきましては今のところやる予定がございませんので、土日の利用は今のところ考えてございません。

以上でございます。

○1番（石原和美君） 質問は終わりですが、ぜひ移動図書の方の実施も行っていただく方向でお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 決算質疑より5件、質問をさせていただきます。

まず、決算書歳入7ページ、1款1項2目、法人税の不納欠損額33万円並びに収入未済額303万円に関してお伺いさせていただきます。

この不納欠損並びに収入未済対象の企業は、それぞれ何社あるのか、お聞かせください。また、公表できる範囲で構いませんが、どのような業種であるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 小林議員の質問にお答えいたします。

法人町民税の不納欠損は1社、収入未済は10社となっております。

業種につきましては、不納欠損と収入未済が重複している法人が1社あるため合計10社で、その内訳は建設業3社、小売業1社、サービス業1社、その他5社となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） すみません、その他5社となっておりますけれども、その他というのは、これはどのようなものなのか、すみません、ちょっとそこをお伺いさせていただきたいと思えます。また、対象の企業への働きかけはどのような働きかけをされているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

実際の活動状況により、業種につきましては区分けをさせていただいております。その他の業種につきましては、活動実態のない会社も町内には存在しておりますので、それらにつきまして

は、その他という形で区分けをさせていただいております。

また、不納欠損、収入未済についての対応についてでございますけれども、徴収担当課、会計収納課になりますけれども、担当課と連携をいたしまして、不納欠損額、収入未済額の縮小に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(小林千江子君) すみません、活動実態のない企業というのは、具体的にどんな企業なのでしょうか。お伺いさせていただきたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答えられますか。ちょっと回答ができないようですので、今の質問はお控えさせていただきたいと思います。

○6番(小林千江子君) はい、分かりました。

○議長(遠藤 豪君) 次をお願いします。

○6番(小林千江子君) では、次の質問に移らせていただきます。

7ページ、1款1項2目、令和3年度フロンティアパークなど新産業集積エリアに進出した企業の増加した法人税をお聞かせください。もし可能であれば、法人税のほかに地方税として固定資産税などもあるかと思われまますので、そちらも含めた金額が算出できましたら、そちらもお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡辺史武君) 令和3年度に湯船原地区に進出し、令和4年度から課税した企業は3社で、増加した法人町民税は約74万円となります。固定資産税につきましては約8,900万円で、合わせて約8,974万円となっております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番(小林千江子君) 令和3年度以前にも進出した企業がこちらの方にはあると思うんですけども、湯船原地区全体の町税をお答えいただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡辺史武君) 小林議員の再質問にお答えいたします。

湯船原地区において現在課税しております企業は、操業に向けて準備を進めている企業も含め、16社であります。法人町民税は約468万円、固定資産税は約2億3,314万円で、合わせて約2億3,782万円となっております。

以上であります。

○6番(小林千江子君) では、次の質問に移らせていただきます。

14ページ、15款1項6目3節、現年度分並びに滞納繰越分に関してお伺いいたします。

昨年度より現年度分は200万円余、滞納繰越分は20万円余ほど減少しております。これは利用者が減少したからでしょうか。詳細をお聞かせください。

また、収入未済額が1,500万円と高額になっておりますが、このうち令和4年度の不納欠損処理対象の金額は幾らになるのか、こちらも併せてお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 住宅使用料の決算額で昨年度に比べて減額の要因についてですが、議員御指摘のとおり、現年度分については入居者の減少が主な要因と考えております。数ですが、前年度から月平均で13世帯ほど減少しております。

また、滞納繰越分については、明確な要因は不明ですが、コロナ禍による収入減少や物価高騰による家計への影響などがあつたのではないかと推測されます。

次に、収入未済額のうち不納欠損額が幾らかについてであります。決算書に記載のとおり、収入未済額は現年、滞納繰越分の合計で1,494万5,094円であり、不納欠損額はこれには含まれておりません。なお、令和4年度の不納欠損額は、先ほどの収入未済額とは別に、21万4,400円となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） なかなか高額な金額になってきてしまっているんですけども、この収入未済額に対しての働きかけ、やはりなかなか難しい面もあるかと思うんですけども、どのように対応されていくのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 収入未済額に対する働きかけですが、滞納者に対しては、当月分の家賃の納付が確認されない場合は、まずは督促状を送付させていただきます。その後も納付が確認できない場合は、催告書を送付いたしまして納付を促していきます。さらに再三の催告にもかかわらず納付されない場合は、連帯保証人にも催告書を送るなど、納付を更にお願いたしまして、その後は、本人並びに連帯保証人なんかと個別にお話をさせていただくというような形で、滞納者の方もそれぞれ個人で個別の事情もございまして、できるだけ話を聞きながら、なるべく滞納額を減らせるような形で継続して話を続けていくというようなことを継続しております。

以上でございます。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

52ページ、2款3項1目、マイナンバーカードに関してお伺いさせていただきます。

先日、総務省より発表された国の交付率は、2023年3月末日時点で67%と発表されております。このマイナンバーカード事業は、国民の利便性、行政の効率化や公平性などの目的のため、国の事業として推進されております。積極的に役場の率先した取得が求められると思われませんが、役場職員の取得率はどの程度であるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 役場職員のマイナンバーカード取得率は、令和5年3月31日時点で84.8%です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 84.8%となかなか高い交付率の方を持っておりますけれども、ただ、でも100%ではなかったなというのが、ちょっと残念な点ではあります。何かしらの理由がおりなのでしょうか。どのような働きかけはされているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

当然、役場職員につきましては、令和元年6月28日付で、総務省の方から「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について」という通知が技術的助言として発出をされております。これにより地方公務員等におけるマイナンバーカードの取得勧奨の依頼がございました。この依頼に基づきまして、取得の勧奨を役場職員にしております。

ただ、マイナンバーカードにつきましては、本人の申請に基づき交付されるものであり、取得の強制ができないものとなっておりますので、勧奨した結果、令和5年3月31日時点で84.8%ということになります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

280ページ、決算書、積立基金に関してお伺いさせていただきます。

庁舎建設基金の決算年度末残高が5,000万円増加し3億円となりました。令和3年度中には3回ほど公共施設等マネジメント委員会が開催され、新庁舎に関し協議が行われております。

令和4年度には何回程度このマネジメント委員会が開催され、どのような協議が行われましたでしょうか、お聞かせください。また、具体的にどのような進捗があったのかもお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○公共施設マネジメント・工事検査担当参事（山本尚毅君） 令和4年度は委員会を4回開催し、本庁舎や北郷支所及びコミュニティセンター、地域資料室、シルバーワークプラザなどの改築計画や維持管理等について協議を行いました。

本庁舎に関することについては、個別管理計画を作成する上で、現在の建物をあと何年使用するのか、またそれを目安に計画を作成するのかなどを協議し、全国自治体の新庁舎に関する事例について情報収集を行ってまいりました。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 協議の中で何年使用するのかということがお話の中で上がったようです。

けれども、実際に何年使用するのかという回答が、その中で協議回答が出たのか、お聞かせください。

また、移転をするにも、同じ場所に建てるにするにも、町の未来想像図を描く必要性が大いにあるかと思われます。そのようなお話も上がりましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○公共施設マネジメント・工事検査担当参事（山本尚毅君） 再質問にお答えいたします。

本庁舎の対象期間といたしましては、会議の中で10年間をまず目安としてございます。こちらについては、令和3年度に改修をいたしました空調機器の耐用年数を最大限としておりますので、10年間としたところでございます。それ以外に庁舎の移転、改築等につきましての議題は上がっておりません。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 最初に、主要な施策の成果35ページ、決算書47ページについて、持続可能な財政運営、DXの推進についてお聞きします。

RPA・AI-OCRによる定型業務自動化、グループチャットアプリによる職員間コミュニケーションの円滑化、ウェブ申請フォームによる手続のオンライン化を推進したとあり、令和4年度のDX推進費の決算額は307万7,000円となっております。これはDX推進事業全体に対してどれくらいの進捗が図れたかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） DXにつきましては、全庁的に取り組む必要があることから、すぐに取りかかれることですか、時間がかかる取組など様々ございます。まずは、できることから取組を開始しております。

そのような中で、RPA・AI-OCRツールの導入・活用支援では、11業務において活用しまして、年間で約4,800時間の事務が削減をされました。その他、チャットツールの導入ですとか、オンライン申請Log o フォームの導入などを行いまして、行政のデジタル化を進めております。

DX推進については取組を始めたばかりでありますので、職員のDXに対する意識改革などを進め、役場内及び町民に対するDXが進み、ウェルビーイング、日本語で言いますと、幸福な状態とか、充実した状態が向上したと思っただけのよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 次の質問に参ります。

次は、決算書90ページについてお伺いします。

令和4年度に繰越明許された産地生産基盤パワーアップ事業17億4,500万円という補助金につ

いて、半導体の入手困難により事故繰越としておりますが、補助金の内容について御説明ください。また、事業の完了見込みについてもお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 産地生産基盤パワーアップ事業は、今後拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用などの新たな需要に応えるため、野菜や果樹などの国内外の市場を獲得できるよう競争力を強化し、生産量を増加する取組を支援するものであります。

本件につきましては、湯船原地区のアグリーナダストリーエリアで、ふじのふもと農園が高度な環境制御技術を導入したリーフレタスの生産施設を建設しており、その事業費の2分の1以内で国から県、町を經由して事業者に交付されるものであります。

事業の完了見込みにつきましては、本年9月末を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 次の質問に参ります。

3番、決算書91ページ、中山間地域等直接支払交付金として、10か所に818万4,000円を交付しているとのことですが、10か所はどここの地域なのか御説明ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 中山間地域等直接支払交付金は、国が定めた営農条件が不利な地域で、本町においては、主に足柄地区と小山地区が該当いたします。

交付先につきましては、湯船原地区で1団体、菅沼地区で2団体、竹之下地区で5団体、桑木・新柴地区で2団体の計10団体が行う営農維持活動に交付したものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ありません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 一般会計の方から9項目質問をさせていただきます。

まず、主要な政策の成果9ページ、上から3行目、放課後児童クラブについて、各学校での開設日数に差がございますが、この理由は何かお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 土曜日の利用につきまして、事前に申込みを受けております。申込みがない場合は、開所しないためクラブごとに開所日数に差が生じています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） ちょっと数字だけ見ましたら、結構差があるようにも思えます。各学校の申込みということなんですけれども、例えば1人でもいたら開設するのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 再質問にお答えいたします。

1人でも申込みがある場合は開所しております。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

同じく主要な政策の成果9ページ、下から11行目、保育料助成事業について伺います。

第2子保育料を半額、第3子は全免とございます。第2子は町内で何名、金額にして幾らになるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 0から2歳児の第2子の町内園児数は、町立こども園、町内の私立こども園、他市町への委託園児合わせまして、3月時点で69名になります。

保育料は、年間で1,164万3,640円となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 質疑、再質問等はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 一つだけお尋ねします。

大きく町立と私立2園ですね。これは他市町ということなんですけど、他市町はどのくらいいるんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 内訳を申しますと、町立のこども園が43名で734万5,540円、町内の私立こども園が22名、374万3,050円、町外の委託が4名で55万5,050円になります。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

同じく主要な施策の成果ということで10ページ、上から1行目、産前産後サポート事業及び産後ケア事業について、(d) デイサービス型（産後ケア）は、実質26人、延べ101人とあるが、1人当たり大体4回程度となります。町では1人当たり何回まで利用することができるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） この事業は1人7回まで利用できます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） はい、ございません。

次の質問に移ります。

同じく主要な施策の成果13ページ、下から10行目、シニアクラブへの活動支援について伺いま

す。

シニアクラブ活動助成金が296万2,000円、単位クラブが20、会員数1,406人とあります。各単位の活動と人数による活動に差がなかったのか。また、活動の概要についてお尋ねいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） シニアクラブ活動助成金は、助成金予算の50%を均等割額として、50%を会員割額として、20の単位クラブと1,406人の会員数で助成金を算出し、単位クラブの事業に要した金額を限度に補助金を交付しています。

昨年度は、コロナ感染症の影響により行動制限のある中での運営でしたので、実施できない事業もあり、特に財政運営が大変なクラブはなかったと考えております。

事業内容は、単位クラブによって違いがありますが、歩け歩け大会、パークゴルフ大会、輪投げ大会等各種大会や、花壇整備、神社清掃など奉仕作業が実施され、一部のクラブでは会員研修が再開されておりました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問にまいります。

同じく主要な施策の成果15ページ、下から2行目、放課後子ども教室について、児童の学力向上を図ったとありますが、放課後児童教室の指導体制と指導内容についてお尋ねいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 放課後子ども教室につきましては、町内の小学校5校で実施しており、全体で85人の児童に参加していただきました。

内容は学校ごとで異なりますが、漢字検定や算数検定、英会話活動など児童の学力向上を図っており、教育活動推進員、教育活動サポーターの体制で指導しております。

以上であります。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問です。

指導員の方なんですけれども、これは先ほど小学校5校ということなんですけれども、5校の大体人数というのは分かりますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） 活動推進員の内訳になります。まず、成美・明倫・足柄小学校につきましては1人ずつ、北郷小学校につきましては2人、須走小学校につきましては5人となっております。

以上であります。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

決算書64ページ、3款1項1目、事業の2、12節行旅死病人等収容27万9,602円の概要について御説明ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 道の駅「ふじおやま」と町内の山中で発見された引取手のない御遺体2件について、遺体検案と葬祭費に要した費用を支払ったものです。

この費用に関しましては、年度の締めにずれがあるものの、民生保護負担金として静岡県から町へ交付されるものであります。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

決算書70ページ、3款2項1目18節シルバー定期券助成金57万300円の対象は何名なのか。また、地区別の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） シルバー定期券は70歳以上の方が対象で、昨年度購入した方は74人であり、延べ106件の定期券を購入されました。

74人の小学校区別内訳は、成美地区が15人、明倫地区が13人、足柄地区が1人、北郷地区が8人、須走地区が37人です。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 分かりました。

次の質問に移ります。

決算書122ページ、8款1項5目14節アマチュア無線局アンテナ設置について、どこに設置したのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 災害時の情報収集を担うアマチュア無線局について、災害対策本部を設置する総合文化会館屋上に設置をいたしました。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問です。

今回、文化会館の方に設置されたということなんですけれども、それでは、今この役場の本庁舎と文化会館ということによろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 再質問にお答えいたします。

現在アマチュア無線局は、総合文化会館のみに設置されております。

以上です。

○10番（渡辺悦郎君） はい、分かりました。

最後の質問になります。

決算書126ページ、9款2項1目12節MDM保守業務47万3,000円は、このMDMというのはちょっと分からない人もいると思うので、私の方も確認なんですけれども、体育館等を最後に施錠

するときのものだというふうに私は認識しているんですけども、これを何か所設置したのか、設置した場所も御説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（伊藤和彦君） まず、MDMとは、モバイル・デバイス・マネジメントの略でありまして、小学校5校分のiPad478台分の監視や保守業務ということを行っている業務であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問等はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は4款1項3目の健康づくり推進費についてお伺いをいたします。

現在、小山町は、1人当たりの医療費が県下でも高額になってございますし、お達者度でも自慢ができる状態ではないようでございます。そうしたときに、小山町においては、やはり今現在、日本の行く末を考えたときにもそうですけれども、健康づくりというものについては、最重点の施策として扱われるべきだというふうに考えているところです。

そうして見ると、小山町の健康づくり推進費というのは、令和4年度決算で5,700万円でございまして、そのほとんどが委託料でございまして。全体の投資額は少ないというふうを感じるのですが、この委託料の内容と、それらの事業の効果についてどのように評価できるのか、お伺いをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 初めに、健康づくり推進費の委託料の主な事業についてです。

備考欄（2）健康増進事業費の12節保健事業46万4,000円は、健康福祉会館のリラクゼーションスタジオで行うボディメンテナンスと、町内の公共施設で実施している健康屋さんにおいて、専門職として参加者に個別指導などをしていただく健康運動指導士や理学療法士への委託料になります。

備考欄（3）生活習慣病予防費、12節保健事業4,084万8,462円は、各種がん検診や肝炎ウイルス検診などについて御殿場市医師会への委託が主なもので、肺がん検診や胃がん検診の集団検診については県の結核予防会、成人歯科健診については駿東歯科医師会小山町支部にそれぞれ委託をしています。

その下の電算処理316万9,980円は、各種検診の対象者のデータ作成、お知らせと受診票の印刷及び封入、結果はがきの作成などに係るSBS情報システムへの委託料になります。

その二つ下、電話健康相談業務61万500円につきましては、町民が健康に関する相談を24時間専門職に相談ができるよう、専門事業者に相談業務を委託しているものであります。

次に、健康づくり推進費の事業効果についてであります。先ほど議員からお達者度がちょっと低い等の御指摘もあったところではあるんですけれども、専門職による各種個別指導や各種検診を勧奨することにより、町民に対して疾病の早期発見・早期治療、重症化防止を図っていることができているものと考えております。

また、いつでも健康相談ができる体制なども町民の不安を取り除くことにつながっていると考えております。

今後も、町民の健康を守り、いつまでも健康で安心して暮らすことのできる環境を提供するため、引き続き各事業の周知・啓発に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに。

○4番（牧野恵一君） もうないです。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |

日程第12 認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第13 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第12 認定第12号までの令和4年度特別会計決算11件及び日程第13 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第82号までを一括議題とします。

本議案については、8月28日及び8月30日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会計ごとに順次発言を許します。

初めに、国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 令和4年度国民健康保険特別会計の決算質疑をさせていただきます。2問の質疑をいたします。

初めに、決算書の157ページ、2款2項1目18節の高額医療費1億5,549万1,000円と多額の額を支出していますが、対象となることが多い病気の種類は何かお伺いします。また、何が要因と考えられるのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 高額療養費の対象となることが多い病気の種類ですが、循環器系が6,061件、内分泌・栄養及び代謝疾患が5,934件、新生物が977件で上位を占めております。

これらの要因といたしましては、塩分の適正摂取や運動習慣の定着などの生活習慣の改善がまだまだ不十分であることが考えられます。

このため、まずは毎年の特健診を受診していただき、御自身の体の状況を知っていただくことが重要と考えております。また、健診の結果によりまして、該当する方については特定保健指導等につなげ、生活習慣の改善を引き続き促してまいりたいと考えています。

さらに、令和元年度から実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を推進いたすことによりまして、腎不全の重症化や人工透析を予防するため、専門医等と連携を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、決算書162ページ、5款1項1目12節の特定健康診査事業として1,829万8,000円の決算ですが、1,360人の受診で、受診率は令和4年度47.3%であると説明がありましたが、以前と比べて受診者が減っているように思いますので、職員も努力していると思いますが、更に50%以上になるように、今までと違った啓発等も必要だと思いますが、何か方策を考えているのか。

また、その下に、未受診者対策事業費370万4,800円も決算してありますが、未受診者への対応をどのようにしてきたのか伺います。目新しい対応も考えているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） まず、受診率の向上の方策についてでございますが、主なものを申し上げます。

当該年度以降の受診率向上につながる取組といたしましては、初めて特定健診の対象となる40歳の被保険者と、2回目となります41歳の被保険者の自己負担金額を無料といたしまして、連続受診及び健診受診の習慣づけを推進しております。

そして、受診率には算入できないものの、次年度以降の受診率向上につなげる取組として、20歳から39歳の被保険者について、若いときからの健診受診の習慣化を図るために、特定健診と同等の健診に関する案内通知を対象者全員に発送いたしまして、特定健診と同額の自己負担額500円により実施をしております。

また、年度途中で新たに国民健康保険に加入した方にも特定健診を御案内いたしまして、健診実施期間内であれば希望する方には受診票を発行いたしまして、社会保険のときと同じように引き続き健診を受診できるように働きかけをしております。

いずれも毎年継続して健診を受診する方を増やすこと、健診受診を習慣化していただくことが重要と考え、始めた取組でございます。今後その成果が出るものと考えております。

そして次に、未受診者への対応についてであります。

健診開始から約一月後の時点の未受診者を対象に、健診の受診状況や、年齢、性別、健診の質問項目の回答、健診結果の数値などをAI、人工知能を活用して幾つかのグループに分類し、その人の特性に合った受診勧奨通知を発送しております。

結果、速報値の比較で、令和4年度は令和3年度よりも0.1ポイント受診率が向上いたしました。

今後、法定報告に向けて作業を進めるんですが、令和3年度の法定報告値49.9%を超えることができるのではないかなと期待しております。

なお、本事業は、県の特別交付金を財源としておりまして、補助率は10分の10でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問ですけれども、受診率向上において、前から私も言っておりますが、御殿場市のかかりつけの病院でも受診が必要だと思いますが、その点の考えを今後考えていくものがあるかどうか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

御殿場市の医療機関における特定健診の受診でございますが、こちらにつきましては、相当前から、10年程度前から繰り返し御質問いただいております。

その都度、医師会等と協議を進めておるわけなんです、残念ながら、はかばかしい進捗というのは得られておりません。地域医療を守るためにも、地域の医療機関で受けていただくと、これも一つの考え方で重要なところでありますので、今後も機会がありましたら、議題に出し協議の方をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 特別会計全般について御質問をさせていただきます。

特別会計決算書を見ますと、会計ごとで人件費の取扱いが異なっています。会計によっては、人件費が示されていません。人件費が実質的に必要ないような小さな事業なら分かりますが、事業の規模が大きくても人件費を示していない会計があります。

それぞれの事業にお金をどのくらい投じているかを町民に説明するには、事業ごとに人件費がどのくらいかかっているかを示す必要があると思います。どのような基準で人件費を事業ごとに決算として示す示さないの区分けをしているのでしょうか。また、その事業にかけた人件費はどこで示しているのでしょうか、御説明ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 法令等に定めのあるもの以外の特別会計の人件費の計上は、事業を実施するために、どれだけの人工が必要となるかなど、担当課から実際に業務を担当する職員の報告により判断をしています。

人件費を予算計上していない特別会計は、年間を通じて1人工の職員をつけるほどの業務量がなく、他の通常業務を行う傍らで事業を実施しています。

人件費につきましては、会計ごと主に総務費の一般管理費、もしくは業務費の中に分類され、備考の説明欄では（1）職員人件費に記載をされています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ありません。以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、介護保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 令和4年度介護保険特別会計の決算質疑をさせていただきます。2件ほど

お願いします。

初めに、審査意見書52ページ、第8期介護保険事業計画の2年目となる令和4年度の差引残高が、令和3年度に比べて1億1,700万余増額で、2億7,000万円余となっております。また、介護給付費準備基金残高は6,000万円余となっており、資金的に余裕があると私は考えられると思います。現状の介護保険料の妥当性をどう考えているのか。また、令和6年度からの第9期介護保険計画に向けた保険料の見直しに影響があるのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 第8期介護保険事業計画で見込んでおりました令和4年度の高齢者数は5,551人、介護認定率は17%でしたが、令和4年度末の実績では高齢者数が5,498人、認定率が15.33%であり、計画より実績が高齢者数で53人、認定率で1.67%下回っております。給付費につきましても、コロナ感染症の影響があり、在宅サービス、施設サービスともに減少し、決算剰余金が増加しました。第8期介護保険事業計画は、令和2年度に策定しておりますが、計画策定時点ではコロナ感染症による影響を予測できなかったため、計画と実績で大きな差が出たものと考えております。

第9期介護保険事業計画では、基金残高や決算剰余金を考慮し、確実なサービス需給量を見込んだ上で保険料案を検討していくこととなります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 1点再質問させて。私が申したいのは、近隣で小山町が介護保険料につきましては一番高いようなのでありますので、近隣と同レベルにならないか、何か方策を考えているのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 介護保険料につきましては、介護給付を見込んだ中で法定の割合に基づいて保険料を確保する必要がございます。第8期においても今の保険料を設定しております。

近隣ということになりますと、一番近くは御殿場市となるわけで、御殿場市等は保険料に差が出ております。これは、介護保険を実際に使う年齢が75歳以上になりますと徐々に増えてきて、85歳になると更に介護サービスを使う割合が多くなってきます。そうした同じ高齢者の人数としましても、高齢者の年齢の構成によって市町ごと差があるというところがございまして、御殿場市とは保険料で差が出ているところです。

ただ、保険料を抑制するに当たりましては、やはり今、現在は介護予防事業を積極的に行うということで、いつまでもお元気でいただく。このことによって、介護給付費を減らす努力をしているところでございます。

以上です。

○8番(鈴木 豊君) 次に、決算書223ページ、4款3項7目12節の認知症総合支援事業費において、認知症地域支援推進員を配置し、臨戸訪問や電話により積極的に介入していると説明がりましたが、認知症高齢者の見守りについて、現在においてどのような取組状況か、位置情報提供サービスへの利用状況についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) 町が実施しています認知症高齢者の見守りとしては、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターと福祉長寿課に配置しています。

民生委員・児童委員や近隣住民の方からの情報提供や、町や地域包括支援センターの窓口で特に気になった方を対象に認知症地域支援推進員による訪問を実施しており、昨年度の訪問件数は34件でした。訪問により状況や要望等を伺い適切に対応をさせていただいております。

また、認知症により徘徊症状が疑われる高齢者に対し、現在位置を探索するための端末機器等を貸与する事業につきましては、事業に対する問合せの相談はあるものの、対象者のニーズ等に合わなかったようで、申請には至らず実績がございません。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番(鈴木 豊君) 再質問を1点だけお伺いします。

最近では認知症者が多くなり、家庭においても見守りに苦慮していると聞いておりますが、寄り添う支援について町の対応の考え方をお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) 認知症高齢者の見守りについてですが、町では見守りネットワークというものを立ち上げておりまして、各事業所に、何かいつもと違った状況があれば町へ通報していただくシステムを整えております。その協力事業者につきましては、町も含めてなんですが、146、現在登録いただいておりますので、また、今年度も、これからとなりますが、各事業所へ改めてお願いをさせていただき、見守り体制の強化を図ってまいります予定でございます。

○8番(鈴木 豊君) 以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、上野工業団地造成事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 上野工業団地と同様に小山パーキングエリア周辺開発事業についても同一の質問となりますので、一括で質問させていただきます。

特別会計事業とは、特定の事業や目的に使われる費用と収益を明確にすることで、透明性を確保する制度です。また、一般会計とは別枠で管理することで、特定の事業に対する効率的な資金配分や運用ができ、特定の事業が自己完結する形態でもあります。それによって一般会計における財政規律も維持されやすい制度と理解しております。

したがって、両特別会計事業への一般会計からの繰入れは、その資金の用途目的が明確である必要があります。両特別会計事業における繰入資金の必要性について、その背景、理由を御説明いただき、その資金が事業終了後に戻ってくるのか、それとも使い切る形になるのかについて御説明をお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 両特別会計事業につきましては、事業協力者との基本協定により事業を実施しており、事業に係る用地費や補償費などの経費については、特別会計で町が財源として起債をしております。

造成工事費については、事業協力者が支払いを行います。その工事費については、土地により代物弁済します。

起債等で調達したその他の経費については、土地の売払いにより返済を行っております。

両特別会計においては、令和4年度までの事業完了を見込んでいたため、起債協議をせずに実施しておりましたが、事業協力者との協議により、両事業とも年度を越えて工期を延長することとなったため、昨年の町議会12月定例会と本年3月定例会時に補正予算の承認を受け、一般会計から繰入れを実施しました。

両特別会計事業とも令和5年度に事業が完了することから、土地売買による収入で起債を償還し、残りの金額は一般会計へ繰り出し、戻すようにいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ございません。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39

条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に

付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は9月7日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時29分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年9月7日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	石田 洋丈君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総務課長	渡邊 徹君	住民課長	野木 雅代君
健康増進課長	山本 智春君	観光交流課長	湯山 浩二君
都市整備課長	遠山 洋行君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午後1時47分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

10番 渡辺悦郎君

1. 子育て教育100年の計への挑戦から
2. 活気あふれる町・地域への挑戦、駿河小山駅前タウンセンターの建設

8番 鈴木 豊君

1. 人口減少対策における今後の展望について
2. 小山町の観光立町へ目指す具体的方策について

1番 石原和美君

1. デマンドバス増車で安心安全の移動手段の充実を！
2. おやま健康マイレージの更なる周知で健康寿命アップの取り組みを！

3番 平野正紀君

1. ランニングクラブ設立の支援はできないか
2. 子育て支援施策の観点から子どもの国保税均等割額の廃止を

2番 池谷 元君

1. 公式LINEを使ったコミュニケーション強化

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁の場合は、最初は執行機関の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、1問1答方式の場合は最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、1問1答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことにします。

再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1

一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

最初に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） おはようございます。本日は、会派令明を代表して質問いたします。

6月の定例会の2会派の代表質問において、就任時における施政表明について質したところがありますが、それから4か月を経過し、構想であったものをより具体的に進めようとしておられるところと察するところであります。今回はそのマニフェストの中の項目から選択して質問をいたします。

その前に、私たちの考え方について述べさせていただきます。

町は、総合計画等に基づき諸々の事業を進めております。それを進めるためにも財源が必要であることは誰しも理解しているところでありますが、往々にしてその事業単独で善しあしを判断されることがあります。事業に至るまでの経緯や他事業との関連性を知らなければ、有効な事業として理解するとともに前に進めることができません。

事業においてPDCAサイクルを語られますが、その前の段階から財政負担が発生しており、調査するだけでなく、無駄遣いとなることもあります。調査した結果を反映していたのか、何らかの対応を講じていたのか、この4年間でそのよう無駄はなかったのでしょうか。町の財政が厳しくなってきておりますが、町はそこをどのように感じているのか疑問が残るところでもあります。

本日は、町長マニフェスト大項目2件について、町の考えを伺います。

まず最初に、子育て100年の計への挑戦から伺います。町長は、前任期中に様々な事業について

調査・研究し、事業を推進してこられました。例えば、教育課題では、法人の支援をいただきA L Tの増員を図り、英語教育を推進されました。また、放課後児童クラブのほか、放課後児童教室も須走小学校から始め、現在は町内全小学校5校に開設し、好評を得ているところでもあります。そこで、子育て100年の計への挑戦の中から次の4件について、どのように考え、進めようとしているのか伺います。

まず最初に、町立学習塾の開設については町が計画し、それを知った町民からの強い要望もあって進めてまいりましたが、町長が交代し、諸般の事情から廃止に至っております。しかしながら、小中学校の保護者からの学力向上についての要望は根強いものがあります。

次に、英語教育の強化については、さきに述べましたが、前任期中に法人の支援をいただきA L Tを増員し、運用についても人員数に比し、より内容が濃いものになっておりました。その後、小学校における英語教育の必要性が増し、より高いものを目指す必要があるという声が聞こえております。

次に、連携型中高一貫校の設立についてであります。これも前任期中からの懸案事項でしたが、4年間において言葉は出てくるも、何ら進展はしておりません。中・高等学校教育において教育も変化する中、差別化を図る一貫校を望む声が聞こえております。

次に、公立こども園の臨時職員を正職員化についてであります。

顧みますと、小山町が全盛期の頃には、町内には公立保育園、幼稚園のほか、私立幼稚園2園、湯船のマリア幼稚園、菅沼の駿河幼稚園があり、マリア幼稚園は閉園し、駿河幼稚園は町に移管し、現在のするがおやまこども園の前身でもあります。現在は、するがおやまこども園、すがぬまこども園、きたごうこども園、すばしりこども園の町立こども園4園と、私立は、菜の花こども園、みらいこども園の2園、合計6園であります。一時期、私立施設が消えましたが、現在は私立2園となり、多くの子どもたちが通園しております。

公立こども園において、現在、するがおやまこども園のみが分離型をしており、昨年度まで分離していたすばしりこども園は本年度から統合されました。そのような中、正規職員に比し会計年度任用職員数が多く、よりよい教育を求めるためには、正規職員を増加し、1人当たりの担当数を減らし、質のよい教育を望むとの声が聞こえております。また、分離型こども園を継続しているするがおやまこども園については、なぜ分離型を継続しているのか、統合についてはどのように考えているのか、今後の方針について問う声が聞こえております。

次に、大きな項目の2の質問です。活気あふれる町・地域への挑戦、駿河小山駅タウンセンターの建設についてであります。

本計画は、町内の住民、地元企業等が期待するものであります。しかしながら、この事業を進めるためには、当該市街化区域に居住する方々の協力が必要不可欠であり、容易ではないと思われれます。単に建物を建てるというものでなく、国道・県道との連携等でインフラ整備が進むことで住みよい環境になり、幅広い居住者を確保するという壮大な事業でもあります。市街化区域の

再開発という面からも、ぜひ進めていただきたい事業でもあります。

町の存続に関わる大事業であり、小山町再開発のスタートともなる計画であると認識しております。町はどのように位置づけて、どのように進めようとしているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

初めに、町立学習塾の開設についてであります。

学習塾については町内3中学校を対象に、放課後学習室として令和元年度から令和3年度で町の教育委員会が実施をしておりましたが、利用者の増が見込めないことなどから廃止となったと聞いております。

一方、私の昨年までの4年間の活動の中で、子育て世代の保護者からは、学校外の教育環境に関する整備を求める声を多く聞いているところであります。特に須走地区においては、学習塾など学校外の教育環境が不十分であるため、自衛官の転勤による居住地の選択において町外を選択することとなり、結果として須走地区の児童生徒数の減少の一因となっているものと考えております。また、学校外の学習環境の整備・充実が家庭学習を補完することとなり、結果として進路の選択肢を増やし、将来の小山町はもとより日本を支える人材育成につながるものと期待をいたしております。

学習塾の開設につきましては、現在、複数の学習塾に相談をしており、数社から前向きな意見をいただいているところであります。可能であれば町内全域で開設できることが理想ではありますが、まずはかねてから要望の多い須走地区で開設を目指し、候補地の検討にも入っているところであります。子供たちの学力向上につなげるため、学習環境の整備・充実を進めてまいります。

次に、英語教育の強化についてであります。

町内の小中学校のALTについて、小学校の英語教育必修化に対応するために、現在は委託事業として5人の体制で英語授業に関わっていただいております。ALTの方々には、子供たちと給食を一緒に食べ、会話を交わすなど、学校内の様々な活動にも可能な限り協力をいただいていると伺っております。小学生の学校生活などにおいて、より身近に英語に触れることで、英語教育の強化と多文化理解につながるものと考えております。

そこで併せて、一般財団法人自治体国際化協会（クレア）の語学指導等を行う外国青年招致事業を活用した国際交流員（CIR）の受入れを進めたいと考えております。この国際交流員には、町内小学校等の英語交流の支援、こども園、小学校低学年クラスでの外国語活動や放課後子ども教室での国際理解学習などに関わっていただくことを想定しております。加えて、英語圏からのインバウンド観光に対する支援や、将来、中高生の短期留学の企画などにも取り組んでいただきたいと考えております。

次に、連携型中高一貫校の設立についてであります。

連携型中高一貫校の設立については、平成30年9月定例会において答弁したとおり推進していく予定でしたが、残念ながらこの4年間進展がありませんでした。県内では公立高校の統廃合が進んでおりますが、教育機会の保障の面や地域の活性化の面からも、高校の存続はその地域の存続にも関わる重要なことと考えております。本町においても小山高校が存続していくために、さらに魅力的で町内中学生が積極的に選択したい高校であることが望ましいと考えております。

連携型の中高一貫校は、授業や部活動などにおいて教員や生徒間交流による連携を深めることができます。これにより、小山高校の魅力向上による差別化と小山高校への町内中学生の進学率の向上、また、町内中学校に進学する魅力向上などが期待できます。今後、高校の管理者である静岡県教育委員会、本町の教育委員会と協議を重ね、連携型の中高一貫校の設置を推進していきたいと考えております。

次に、公立こども園の臨時職員を正職員化についてであります。

本年8月1日現在、町立こども園4園合計で349人の園児が利用しております。これに対して、正職員は52人、事務補助、調理師を含め会計年度任用職員は71名が関わっております。正職員につきましても、毎年、積極的に採用を続けているところではありますが、退職者も多く、職員数の維持自体が大変厳しい状況にあります。また、会計年度任用職員についても、通年募集を続けておりますが、十分な確保に至らない状況にあります。今後ますます人材確保が難しくなることが予想されており、処遇改善と、働きやすく、魅力あるこども園とすることが課題であると考えております。

そこで、公立こども園を管理運営する法人を立ち上げることにより国庫補助等の獲得が見込めることから、処遇改善や給与体系を柔軟に設定することが可能となります。また、現在、会計年度任用職員はある年数で任用が満了となってしまう、長期的な雇用ができません。しかし、法人による採用は、単年度採用ではなく、現職として民間企業と同様の正職員となりますので安定雇用となるメリットもあり、結果として処遇改善につながるものと考えております。一方、現在の正職員については、法人を立ち上げることによる移行が課題となりますので、十分検討していくことが必要と考えます。

次に、するがおよまこども園の統合についてであります。

議員御指摘のとおり、すばしりこども園の分離していた園舎については統合ができましたので、次は、するがおよまこども園の園舎を統合したいところであり、同園は、園児数が減少していることや、職員の配置先を減らし負担を軽減したいことなどから、現在の2つの施設の統合ではなく、すがぬまこども園へ再編・統合に向け進めていきたいと考えております。

次に、駿河小山駅タウンセンターの建設について、町の位置づけと進め方についてであります。

本年6月定例会において答弁いたしました、令和4年度において、にぎわいのまちづくりワークショップを全12回開催し、150人を超える方々に参加をいただきました。その中で、9つの施

策の中に駿河小山駅前タウンセンター構想を打ち出しました。

この構想作成に当たり、小山町の中心街を形成する駅前通り、音淵、落合地区は町の顔となる地区であることから、町民の皆様に声かけをし、将来のまちの姿を探りました。なお、駿河小山駅周辺の土地利用につきましては、第5次小山町総合計画における土地利用構想において、にぎわいを取り戻す拠点エリアとしての整備を推進すると位置づけております。

具体的な事業化につきましては、実際に複数の事業者に見地を見ていただき、また、地元の皆様の意見を伺うなど構想を具現化し、魅力ある小山町の顔となるタウンセンターの整備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず、最初に学習塾についてでございます。

思い起こしますと、4年前に本事業を進めるため予算化してスタートするかと思いきや、当初の計画と全く異なっていたと認識しております。答弁いただきましたように、最も大事なのが、町民のニーズを考慮し、行政や業者が連携し進めていくことが必要だと考えます。

そこで伺います。町長から「昨年までの活動の中で学校外教育環境に関する整備を求める声を聞いている」との答弁がございました。今後、この事業を進めるに当たり、改めて保護者等にヒアリング等を行う予定があるのか伺います。

次に、英語教育の強化についてであります。

町内の学校においてALT5名に、単に語学教育だけでなく、様々な行事等に参加いただいているとの答弁がありました。私も授業以外での活動を見たことがあります。非常にいいことだと思っております。

答弁で、一般財団法人自治体国際化協会、クレアというんですかね、の語学指導等を行う国際交流員の受入れを進めたいとありました。調べてみますと、この法人の事業内容は多岐にわたり、従来のALTのみでは学べない歴史・文化について学ぶことができるようです。

小山町の国際交流都市としてカナダ国のミッション市があります。コロナ禍で交流も希薄になっておりますが、この国際交流員をミッション市から派遣という考え方があるのか、また、それがかなわないのなら、英語圏のみならず他言語圏等も視野に考えているのか、伺います。富士を持つ小山町のインバウンドにも期待できるものと考えているところでございます。

次に、連携型中高一貫校の設立についてであります。

答弁にもありましたが、少子化に伴う県内の公立高校の統廃合の計画が聞こえております。町唯一の県立小山高等学校も、インスタグラム等のSNS活用でジェンダーレス制服を取り上げたり、校内外行事や各種大会を取り上げ、魅力を伝えて人員確保に努力しているところであります。

県立高校であるためにハードルは高いと思われれます。連携ということであれば、第一歩として

部活動等を通じた連携も考えられるのではないかと思います、町の考えを伺います。

次に、公立こども園の臨時職員を正職員化についてでございます。

公立こども園の正規職員は、答弁にもありましたように、毎年採用しているにもかかわらず、退職者が多いことから会計年度任用職員に頼っているところであります。該当する方は、結婚、出産、育児とも重なる年代であり、勤務時間もシフト制であり、厳しいとは思いますが、育児世代を支えている現状を鑑み、町から働き方改革としての答弁がございました。公立こども園を運営する法人を立ち上げるための検討はいつから進めるのか伺います。

次に、するがおやまこども園の統合についてであります。

答弁にもございましたが、現状の施設、建屋の状況を考えますと、すがぬまこども園への再編・統合が子どもたちのためにも最良ではないかと考えます。新しい施設で安全安心に保育ができます。これについては、いつ頃をめどに進めていくのか伺います。

最後に、駿河小山駅タウンセンターについてであります。にぎわいのまちづくりワークショップに私も参加させていただきました。市街化区域の再開発を含め、老若男女が住みやすい町、元気のある町をつくりたいと、参加者の方々の熱い声が聞こえていました。また、マニフェストを見た町民、企業も大変期待しているところでもあります。市街化区域の高齢化の問題もあり、当該地域住民も期待しています。

さきの町民意識調査で評価が低かったのが、にぎわいのあるまちづくりでした。何もしなければ衰退の一途をたどることでしょう。本事業は町の存続に関わる事業でもあります。事業者や住民の皆様の意見を伺いながら具現化していくと答弁がありましたが、タウンセンター整備計画策定の予定について伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、学習塾について、この事業を進めるに当たり、改めて保護者等に対してヒアリングを行う予定はあるかについてであります。

平成30年度に町内小中学校の児童生徒の保護者からアンケートを取りました。4年経過していることで、それぞれの状況も変化していることが考えられますので、以前のような方法でアンケートを実施するのか、須走地区のみでアンケートを実施するのかなど、検討していきたいと考えております。皆様のニーズをしっかりと把握した上で、学習塾の運営会社などとも相談し進めていきたいと考えております。

次に、国際交流員をミッション市からという考えと、多言語圏との交流についての町の考えについてであります。

まず、ミッション市から国際交流員を派遣してもらうことについては、私も同じ考えを持っております。カナダ、ミッション市とは、1996年に姉妹都市提携を結んで以来、様々な交流をし、

絆を深めてまいりました。ミッション市からの国際交流員の派遣となれば、小中学校、こども園での英語交流支援はもとより、ミッション市との関わりを広く町民などへ伝えていただくことができると思います。

この国際交流員の受入れについては、間もなく自治体国際化協会において現地募集が始まると聞いております。ミッション市と連携を取り、現地での募集に協力いただけるよう要請をしているところであります。今回は、英語圏からの要請をしておりますが、非英語圏からの派遣も可能でありますので、今後の受入れの中で検討できると考えております。まずは国際交流員の受入れをしてみて、小山町のインバウンドにも有効な取組ができるように進めていきたいと考えております。

次に、連携型中高一貫校の設立については、まず、静岡県教育委員会へ相談するところからとっております。議員御提案のとおり、部活動を通じた連携もその一つだと思います。連携型の中高一貫校の事例でも、中学校と高校との部活動の交流などを行っている学校もあると伺っております。今後は、連携型を進めている先進校を視察するなど、本町の教育委員会や中学校とともに様々な課題等を研究し、実現できるよう取り組んでまいります。

次に、公立こども園を運営する法人を立ち上げる検討はいつから始めるのかについてであります。この件については、4年前に先進自治体の取組などを勉強し検討を行ってりましたが、改めて先進自治体を視察し、課題などを整理していきたいと考えております。

次に、すがぬまこども園への再編・統合について、いつ頃を目途に進めていくのかについてであります。運営方法の検討や保護者への説明など、教育委員会の担当部署において進めてもらうこととなります。できるだけ早く再編・統合ができるよう、私から指示をしたところであります。

次に、駿河小山駅タウンセンターの整備計画策定の予定についてであります。

駿河小山駅周辺の整備については、私が実施したまちづくりワークショップで多くの町民の意見をまとめ、構想等が出来上がりました。町では過去にも駅前構想の絵を何度か描いております。構想は幾つかありますので、これらを参考に整備計画を策定することも必要であると考えます。現在、民間活用を含めた検討を始めたところでもありますので、整備計画の策定に向けた庁舎や組織づくりなどの検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

子供にとっての1年というのは、大人にとっての1年と大きく異なります。貴重な1年でございます。マニフェストに掲げた項目全てを一挙にはできませんが、未来の小山町を担う子育て施策について改めて、すいません、申し訳ないです、項目1のほうですね、これについて改めて意気込みを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私はマニフェストに一丁目一番地で、子育て・教育100年の計ということで載せさせていただきました。まずもって一番大事なのは今申し上げた子育て・教育、ここが大事であろうと思っておりますので、この一環として、今申し上げた学習塾、またプールの計画もやっておりますが、これらについてはいち早く実行に移して、子どもたちに活用、利用していただくような形を取りたいと思います。

また、いろいろな施策についても幾つか載せてありますので、これらについても、実行できるように今、体制をつくっておりますので、ひとつそんなことで御理解いただければと思います。

○10番（渡辺悦郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 鈴木豊君。

○8番（鈴木 豊君） それでは、小山町議会会派新生会を代表しまして、通告により2項目の代表質問をさせていただきます。

込山町長は、今年5月に再度就任されまして、9つの柱の91項目のマニフェストを示し、現在、進められていると思われまます。今回質問します2項目もマニフェストにあります。具体的な込山町長の小山町を元気にする考えを伺いたいと思います。

まず、1項目めですが、人口減少対策における今後の展望についてお伺いします。

小山町の人口は2013年6月に2万人を割り、2023年7月現在では7,478世帯で1万7,297人と、3,000人程度減少しています。以前、込山町長において、人口減少の危機感からおやまで暮らそう課を設置し、住宅探しなどの移住、定住、子育て支援などや婚活の3本柱を主として活動してきました。

町は、わさび平、宮の台住宅、南藤曲クルドサック、大胡田住宅や落合賃貸住宅など今まで行ってきましたが、人口減少が続いています。自然減少もありますが、それ以外にもあると思われまます。小山町の魅力としましては、一つ目としまして、東京から車で1時間のアクセスのよさ、二つ目として、富士山の湧き水がおいしく、水道料金の安さ、三つ目としまして、富士山が見える豊かな自然などを挙げて、移住居住施策を進めてほしいと思うところであります。

私が町内を回りますと、各地域において空き家が多くなっていると感じまます。何とかリノベーションして活用できないかと私は考えまます。都会から小山町に住みたいと思う人は多いと聞いております。空き家を利用した点の政策も望むものであります。今後、移住や定住への決め手は、担当者への信頼や親身の付き合いなどであり、小山町に暮らして大丈夫と思える町の姿勢ではないかと思ひまます。

そこで4点ほど、人口減少対策における今後の展望について、込山町長に伺ひまます。

1つ目としまして、町は、移住と定住政策において、どちらを主体に進めていくつもりかお伺ひまます。

2つ目としまして、小山町の空き家及び空き地などの不動産バンクの情報発信を以前行っ

たと思いますが、今後どのように進めていく考えか、お伺いします。

3つ目としまして、おやまで暮らそう課が再度復活しましたが、まだ活動が目に見えてきませんが、今後、人口減少対策として移住や定住を進めて行く上での成果を求めるものは何か、また、移住・定住促進策として、現在の促進策のほか新たに目指す施策は考えているのか、お伺いします。

4つ目として、町長のマニフェストにおいて、明倫地区の活性化をうたい、菅沼地区区画整理事業を再開するとありますが、今後、どのような手法を講じて進めていく考えなのか、込山町長の考えを伺います。

1項目めの質問は以上であります。

続きまして、2項目めの質問に入ります。小山町の観光立町を目指す具体的方策についてであります。

新東名高速道路も、当初令和2年度の完成計画が令和9年度となり、小山PAの完成や足柄サービスエリア周辺複合施設、スピードウェイ周辺の観光プロジェクトなども先延ばしの状態に現在なっております。このような中で観光振興計画は、前町長のときに2021年から2025年までの5か年計画として作成しています。この観光振興計画は総合計画の前期基本計画の上位計画としたものです。しかし、この観光振興計画の目標を進めている事業などもありますが、見直しをするものもあるのではないのでしょうか。小山町では、町民が将来にわたって希望と誇りを持ち、また、来訪者とも満足感を共有し合えるまちづくりに取り組んでいく、観光振興への道しるべを残すべきと私は思います。

込山町長も観光立町への挑戦として、マニフェストに19項目ほどの事業を掲げていますが、今後の具体的方策も伺いたいところであります。これからは、モータースポーツ、自転車のサイクルスポーツやスポーツ合宿誘致などの新たな観光資源の開発も必然となってくるので、その対策も重要となると思います。

また、小山町のDMO活動の動きについて、DMOとは端的に申しますと、多様な関係者と協働しながら観光地域づくりを実現する戦略を策定、実施する調整機能を備えた法人と伺っております。町のDMO活動も、平成30年3月頃に小山町DMOフォーラムを開催し、小山町DMOの現状や方向性についての説明や基調講演、パネルディスカッションも行ってきたと記憶しております。その後の小山町DMOの動きが私どもに見えてきませんので、どのような動きになっているのかお聞きしたいと思います。

以下3点ほど、小山町の観光の具体的方策について、込山町長にお伺いします。

1つ目としまして、込山町長は小山町観光振興計画の見直しを考えているのか。もし、見直しを考えるとしたら、どのような観光への具体的方策を考えていきたいのかお伺いします。

2つ目としまして、小山町DMO活動において、現在、どのような進捗状況か、動きが情報として見えてこないが、今後、小山町の観光産業としてDMO活動のステップアップをどのような

活動のアカウントを持って考えていくのか、お伺いします。

三つ目としまして、やはり富士登山もそうですが、町の中に外国人が今後、来町する人口が多くなる可能性があるので、それらのインバウンドに対しての政策、事業も考えておくべきと思うが、全体的な町としての考えをお伺いします。

以上3点をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

人口減少対策における今後の展望についてのうち、初めに1点目の、移住と定住のどちらに主体を置くのかについてであります。

若年層の町外流出が顕著な本町にとって、Uターン促進や町外からの移住者獲得は優先すべき施策でありますので、復活したおやまで暮らそう課が主体となって取り組んでまいります。しかし、移住者が本町に引っ越しをされた後には、町民として定着していただくことが最も重要であります。したがって、移住と定住のどちらかに主体を置くのではなく、両方を並行して推進し、移住者の獲得と各課において進めている様々な定住施策により、町民の皆様が住み続けたいと思えるまちづくりに努めてまいります。

次に、2点目の不動産バンクの情報発信についてであります。

町の空き家や空き地の情報を町が紹介する不動産バンクを効果的に稼働させるには、まずは物件登録が必要でありますので、おやまで暮らそう課の発足後すぐに登録件数を増やすよう指示をいたしました。

現在、町の不動産バンクには、空き家の所有者や不動産事業者の協力を得て、戸建て13件、土地17件の計30件を登録し、インターネットで公開をいたしております。これらの物件は、国土交通省が推奨する全国版空き家・空き地バンクにも自動的に掲載される仕組みとなっており、全国からの検索が容易となっております。

そのほかの情報発信としましては、東京都内で開催する移住相談会での案内のほか、本年8月に新設した移住検討者向けのホームページに不動産バンクへのリンクを張り、町内の空き物件を探す方が容易に情報へたどりつける環境づくりを行いました。なお、引き続き不動産バンクの物件登録を増やすため、広報おやま9月号に不動産バンクの活用を呼びかける記事を掲載しております。今後も物件登録を促すとともに、売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方のマッチングに努めてまいります。

次に、3点目の移住・定住施策の成果をどこに求めるのか、また、新たに目指す施策を考えているのかについてであります。

人口減少対策として取り組む移住・定住の施策の効果を図る場合、私が重視したいのは出生数であります。顕著な若年層の流出に歯止めをかける定住策と子育て世代の移住促進を並行して進め、安心して出産・子育てができる町を目指すことで、結果的に出生数の増加につながると考え

ております。

新たな施策としては、やはり住む場所の確保や生活利便性の向上が必要であることから、宅地創出事業を再稼働し新たな分譲地開発を行うほか、民間事業者との連携により商業施設を誘致するなど、生活利便性の向上にも併せて取り組んでまいります。

次に、4点目の菅沼地区土地区画整理事業の進め方についてであります。

菅沼谷戸地区の区画整理事業については、私のマニフェストにもあるとおり、事業を再開し、市街化区域内の農地を宅地化し、住宅分譲を増やすことで、明倫地区の活性化につなげ、にぎわいを創出してまいります。手法については組合施行による土地区画整理事業を考えております。

現在の状況ですが、事業の再開に向けて地権者代表の皆様と話し合いを始めており、7月に意見交換会、8月には勉強会を開催して、土地区画整理事業の仕組みや事業概要などの確認及び今後の方針について意見交換を実施しております。

今後につきましては、背骨となる町道足柄三保線の整備手法や核となる施設であるコミュニティー施設等の検討を含めた勉強会などを継続し、関係する地権者の皆様の御理解をいただくよう努めてまいります。また、並行して事業認可権者である静岡県など関係機関との協議を行いながら事業内容を固め、早期の事業実施を目指し、土地区画整理事業組合設立の準備を進めてまいります。

次に、小山町の観光立町を目指す具体的な方策についてのうち、初めに小山町観光振興計画の見直しについてであります。

観光立国を掲げる国の政策の下、多くの市町村で観光振興に向けた取組がなされております。本町においても、首都圏に近い優位性を生かし、町内及び富士山周辺地域と連携した観光振興に取り組むことが必要であると考えております。

本町では、令和3年度から5か年を計画年度とする第2次小山町観光振興計画を策定し、富士山交流観光プログラム、元気にぎわい観光プログラム、観光インフラ整備プログラムの3つの基本方針を掲げ、各施策を推進いたしております。

本計画は、小山町観光振興条例に基づき観光振興の基本的な方針をまとめたものであり、策定から2年余りの現段階での見直しは行わないものと考えております。ただし、施策の具体的な取組内容を示した観光振興計画アクションプランについては、社会情勢などに合わせ随時見直しが必要であると考えております。

今後の具体的な施策として、富士山交流観光プログラムでは、須走口山内組合と連携・共同して須走口のブランディングを高め、富士山観光のさらなる誘客促進を進めること、また、富士山須走口5合目の小富士への遊歩道を整備し、富士山観光の充実を図ることとします。

元気にぎわい観光プログラムでは、スポーツ合宿の誘致に官民挙げて取り組み、町を合宿のメッカとすること、また、駿河小山駅前の富士サイクルゲートにサイクルツーリズムの拠点機能を持たせ、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用したサイクルツーリズムの町

として環境を整備すること、さらには、多くの観光入込客が期待できる大型観光施設の富士モータースポーツフォレストやアクアイグニス小山との連携を図り、経済効果を高める施策を講じることとします。

観光インフラ整備プログラムでは、インバウンドを受け入れるための環境を整備すること、また、インスタグラムをはじめSNSやVRなどの情報発信ツールを活用したプロモーションを行い、町の観光資源や魅力を広く発信することとしました。

本町には、世界文化遺産登録10周年を迎えた富士山、2つの道の駅、東名高速道路足柄サービスエリアのスマートインターチェンジに加え、今後、新東名高速道路の開通、仮称小山パーキングエリアへのスマートインターチェンジの開設、富士モータースポーツフォレスト、アクアイグニス小山の整備など、地域活性化のきっかけとなる要素が数多くあります。今後、学識経験者や観光関係団体等で組織する小山町観光振興推進会議の幅広い視点で実施状況等を検証し、事業の進捗管理を行い、さらなる交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、小山町の観光産業として、どのような成果を目指してDMO活動を進めていくのかについてであります。

観光地域づくり法人、いわゆるDMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った司令塔として、多様な関係者と協働しながら観光地域まちづくりを実現するための法人であります。本町においても、観光施策に必要なデータ収集や分析を行い、地域の観光振興を戦略的に推進するため、町観光協会及び商工会をはじめとする観光事業者などとDMOの構築を目指してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響等もあり、その体制の構築には至りませんでした。本町の魅力的な地域資源を活用した誘客や地域での消費拡大を図るには、それを売り込む人や案内する人など、総合的にコーディネートする人材が求められているところであります。観光が再稼働した今、観光客を受け入れるための体制を構築し、マーケティング力を強化する必要があると考えますので、有職者のアドバイスや成功事例等を参考にしながら、稼げる観光を目指してまいります。

次に、今後、多くの外国人観光客の来町が見込まれるが、インバウンドに対し町はどう考えているかについてであります。

国によると、本年7月の訪日外国人観光客数は232万人であり、新型コロナウイルス前の令和元年7月の77%まで回復しているとのことであります。町内においては、富士山須走口や富士スピードウェイ、主にインバウンドを対象とした宿泊施設などで、多くの外国人観光客が見受けられるようになりました。

町では、民間企業や民間団体等と連携して、国の補助制度を活用し、インバウンドを対象とした富士登山、サイクルリング、モータースポーツやゴルフなど、地域文化や地域資源を活用した体験ツアーの造成に取り組んでおります。これまでに、台湾の旅行会社やメディア等を対象に、

モニターツアーを実施いたしました。さらに、台湾の旅行会社から町内の宿泊施設と連携したゴルフパックの申入れもありますので、スポーツツーリズムによる受入れ体制の強化を図ってまいります。

また、外国人観光客の受皿として、観光協会や商工会などとの連携により、宿泊施設、飲食店及び物販店などにおける外国語表記の拡充、来訪者へのガイドや接客といったおもてなしの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

1件目の人口減少対策における今後の展望についてですが、3点ほど再質問させていただきます。

1点目は、人口減少対策として、出生数の増が一番であり、若年層流出の歯止めと子育て世代の移住促進を進めていくと回答がありましたが、私は小山町は子育て支援が他市町に比較して進んでいると思います。人口減少には、自然減もありますが、どのような理由や課題があるのか検証すべきと思いますが、再度、今後の在り方について伺います。

2点目は、空き家対策について回答があまりなかったので再質問しますが、私は空き家のリノベーションをして賃貸などする事業について、空き家の地主との交渉など町がマッチングして積極的に行動を起こすべきという考えと、また、山北町では空き家見学ツアーも実施しているようです。それらも再考すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、菅沼地域の活性化における区画整理事業は、現在計画を進めているところであると回答がありました。以前に町道足柄三保線の道路関係において問題があると聞いておりましたが、それらの課題や地権者の反対などがクリアできて、今後スムーズに進めていけるのか、再度伺います。

次に、2件目の小山町の観光立町を目指す具体的方策についての再質問ですが、2点ほど伺います。1点目は、インバウンド関係において地域文化や地域資源を活用した体験ツアーの造成に取り組んでいますとの回答がありましたが、これからの観光は、国内の人も外国の人もそうですが、その景色や施設を見学するだけでなく、体験観光も必要と思っております。町の資源を生かした体験観光について既に検討していると思いますが、どのような施策を考えているのか伺います。

2点目は、小山町のすばらしい自然環境を生かした観光でDMOの構築を目指してきたが、新型コロナウイルスの影響で体制の構築に至らなかったと回答がありました。今後、小山町の観光で誘致から誘客、さらに集客へと目指すところの重点的な観光客を増やすにはどうすべきか、対策を考えているのかお伺いします。

以上、再質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに1点目の、本町の人口減少の理由や課題、今後の在り方についてお答えをいたします。

本町における人口減少は、平成16年に出生数を死亡数が上回って以来、約20年にわたり自然減の状態が継続し、少子高齢化の進展に伴い自然減がさらに拡大傾向にあることが、人口減少の大きな要因となっております。令和4年度の集計では、出生数が74人に対し死亡数は264人で、190人の自然減となっており、今後、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い死亡数も増加し、さらに自然減は拡大していくものと考えております。

この自然減を埋める社会増を求めるとすれば、毎年200人以上の転入超過を継続していく必要があります、一筋縄ではいきません。したがって、総人口の推移のみで各施策の効果をはかることは難しいと考えております。今後の在り方につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、移住促進や子育て支援だけでなく、それぞれの施策をそれぞれの目的達成に向け、着実に前進していくことが肝要であります。その結果、住み続けたいと思えるまちづくりにつながり、出生数の増加にも反映されると考えております。

次に、2点目の空き家対策について、町が積極的にマッチングに取り組むべきとの御質問であります。

空き家をリノベーションして賃貸する事業や、空き家活用を募る見学ツアーなど、全国でも様々な取組が展開されておりますので、空き家活用の事例研究をしていきたいと考えております。しかしながら、現在本町では、活用可能な空き家が出ますと比較的早期に買い手や借り手が現れる状況であり、不動産事業者との意見交換では、どちらかといえば空き家が足りないとのことあります。

まずは、このたび再稼働をしました不動産バンクへの登録呼びかけや、今後予定している実態調査に伴う活用の意向調査を通じて空き家の流動化促進に取り組み、その後のマッチングに結びつけてまいります。なお、空き家を改修して賃貸したい場合には、大家さん向けのリフォーム助成金がありますので、おやまで暮らそう課へ事前にお問合せをいただければと思います。

次に、菅沼地区土地区画整理事業における道路整備についてであります。

町道足柄三保線は本土地区画整理事業区域内の背骨となる重要な道路であります、以前から道路整備計画に伴う用地取得等の困難な課題があることは認識をいたしております。しかし、今回、区画整理事業を進めるに当たり、町道足柄三保線の整備は必要不可欠なものであることから、

道路用地の生み出し方を含めて整備手法の詳細な調査・検討を行っております。今後は、関係皆様方の御意見を伺いながら、手戻りの生じることのないよう、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、小山町の観光立町を目指す具体的方策についての再質問のうち、初めに町の資産を活かした体験観光についてであります。

現在取り組んでいる体験観光については、富士登山では須走口で行われてきた富士講をテーマとしたもの、サイクリングではオリンピック・パラリンピックのレガシーコースを活用したもの、モータースポーツでは富士スピードウェイでのドライビングレッスンやプロレーサーとの交流、豪華ホテルへの宿泊などを計画しております。また、農業体験や農家民泊、歴史、史跡をめぐるハイキングなど、本町ならではの資源を掘り起こし、他地域との差別化が図れるような体験ツアーを考えております。

次に、観光客を増やすための対策ですが、改めて本町の観光を取り巻く現状、課題を整理し、明確な観光戦略をもって観光振興に取り組むことが必要であると考えております。本町には、美しい自然や多彩で高品質な食、歴史・文化、スポーツなど、本物の体験を通じ国内外からの来訪者に満足していただける地域資源が存在いたしております。これらの資源を活用した効果的な誘客を図るため、マーケティングによるターゲットの選定、情報発信、来訪者を受け入れるための地域での体制づくりなど、持続可能な観光地域づくりを推進し、観光立町の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 2点ほど再々質問いたします。

まず、1件目の人口減少対策の件ですが、企業が進出してきて雇用も増えますが、小山町に居住してもらう対策や出生者増など根本的な対策も今後、組織全体で考えるべきと思いますが、その点の考えをお伺いします。

次に2件目の観光立町の件ですが、いずれにしても小山町の観光立町を目指す方向性を全国へPRできる施策をもっと考えてほしいと思いますが、DMOを含めた町長の観光立町への意気込みを最後に伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再々質問に対してお答えいたしたいと思っております。

人口減少に対する対策でございますが、これにつきましても今申し上げたとおり実行していくしかないということでございますし、おやまで暮らそう課をここで再稼働いたしましたので、このおやまで暮らそう課を中心に、また新たな施策も含めて頑張っていきたいと思っております。

2点目の観光立町については、私も前々から申し上げているとおり、小山町には資源がたくさん

んあるし、また富士浅間神社も世界遺産登録の構成資産になりました。これらについて、やっぱり一番の観光地として私が今考えているのは、富士山をもう少し活用した観光ですね。特に須走地区ですね。観光のメッカとしてももう少しこれが世界に発信できるような形で、全部を今日は申し上げませんでしたけど、いろんな施策も考えておりますので、まずは須走地区の観光メッカ、これを目指していきたいと思います。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問で2件の質問をさせていただきます。

まず1件目の質問です。デマンドバス乗車で安心安全の移動手段の充実をについて。

小山町ホームページ、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中には、小山町の高齢化率は、令和2年で30.4%、町の将来人口推計によると、令和7年には32.2%、その後も上昇し、令和22年には34.7%となり、町民の3人に1人が高齢者になると予測されているとあります。それに伴い困るのは、通院や買物など移動目的を達成するための手段です。

路線バスやタクシーの減少が著しい昨今、移動手段のない方々の大事な足となっているのがデマンドバスです。乗り合いバスとして、利用者の行き先、希望時間に合わせて、効率よく運行し、目的地まで届けてくれます。予約を取りやすくするため、4月より予約アプリも新しくなり、進化しているデマンドバスですが、助かっているというお声とともに、なかなか予約が取れないと言われる方も最近多くなってきています。

私が選挙期間中に御挨拶に伺う中で多かった御意見が、このデマンドバスについてでした。デマンドバスの利用者は、令和2年度2,867人、3年度1万577人、4年度1万3,540人と、運行開始時の4倍以上に増加。また、予約しても予約が取れなかったエラー率は、令和2年度8.4%、令和3年度24.6%、令和4年度44.5%と、こちらも5倍以上になっており、予約を取れる確率も低下している状況です。

以上のように、デマンドバスの利便性が広がるとともに年々利用者が増加、予約も取りづらくなっています。そして今後は、免許証を返納し車を手放す高齢者、また、大変危険なことですが、車がなければどこにも行けないという理由で、いつまでも免許証を返納せず車を手放さない高齢者が増えてくると予想されます。そこで、現在、町内を3台のデマンドバスが運行していますが、さらに台数を増やしていただき、町民の生活の中のニーズに合わせた安心安全の移動手段の充実を町として目指していくべきと考えます。

以上の件につきまして、以下の質問をします。

まず1点目、デマンドバス1台増車にどれくらいの費用がかかるのでしょうか。2点目、1台

の増車で乗車確率はおおよそどれくらい上がるのでしょうか。3点目、車をコンパクトにして、その分、バスの台数を増やすことは可能でしょうか。以上3点についてお伺いいたします。

続きまして、2件目の質問です。おやま健康マイレージのさらなる周知で健康寿命アップの取組を。

私が議員になってやりたいことの一つに挙げていました健康寿命アップの取組ですが、やはり健康で長生きするためには日々の生活習慣が大事です。現在、小山町でも健康維持のため様々な取組がなされていますが、何か皆様が目標を持って日々の健康のためにできることはないかと思っていたところ、あるとき新聞で「マイレージで健康づくり」という三重県の取組の記事を見ました。マイレージの取組で、多くの方がポイントをためることを目標に外に出ること、また、日々の健康づくりを始めるきっかけとなったという記事でした。

小山町ではふじのくに健康長寿プロジェクト、ふじのくに健康マイレージ事業として、おやま健康マイレージの取組が実施されています。健康マイレージとは、健康づくりメニューを行った町民が様々な特典を受けられる制度です。

おやま健康マイレージカードに、健康増進支援事業所等で金太郎スタンプを2個以上押しもらい、日々の運動や食事などの生活改善や健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、いずれかできた項目に丸をつけ、日付を記入し、30ポイントたまったらハッピーチケットと交換し、サービスや特典が受けられます。それ以降の30ポイントたまったらカードは、スマイル賞の抽せん対象となります。

実は私も、各種検診の際、金太郎スタンプが押されたカードを頂いていましたが、継続して使ったことはありませんでした。まずは自分で使ってみようと、最近心がけている短時間のウォーキングか簡単なストレッチができた日を記載し、ポイントのため、ハッピーチケットを頂き、45リットルと30リットルのごみ袋を道の駅で交換してもらいました。頑張ったことへの御褒美のようでうれしかったです。

それ以降、会う皆さんにおやま健康マイレージカードについてお聞きしたところ、多くの方が知っているが使ったことはないと言われ、自己申告なので使いづらい、また、このようなカードがあることを知らない方もいらっしゃいました。中には、ポイントカードの抽せんに当たり、スマイル賞の今治のタオルや柚子胡椒ドレッシングをもらっておいしかったという方など、様々です。全体的に、まだまだこの事業の周知、具体的な説明が町民の皆さんに伝わっていないということを感じました。

現在、県発表の最新データで、令和元年の小山町男女のお達成度は、男性17.65で35市町中31位、女性21.21で35市中22位と、どちらも大きく平均以下です。今、誰もが元気で長生き、可能な限り家で過ごしたいと願っています。そのためには、若者も含め、日々の地道な積み重ね、努力で健康な体を維持していくことが何よりも大切ではないでしょうか。ぜひ、さらに多くの町民の皆さんが健康を意識し、おやま健康マイレージカードを使い、日々楽しみながら体によいことに挑戦

できるよう、以下のことが必要と考えます。

まず1点目、おやま健康マイレージカードを全世帯に配布し、分かりやすく内容の説明をすること。

2点目、カードを使いやすくすること。具体的には、日々の努力といっても具体的な目標が大事です。自分は毎日これに挑戦するといった目標、例えば、毎日散歩をする、何分もしくは何歩歩く、また、三食しっかり食べる、1日1回は人と会うなど、何でもよいので私の健康目標を書く欄を入れると、自己申告といっても記入しやすくなるのではないのでしょうか。

3点目、スマイル賞の商品を提供していただける協賛事業所を増やしていただき、皆さんが頑張ったことの御褒美を楽しみに、目標に向かって日々挑戦できるようにすること。

以上3点について、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 石原議員にお答えをいたします。

初めに、デマンドバス増車で安心安全な移動手段の充実をについてであります。

小山町のデマンドバスは令和2年度から運行を開始し、現在では、町内278か所、御殿場市内9か所の計287か所にバス停を設置し、運行をいたしております。議員御指摘のとおり、デマンドバスについては、利用者の増加とともに予約が取りづらい状況が発生しており、増車を含めた検討が必要であると考えております。

初めに、デマンドバスを1台増車するにはどれくらいの費用がかかるのかについてであります。

現在、デマンドバスは3台で運行しており、1台当たり年間で約2,000万円の費用がかかっておりますので、1台増車すると年間で約2,000万円の費用負担増が見込まれます。

次に、1台増車で乗車確率はおおよそどれくらい上がるのかについてであります。

デマンドバス運行開始から令和4年度までの1台当たりの年間利用人数と予約ができなかったエラー率から鑑みますと、1台の増車でおおよそ20%から30%程度、乗車確率は上昇するものと予想されます。ただし、利用される時間帯が午前中に集中していることから、単純に予約が取りやすくなるとは言えないと考えております。

次に、車をコンパクトにして、その分バスの台数を増やすことについてであります。

車両の変更により多少の費用は削減できるものの、運行経費として大幅に下がることはありません。ただ、デマンドバスの令和4年度の1運行当たりの平均乗車人数を調べてみますと1.53人であることから、詳細な検証が必要なものの、車をコンパクトにして運行しても、大きな支障はないと考えられます。

以上のことから今後は、コンパクトな車を増やすなど現行制度での増車の検討や、タクシー事業者に事業へ参入してもらうように働きかけをするなど、新たな仕組みを模索し、可能性を研究・検討してまいります。

その他の御質問につきましては住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 次に、おやま健康マイレージのさらなる周知で健康寿命アップの取り組みをについてであります。

おやま健康マイレージの参加者増加は町長の政策提言の一つであり、担当課において既に検討を開始しております。この事業は、平成26年6月のスタート後、順調に参加者を増やしてまいりましたが、ここ数年の参加者数は大きく増えておりません。これは、議員御指摘のとおり、効果的な広報の不足等により、残念ながら日々のよい生活習慣の継続が健康寿命を延ばすという事業の目的や内容が、多くの町民の皆様にご理解いただけていないためと認識しております。

このため、改めて町民の皆様にご事業の目的についての御説明の機会をつくるなどし、周知を図ってまいりたいと考えております。具体的には、各種団体の集まりにおいて事業について御説明する時間を確保すること、町から個人宛てに発送するがん検診などの通知にチラシを同封することや、そして保健委員の皆さんに引続き各種イベントや地域において、事業の目的及び内容について町民の皆様にご周知を図っていただくなど、御協力をお願いしたいと考えております。

全戸配布につきましては、3年前のコロナ流行の初期に一度実施いたしました。参加者の増加等の効果が見られませんでした。現在、事業の見直しも検討しておりますので、その見直しのタイミングを捉え、広報おやまや町のホームページに掲載するなど、改めて町民の皆様にご周知を図ってまいります。

次に、健康マイレージカードに健康目標を書く欄を設けることについてであります。

この事業は、誰でも取り組みやすくするため、どんなことでも健康につながることを行ったら自身で判断すればカードに丸をつけられる緩い制度としてあります。議員御提案の自らの活動目標をカードに記載することは、一人一人の方が取り組む活動や目指す指標などを明確化でき、健康に関する意識づけを高める効果が期待できます。また、制度の緩さゆえに自己申告なので使いづらいという方にも、取り組む目標を明確化することで自己申告がしやすくなることも考えられます。このため、カードに健康目標を記載できる欄を設けることについて、実施に向け検討いたします。

最後に、スマイル賞の商品を提供していただける協賛事業所を増やすことについてであります。

協賛については、町が事業所に伺うなどしてマイレージ事業の趣旨等を説明し、現在22の事業所から協賛を受けており、今後も積極的に町内の事業所に出向き、協賛事業所として協賛品の提供に御協力いただけるよう、お願いしてまいります。

これらの施策を通し、一人でも多くの皆様にご自身の健康を意識し、日々それぞれの目標に挑戦できる環境づくりを図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） まず、デマンドバス増車についてですが、午前中に予約が集中するとのこ

とでしたが、比較的利用の多い高齢者などは、通院や買物などを午前中に済ませることが多いと思われる。ただ、少しでも集中を緩和するために平均的な予約状況を何らかの形でお知らせし、空いている時間帯への予約をお勧めすることは可能でしょうか。

また2点目として、タクシー事業者への働きかけも行われているようでしたら、その状況をお聞かせください。

3点目としまして、何よりも大切なことは、利用者の思いを聞くことだと思います。私も、皆さんからの要望・意見を企画政策課に届けてまいりました。それに対し真摯に丁寧に対応して下さったことに、大変感謝しております。今後、ぜひ町民の皆様の率直なデマンドバスについての意見を聞いていただきたいと思いますが、何か具体的な取組はございますでしょうか。

また、健康マイレージカードについて、大きな取組もまずは1人から1人へカードの趣旨やメリットを語り伝え広めていく人を増やすことからだと思います。そういった意味から、現在、保健委員さんが中心となって直接皆様にカードの配布を行っていますが、さらに配布できる方を広げていくことも大切かと思えます。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 石原議員の再質問にお答えさせていただきます。私からは、デマンドバスの3件の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の空き時間帯への予約をすることは可能かについてであります。

こちらにつきましては、現システムでは空き時間を案内することができませんが、今年度から現在のシステムを予約したい時間の前後1時間で空き時間があれば予約できるよう改修をいたしました。システム上で予約の取りづらい状況をお知らせするなど、システム改修を検討していきたいと考えてございます。併せて、これ以外の方法も検討していきたいと考えます。

次に、タクシー事業者への働きかけの状況をとということですが、幾つかのタクシー事業者へ問合せを始めてございます。問合せの中で、タクシー事業者の現状ですが、新型コロナウイルスの感染拡大からドライバーや車両の削減をしたということです。ただ、最近はコロナ禍前のようにタクシーの需要が回復しておりまして、逆にドライバー等の不足が発生している状況だということでございます。このような状況の中でデマンドへの参入は厳しいという意見もいただいておりますけれども、他のタクシー事業者へも話をしまして状況を確認して、何か参入できる方法がないか検討して、参入に対し働きかけていきたいと考えております。また、これと併せて様々な可能性を検討していきたいと考えております。

3つ目の質問ですが、町民の率直な意見を聞くなど何か具体的な取組はあるかということです。

こちらにつきましては、デマンドバスの利用者は、高齢者の方々の利用が多いので、デマンドバスに対するアンケート調査をシニアクラブを中心に計画をしております。ただ、アンケートだけでは皆さんの思いが伝わらないところもありますので、シニアクラブ連合会の単位クラブな

どの皆様に御協力をいただきまして、単位クラブへ出向いて対面による意見交換が実施できるように、現在準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 私からは、おやま健康マイレージカードについての再質問にお答えをさせていただきます。

おやま健康マイレージ事業により多くの町民の皆様に参加していただくためには、議員お考えのとおり、人から人へ直接手渡しし、その場で説明して参加を促していただくことが効果が高いと考えております。今後も出前講座で配布して説明をするなど、そういった機会を増やせるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） デマンドバス1台増車で2,000万円とのことでしたが、今後も町はぜひ無駄を省いていただき、町民の生活に直接関わる大切な部分にお金を使うべきと考えます。

また、マイレージカードにつきましては、自ら訪問活動等で皆様に趣旨を説明し、多くの方々に使っていただけるよう努めてまいります。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、通告に従い、2件の問題について、1問1答方式で質問させていただきます。

初めに、ランニングクラブ設立の支援はできないかの質問です。

町では、令和3年にスポーツ振興条例を制定し、翌令和4年には、条例の基本理念に基づき実効性のある施策を具現化したスポーツ振興基本計画を策定しました。スポーツ振興基本計画の基本方針の中にスポーツ活動を支える活動づくりが定義され、競技力の向上と指導者の育成が位置づけられています。

陸上競技に目を向けてみますと、近年の課題として、町内の児童生徒数減少による市町対抗駅伝競走大会の子ども選手集めに苦労している現状があります。大変難しい問題ではありますが、他市町の事例を参考にするなどして、町としての取り組み方、可能性を探っていく必要があると感じます。

そこで、町民のスポーツ競技人口の拡大とレベルアップの両視点から取り組み、特にランニング競技の底上げに着目した体制づくりとして、ランニングクラブの設立に関する支援を町が行ってみたいかどうかと考えます。先ほどの選手集めの抜本策としての期待が持てますし、将来的には小山町駅伝チームの成績向上を目指していただき、加えて、トップアスリート輩出の一助につながるものと考えております。

まず、教育長にお聞きします。

スポーツ振興基本計画が目指す方向性、日標の実現に向けて、ランニング競技の現状をどう捉え、今後どのように展開していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 平野議員にお答えします。

町では、小山町スポーツ振興基本計画において、「誰もがスポーツを楽しめるまちおやま」を基本目標に、3つの基本方針と9つの基本施策を策定し、町、町民、地域、スポーツ団体、事業者などの各主体が、連携・協働しながら計画を推進してまいります。

令和3年度に小山町スポーツ振興基本計画を策定するに当たり町民アンケートを行った結果、この1年間に行ったスポーツについてという質問に対し、ウォーキング、体操、ランニングが上位3種目となりました。その背景には、平成15年から富士スピードウェイを会場として毎年開催されている富士マラソンフェスタがあります。ハーフマラソンやサーキットを1周、2周と走る種目や、小学生も参加できる3キロメートルの部を設定するとともに、種目内の年齢を細分化することで、できるだけ多くの参加者が入賞できる工夫をいたしました。その結果、町民の参加者からは、ランニングをする習慣ができた、走る楽しさや友達との切磋琢磨が生まれたなどの感想をいただいております。現在では、富士マラソンフェスタは町民の健康増進やスポーツ振興に寄与することのできるイベントとなっております。

このような現状を踏まえて、さらなるスポーツ振興施策を推進するとともに、ランニング競技の底上げを図ることを目的に、令和元年度からNPO法人小山町体育協会による走り方教室を5月末から7月末までの2か月間、計8回、小中学生対象に実施しています。また、令和4年度からは、町内の宿泊施設と連携し、スポーツ少年団から高校、大学、実業団などの運動部のトレーニングのためのスポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組んでおります。

例えば、大学の陸上部などは、須走の宿泊施設に宿泊し、ふじあざみラインやゴルフ場内の起伏に富んだコースでトレーニングを行っています。このことは、陸上部の選手の資質向上だけでなく、それを間近で見学する町民のランニングに対する意識の変革にもつながるものと考えております。さらには同じく令和4年度には、スポーツ施設としての効用を高めるため、多目的広場ヘッジギングコースを設置し、ウォーキングやランニングが気軽にできる環境を整えました。

今後も「誰もがスポーツを楽しめるまちおやま」を目指し、町民のスポーツ実施率向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

小山町体育協会が主体となり、小中学生を対象とした走り方教室をここ数年実施していますが、参加の状況や指導内容、今後の継続、展望についてどのように考えていただけるか伺いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） NPO法人小山町体育協会では、令和元年度から町内の小学4年生から中学3年生を対象とした走り方の基礎から学べる走り方教室を、週1回の開催で全8回、小山町多目的広場において実施しております。走り方教室の参加費は無料で、5年間の平均受講者数は29人、内訳は小学生が26人、中学生が3人となっております。また、保護者のアンケート結果では、今後も継続して実施してほしいとの希望が多く寄せられております。

そのため、将来にわたりこの走り教室を実施していくためには、専門知識と指導力を有する指導者の確保と子どもたちのランニングに取り組む際の動機づけなどが必要であると考えておりますので、小山町スポーツ振興基本計画に基づき指導者の育成などに努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

指導者はどのような方をお願いしていますでしょうか。ボランティアでの対応でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 再質問にお答えいたします。

指導者は市町対抗駅伝小山町チームの監督とコーチをお願いしており、日当と交通費をお支払いしています。また、用具の準備や設営、受講者の受付、使用後の整備等をNPO法人小山町体育協会の事務員2名と体育協会の役員2名、こちらはボランティアになりますが、行っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 走り方教室の参加の前と後で参加者の変化はありますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 再々質問にお答えいたします。

参加した子どものランニングフォームは明らかに向上しております。また、指導者の助言を聞き取り進む真剣な姿が多く見られました。教室参加後の保護者のアンケート結果でも、各項目と

もおおむね9割以上がよかったとの高評価をいただいております、親も、正しい走り方が分からないのでとても参考になった、指導を受ける姿勢から考えることができ子どもによかった等の御意見をいただいております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

近隣の事例としまして、御殿場市は総合型スポーツクラブによる陸上競技の教室を開催し、三島市では、行政が民間委託してスポーツアスリートの育成に力を入れていると聞いています。このほかにも、近隣市町それぞれに特徴のある取組が散見されますが、町はこれらの取組をどのように分析し、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 現在、御殿場総合スポーツクラブには、陸上の教室等が3つあります。

1つ目のGSC陸上クラブは、短距離、ハードル、中長距離、走り幅跳び、砲丸投げ等をはじめとする陸上競技の全種目が競技可能であり、小学5年生から中学3年生を対象に週1回行っています。2つ目の放課後陸上教室は、短距離、長距離、ボール投げなどの陸上競技を小学生を対象に週1回行っています。3つ目の陸上専門クラスは通常の陸上教室クラスより専門的な教室であり、小中学生を対象に週1回行っています。

三島市では、みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会がみしまジュニアスポーツアカデミーを開設しています。このアカデミーは、小学5年生から中学2年生を対象に将来トップアスリートとなり得る素質のある選手を発掘し、能力の開発及び育成を図るとともに、適正種目の多様な選択の機会を提供することで、全国大会や国際舞台で活躍できる選手を育成していくことを目的としています。募集人数は20人程度で、参加費は無料。選考会を行い、一定以上の運動能力を持つ者を選抜し、自転車、ボート、ホッケー、レスリング、フェンシングの5種目の体験プログラムを実施し、選手を育成しています。

町としては、小学生から中学生の誰もが気軽に参加できるという点においては、御殿場総合スポーツクラブの方法が町の手法に近いと考えておりますことから、走り方の基礎から学べる走り方教室を継続実施してまいります。また、現在、スポーツに特化した民間事業者が総合体育館で各種体育教室を実施していますが、新たな取組としてランニング教室等を開催していくことも可能であると考えております。

今後も、引き続き他市町と情報交換しながらスポーツ人口の拡大を図るとともに、スポーツアスリートの育成や新たな人材の掘り起しなどにつなげていきます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

小山町では市町対抗駅伝出場に向けたチームづくりはどのように行っておりますでしょうか。また、近隣市町の駅伝出場への取組状況、レベルアップ手法等、参考となるものがありましたら教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 議員御承知のとおり、本町ではNPO法人小山町体育協会会長を委員長とした静岡県市町対抗駅伝競走大会小山町実行委員会を組織しております。候補選手は公募や各小中学校推薦により集め、監督・コーチを中心に7月下旬から9月下旬まで、週1回の練習及びタイム測定を行っています。代表選手はタイム等を参考に選考し、その後も週1回の練習を重ねて本大会に臨んでおります。昨年度は町の部5位となり、2人の選手が区間賞を獲得するなど、優秀な成績を収めております。

候補選手の中には、走り方教室に参加したことをきっかけとして市町対抗駅伝競走大会に応募する児童生徒もおり、走り方の基礎から学べる走り方教室が選手の育成につながっております。また、本町の駅伝監督とコーチは長期にわたり指導を行っていただいていることから、選手の走力を単年度で向上させる指導だけでなく、選手の将来を見越した長期的な育成を行っていただいておりますので、近隣市町の取組にない、継続的なチームづくりに取り組んでいただいていると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

まずは、小中高生を対象としたランニングクラブの設立を町が支援していただき、将来的には自主運営により町民誰もが参加できる体制を構築してほしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 小中高生を対象としたランニングクラブの設立について計画等があれば、具体的支援について検討いたします。町としましては、現在まで高評価を受け、継続を望む声があり、中長期的な選手育成の役割も果たしている走り方教室に対し、体育協会への支援を継続しながら年間を通して引き続き開催していくことにより、近隣の行政が実施しているランニングクラブと同様の効果が期待できるとともに、小山町スポーツ振興基本計画に掲げる子どものスポーツ活動を推進することができるものと考えています。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

走り方教室を体育協会への支援を継続しながら年間を通して引き続き開催していくとの回答で

すが、体育協会の教室関係者の話を伺いますと、現在の2か月、計8回の実施で、予算的にも人的にも目いっぱいであると伺っております。この件についての対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 再質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、年間を通して走り方教室を開催していくには、指導者の確保及び参加者の傷害保険料や人件費等の経費が必要であると考えておりますので、今後の支援方法について前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんけれども、まずはランニングクラブ設立にこだわらず走り方教室を継続し、年間を通じての開催に拡大をして、今後の支援方法について前向きに検討していただくとの御回答をいただき、とてもうれしく思っております。

話のたとえになりますが、昨年7月の町の生涯学習推進講演会にマラソンランナーでスポーツジャーナリストの増田明美さんをお招きし御講演いただいた際に、知って好きになって楽しむと書く知好楽という言葉をいただいたのが印象に残っています。これは、一つのことに打ち込んでいるときに、そのことをよく知っている人よりも好きな人が勝っている、好きな人よりも楽しんでやっている人が一番よい結果につながるという、増田さんの座右の銘だそうです。

幅広く町民の皆様はこの知好楽の精神でスポーツに取り組んでいただき、そして、子どもたちの中長期的な選手育成に加えて競技レベルの底上げをしていただければ、世界陸上2大会連続メダリストとなりました川野将虎選手のようなスポーツアスリートの輩出も大いに期待できるものと感じます。

以上で1件目の質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 続けてください。

○3番（平野正紀君） それでは2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、子育て支援施策の観点から子どもの国保税均等割額の廃止をという質問です。

国民健康保険の制度改正により、平成30年度から静岡県が国保の財政運営の責任主体となり、県内市町の国保税課税方式を統一する方針になりました。これにより国保税の資産割と介護分平等割の廃止に向けた税率改定を令和元年度から段階的に実施しているわけですが、ますます協会けんぽや各種共済組合などの被用者保険との保険料負担の格差が増大している状況であります。

低所得世帯を対象とした国保税の均等割及び平等割の7割、5割、2割軽減措置は大変有効な制度ではありますが、所得に関係なく、特に子育て世帯への負担軽減を目的とした支援ができないものかと考えます。

全国的には数十の市町村で、子どもを対象とした均等割の全額減免、または半額程度の減免を行っている事例があり、その中でも早くにこの制度を導入した岩手県宮古市では、子育て支援充実の一環として令和元年度から、18歳、高校生以下になりますが、以下の全ての人の均等割を全額減免しています。地元宮古市の民主商工会、民商であります。2019年に公表した調査では、子育て世帯の減免実施前の国保税と協会けんぽとの保険料格差はほぼ2倍であったとのデータがあります。現行制度の未就学児に限った半額軽減ではならず、何かと家計の負担が多い小中高生までの子どもの均等割額廃止について、込山町長が掲げる子育て教育100年の計の一環として、福祉・医療の子育て支援策に加えて本制度導入を考えてみてはどうか、質問いたします。

それでは具体的な質問に入ります。

初めに、町の国保加入者のうち、18歳、高校生相当になりますが、それ以下の被保険者は何人で、被保険者全体のどのくらいの割合なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 本年7月5日時点で18歳以下の被保険者は172人で、被保険者全体の5.3%であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町の子どもの出生数が年々減少している状況ですが、国保の18歳以下の被保険者についても同様に減少傾向にあるのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国民健康保険におきましても減少傾向であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

現行の低所得世帯を対象とした均等割、平等割の軽減制度及び令和4年度から制度化された未就学児に限定した均等割半額軽減の制度とはどのような内容か、財源を含めて教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 低所得世帯を対象とした被保険者均等割額、世帯別平等割額の軽減制度は、前年中の世帯所得の合計額が基準額以下の場合に、世帯の状況に応じて、7割、5割、2割を軽減する制度です。軽減した分は、県が4分の3、町が4分の1を負担します。

未就学児の被保険者均等割額半額軽減の制度は、当該年度4月1日時点で、6歳未満の被保険者と、4月1日以降に生まれた被保険者について均等割額を5割軽減する制度です。先ほど申し

上げました、7割、5割、2割の軽減に該当している世帯の場合は、軽減措置後の均等割額をさらに5割軽減いたします。軽減した分は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担します。なお、町が負担する4分の1につきましては普通交付税に算入されます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお聞きいたします。

今の説明に該当する軽減対象はどれぐらいあるのでしょうか。また、軽減される金額はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

今年度の本算定では、低所得世帯を対象とした軽減制度の該当世帯数は7割軽減が475世帯、5割軽減が296世帯、そして2割軽減が294世帯、合計1,065世帯で、軽減額はおよそ4,590万円です。

そして、未就学児の経験制度につきましては、対象者は48人で、軽減額は約61万円です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 再々質問いたします。

現行制度では未就学児までが対象であります。国では、子どもに対する軽減の対象を学齢期の小中学生や高校生まで拡大していく考え、動きはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再々質問にお答えいたします。

未就学児の均等割半額軽減制度に係る法改正の際の参議院厚生労働委員会で、対象者や減額幅のさらなる拡充を引き続き議論することという附帯決議が付されておりますので、国におきましては継続的に議論されているものと認識してございます。

なお、今年度の国の調査におきまして、高校生世代までの子どもを対象とした各市町独自の減免の実施状況を報告する項目が追加されておりました。

以上でございます。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

冒頭に提案しました18歳以下の被保険者の均等割を廃止した場合、町国保税の負担額はどのくらい見込まれますか。また、課税総額に対しどの程度の割合となるのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 小山町国民健康保険の負担見込額は約400万円で、賦課総額の約1.1%となると見込まれます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はございませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお聞きいたします。

もし、本提案を実施するとした場合、その財源についてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

仮に町独自で18歳以下の被保険者の均等割を廃止する場合、減収する保険税に対する国や県の財政支援はございません。また、平成30年度の国保制度改革によりまして、静岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県内市町が共通認識の下で国保事務の広域化・効率化を推進できるよう、国保運営の統一的な方針であります静岡県国民健康保険運営方針を示して、法定外繰入れの解消や保険料水準の統一に向けた取組、そして、事務の統一化などの協議を進めておりまして、一般会計からの繰入れにより財源とすることは難しい状況でございます。

よって、その不足財源は保険税の引上げにより賄うこととなり、ほかの被保険者に負担をお願いすることになると考えます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3番（平野正紀君） たとえとして挙げるわけですが、一時的に基金を充用し、次の税率改定の際にその財源を補うべく検討を行うという手法はできないか、再度お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再々質問にお答えいたします。

今後予定しております税率改定では、年々増加傾向にあります1人当たり医療費と、それに伴いまして増加傾向にある1人当たり納付金のため、1人当たりの税額を引き上げざるを得ない状況です。また、国保特別会計の単年度収支は赤字が続いておりまして、今後は急激な負担増とならないように基金を活用してまいる予定でございますので、基金の充用は難しいと考えます。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

子育て支援の観点から、現行の均等割の軽減について、未就学児までの対象範囲、半額軽減で充足しているとお考えでしょうか。併せて本提案についての見解をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 現行制度の対象範囲及び軽減額で充足しているかについては、対象となる皆様の受け止め方によります。保険者としては、現在、可能な限りの施策を実施していると考えております。

また、議員御提案の18歳以下の被保険者の均等割額の廃止についてであります。先ほど課長からも答弁がございましたが、平成30年度の国保制度改革により静岡県が財政運営の責任主体となっております。先ほどの繰返しになりますが、その方針で示しておるとおり、現在、令和6

年度から令和11年度を計画年度とする次期運営方針の改定に向けて、県と県内市町が協議をしているところであります。改定案では、大ざっぱに述べますと、将来的には県内どこに住んでいても、同じ所得水準や同じ世帯構成であれば、同じ税負担で安心して医療を受けられることを目指すとしております。

先ほどの、町単独の軽減となることを考えましても、現時点で町として議員御提案に取り組むことは困難であるというふうに現時点では答えざるを得ないということです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 質問ではありませんが、このところの国保の運営状況は単年度赤字が続いており、今後、被保険者の皆様に急激な国保税の負担が増えることがないように基金を活用する予定であること、また、町独自の18歳以下の均等割を廃止する場合、減収する保険税に対する財政支援はないこと、そして、静岡県国民健康保険運営方針の目指す方向性等を勘案しますと、現時点での実施が困難であることは理解できました。

しかしながら、国の動きとして、未就学児均等割半額軽減の法改正の際に、対象者や減額幅のさらなる拡充を引き続き議論すると明言され継続的に議論されている状況や、高校生世代までの子どもを対象とした調査を行うなど、将来的には私が提案する制度導入についての光が差してきたとの印象であります。

本件につきましては、町の国保の運営状況や今後の国の動向を注視しながら、子育て世帯の負担軽減へと、その実現に向けて声を発していきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で、1問質問させていただきます。

件名、公式LINEを活用したコミュニケーション強化。

現在、世界中で、また国内でも、パソコン、タブレット、スマートフォンでSNSの利用者が増加しております。小山町でも町民の方とのコミュニケーションとしてなくてはならないものになっています。町の公式LINEで町のサービスの案内やイベント情報など様々な情報をお届けすることで、町民の方の生活に役立っています。

今後、町の公式LINEやSNSを活用して、町民の方によりよい情報発信を行うため、具体的な取組を考えているのか、次の点を伺います。

まずは1点目、今後、町の公式LINEやSNSを活用した新たな取組を考えているのか。2点目、公式LINEで町内の広報無線と同じ内容の情報提供を考えているのか。3点目、公式LINEで、お悔やみ情報、火災発生や鎮火情報を発信する考えはあるのか。4点目が、SNSのアカウント分析は実施しているのか。

以上、4点をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

初めに、公式LINEを使ったコミュニケーション強化についてのうち、町の公式LINEやSNSを活用した新たな取組を考えているかについてであります。

現在、町では、公式LINEのほか、フェイスブック、インスタグラムなどで行政サービスやイベント情報を発信いたしております。令和3年3月から始めた公式LINEの登録者数は約4,000人ですが、さらに多くの方に利用していただきたいと考えております。

本町の公式LINEの特徴としては、ごみの分析を検索できる機能を搭載していたり、道路の損傷などを通報していただくなど、町民の生活に役立つ身近な情報を提供するだけでなく、行政と町民をつなぐ重要なものとなっております。

公式LINEをはじめとする様々なSNSは日々進化しております。そのような中、新たな取組についてであります。運用方法等について常に研究を進め、住民の利便性が向上するような機能については積極的に導入してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては企画総務部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは残り3つの質問についてお答えさせていただきます。

初めに、公式LINEで町内広報無線と同じ内容の情報提供を考えているのかについてであります。

イベント情報など各課からの情報は、同じ内容の情報であっても、町のホームページや広報無線、公式LINEなど、それぞれの運用方針により情報発信を行っております。今後も、LINEや無線放送それぞれの特性を生かした情報発信を行ってまいります。

次に、お悔やみ情報や火災の発生、鎮火情報を公式LINEで発信する考えはあるのかについてであります。

お悔やみのお知らせを公式LINEで配信することにつきましては、個人情報の関係で遺族の同意を得る必要もあるため、お悔やみの無線放送依頼の際に確認するなどの方法により配信を検討していきたいと考えております。

また、火災の情報につきましては、発生時間が深夜であることも多く、情報伝達の方法や対応方法など小山消防署などの関係機関との連携が必要であることから、今後、関係機関と調整をしていきたいと考えております。

次に、SNSのアカウント分析を実施しているのかについてであります。現在、定期的な分析は実施しておりません。必要な人に必要な情報が届き、また、多くの人に本町の魅力をPRし、ホームページや公式LINEを中心としたSNSを効果的に活用するためにも、登録者や利用状況等の分析は重要であると考えております。利用者のニーズを把握し、よりよい情報発信を行うために、今後は随時SNSの分析を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

これからの時代に小山町を知ってもらうためには、SNSの活用が絶対に必要だと思います。

町のホームページはまさに町の顔であります。そこで伺います。

まず1点目、広報無線でお悔やみ情報を聞き逃した場合、次の放送を待たずに情報を入手する方法はあるのか。そして2点目、町の公式ホームページなんですけれども、画面上、入り口が2つに分かれていて見にくくて使いづらいという話が聞こえてきます。そこで、ホームページのリニューアルを考えているのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

無線放送を聞き逃した方への対応といたしましては、地域振興課に電話していただくか、現在、戸別受信機のデジタル化を順次進めておりますが、デジタル受信機の戸別受信機には録音機能がついており、聞き逃した際に録音再生ができることとなっております。デジタル戸別受信機に切り替わっているお宅では、戸別受信機を配付した際にお渡ししました取扱い説明書を御覧いただき、録音の設定をしていただければと思います。

次に、町のホームページのリニューアルについてであります。

現在、町のホームページリニューアルに向けて、現状調査、課題の洗い出しを行っております。今後は、今年度中に、課題の整理、リニューアル方針案の策定、仕様書の作成を進めてまいります。

リニューアルの時期につきましては、なるべく早くリニューアルを実施していきたいので、来年度の予算化に向けて進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 質問はありませんが、リニューアルを考えていただけるとのことなので、やはり町の第1印象だと思います。顔だと思いますので、本当によいホームページができることを楽しみにしております。

質問のほうは以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月8日金曜日、午前10時開議、通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時47分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年9月8日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	小山消防署長	野木 幹雅君
くらし環境課長	鈴木 新一君	学校教育課長	伊藤 和彦君
こども未来課長	坂本 竹人君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午前11時46分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 牧野恵一君

1. 大規模工業団地造成事業と下流への豪雨対策について

12番 岩田治和君

1. 防犯カメラの増設について

5番 臼井光昭君

1. 小山町消防団について
2. 地域自主防災会について

6番 小林千江子君

1. 不登校児童への対応に関して

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うことにしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は込山町長が進めてきた大規模開発、特に湯船・上野地域で山林原野を切り開いて造成した工業団地事業は、防災対策上、下流町民の安全・安心な暮らしにリスクを及ぼしているのではないかという疑念を持ち、込山町長の基本姿勢をお尋ねします。

なお、私は土木等の専門家ではございませんが、現役時代にゴルフ場等の大規模開発の申請の受け付けを担当しまして、7年ほど行いまして、そのときにゼネコンの皆さん等からいろいろ教えていただいたことを基本にしておりますので、ぜひ正面から受け止めていただきたいと思います。

私が言うまでもなく、小山町は昭和47年の七夕豪雨、昭和54年10月の台風20号、平成22年の台風9号では、山地崩壊、河川の氾濫、家屋の流出や倒壊、家屋の浸水、ライフラインの損壊、農地の流出、一部地域の孤立、果ては複数の犠牲者も出ております。

これほどの豪雨災害が頻発するのは小山町の地形に由来するものであり、小山町は恒常的かつ宿命的に水害のリスクを負っていると考えるところであります。

更に状況が悪化したのは、平成22年の台風9号が残した生々しい傷跡であります。河川や道路、農地などの復旧はできましたけども、上野から富士霊園の背後地に連なる北山には、大雨によって立木ごとスコリアが流出して、何本もの水道ができてしまいました。この爪跡は数多く、これらの修復というのはなかなか厳しいものがあるでしょう。

再度、平成22年の豪雨に襲われたら、山地の崩壊は大規模になるに違いないのです。それは下流域への影響も必至でありましょう。

今、地球上ではかつて経験したことのないような嵐に襲われており、日本においても命を守る避難を国民に促す気象庁の情報は頻繁に耳にしています。

小山町は大規模開発に着手する前の自然環境下においても、こうした豪雨対策上の新たな課題が増してきたのにもかかわらず、災害リスクを増すこととなる湯船・上野地区の広大な山林原野を造成し、工業団地開発を進めました。そして、先日、大和ハウスとで進めてきた上野工業団地の造成工事が完了したとの報道がありました。

しかしながら、6月議会で説明がありましたように、上野工業団地の防災調整池からの放流先となる無名沢排水路、あるいは石沢排水路も工事に着手したばかりであります。

本来、防災工事が完了した後に造成工事に着手すべきなのに、防災工事を後回しにして造成工事を行い、更には防災調整池からの排水路もないのに、工業団地としての一連の工事が完了したとみなす発想は、行政機関にはあるまじき軽率さであると指摘せざるを得ません。

そうしてみると、一連の大規模開発が込山ドクトリンに基づくものである以上、込山町長から大規模開発を進めるに当たって、防災対策をどのように位置づけていたのか説明をお願いいたします。更に、湯船・上野工業団地における防災対策をどのように評価しているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員にお答えいたします。

初めに、湯船原地区や上野地区の大規模開発を進めるに当たり、防災対策をどのように位置づけていたのかについてであります。

湯船原地区は平成25年2月に木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業として、内閣府の総合特別区域に指定され、翌年10月には静岡県の内陸フロンティア推進区域に重ねて指定をされました。

本特区及び推進区域の意義といたしましては、沿岸部からの移転の受皿をはじめとする、有事と平時の機能を併せ持つ、災害に強く魅力ある地域を創出し、富士山麓における地域産業の振興と再生可能エネルギーの有効利用を目的とした工業団地を創出するため、政策資源を重点投入していくこととされ、本町ではそれを推進してまいりました。

また、大規模な開発による調整池などの防災施設につきましては、その構造や容量が都市計画法等の基準に適合し、開発区域内の雨水を有効かつ適切に排水できるように整備をいたしております。

次に、湯船原地区の防災対策などをどのように評価しているかについてであります。

新産業集積エリアの調整池からの排水経路につきましては、石沢川を経由し、2級河川須川へ至っております。石沢川につきましては、造成工事着手前から県の治山堰堤が設置されており、

土砂の流出防止を含め、防災対策は確保されていると考えておりましたが、近年の豪雨により河川の一部に洗掘を確認したため、現在、防災工事を進めている状況でございます。

次に、上野工業団地の調整池からの排水経路につきましては、無名沢川を經由し、石沢川と同様、須川に至ります。無名沢川につきましては、造成工事着手前から沢形状であり、整備する計画となっておりましたが、国土交通省による国道246号、視距改良工事との調整に不測の時間を要し、当該河川排水路の整備が遅れている状況であります。

町では、無名沢川の上流部分にも排水路の整備が早急に必要と判断し、石沢川と同様に、現在工事を進めております。下流域の未整備部分につきましても、今後も国土交通省と調整をして、速やかな防災対策を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をいたします。

内陸フロンティア事業の趣旨とか、町長が再生可能エネルギーの普及を掲げて施策を進めていることは当然承知をいたしております。

しかしながら、いかに高邁な施策、理想的な施策であっても、工業団地の造成は自然環境の大規模な改変を伴う以上、何にもまして配慮されるべきは関係住民の生命財産の保護対策であります。過去の歴史からも分かるように、自然災害に弱い小山町であればこそであります。

1回目の答弁で都市計画法などの基準を守って防災対策をしていると説明されましたが、近年は日本中でかつて経験したことがないような災害に見舞われ、1時間に100ミリを超える豪雨、すなわち都市計画法の最低基準の豪雨対策では間に合わない豪雨に、各地で見舞われていることは皆さんが御承知のとおりであります。

更に、山林が崩れ、多くの流木が川の流れを阻害し、被害を大きくしております。これはまさに小山町でも想定すべき事態ですが、都市計画法にのっとったという防災対策でこれらの対応が可能なのでしょうか。

また、防災調整池からの雨水の放流先となる無名沢は急傾斜地でありまして、義経でさえここを下ろうとは思わないであります。

そもそも工業団地の防災排水路にすること自体に疑問を持ちます。ここしか防災調整池からの放流先がないというなら、この上流部での大規模工業団地開発は、防災対策上は問題があったということになるのではないのでしょうか。

工業団地内に目を転じますと、現地は高低差は30メートルほどあったのでありますけれども、現在はほぼフラットに造成してしまっています。約40ヘクタールを一つの面として捉え、一つの調整池で済ませています。防災上の配慮が足りないと言わざるを得ません。去年、大和ハウスが追加工事で仮設の防災用の池を6か所も造ったのは、その証であります。

造成前の山林原野であったときは、降った雨の90%は現地でしみ込んでしまいましたが、工業団

地になれば、降った雨の90%は流れ出るということになります。そうしたことを考えれば、40ヘクタールの工業団地の雨水を一つの調整池で受け、そこからの排水は無名沢へ流すという防災対策ではあまりにも脆弱ではないでしょうか。

昭和47年の七夕豪雨、54年の台風20号、平成22年の台風9号などに、いつか再び襲われるという前提に立ったとき、今の工業団地の備えは周辺環境・立地環境を全く考慮しておらず、多くのリスクを抱えていると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員の再質問にお答えをいたします。

上野工業団地の備えは周辺環境・立地条件を全く考慮しておらず、多くのリスクを抱えているという点について、どのように考えているのかについてお答えをいたします。

初めに、立地条件についてであります。

平成22年の台風9号災害では、町内の山々で山腹崩壊やスコリア土砂の流出など、山地に起因する災害が多数発生をいたしました。

私が町長第1期就任時以降、脆弱化した森林を復旧すべく、平成25年度から町内山地を五つの地域部会に分け、それぞれの活動を支援するため、小山町山地強靱化総合対策協議会を設置し、町と地域が一体となった災害に強い強靱な森林づくりの推進に努めてまいりました。

また、平成27年度から国と町とが協力し、鮎沢川、須川を流域とした民有林979ヘクタールを対象とした小山地区民有林直轄治山事業を実施しており、更にその他の区域で特に甚大な被害があった地区においては、町が要望を行い、県単独治山事業により整備を進めているところでございます。

上野工業団地を含む湯船原地区フロンティア推進区域約300ヘクタールについては、国や県などと協議し事業を進めていることから、立地条件については工業団地に適した地区であると考えております。

次に、周辺環境についてであります。

議員御指摘のとおり、近年では日本中でかつて経験したことがないような1時間に100ミリを超えるような豪雨になり、各地区で災害に見舞われている状況はニュースなどを通して確認しておりますが、先ほど答弁させていただいたとおり、無名沢川から2級河川須川への一部区間では、国土交通省の視距改良工事の遅延から排水路が整備されていない箇所もあるため、一刻も早く整備するよう要望を行い、周辺環境へリスクが生じないよう防災安全対策の推進に努めてまいります。

付け加えて申し上げますが、山地強靱化総合対策協議会においては、ジャパン・レジリエンス・アワード、いわゆる強靱化大賞であります。この大会におきまして、平成29年金賞を受賞。また、平成30年も同じく金賞を受賞。そして、平成31年最優秀賞を受賞いたしております。活動が認められるということでございます。

平成22年の災害を教訓にこんな形で町を挙げて森林整備体制に入っておりますが、ここで若干、何か遅れているようなところが懸念されますので、これからも森林整備にはしっかりと取り組んでいきたいと、こんな思いでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの答弁で町長は山地強靱化総合対策協議会を設けたり、角取山における大規模な治山事業が行われたりしていると言いますが、小山町を取り巻く山地の自然災害に耐えられる能力が平成22年の豪雨前の状態に戻ることはないと思います。

おびただしい山崩れの痕跡を見れば、上野工業団地周辺の自然災害へのリスクが増したのは明らかであり、そうした状況下で300ヘクタールもの大規模開発を進めたのは理解できません。フロンティア推進地区だとか未来拠点事業などの冠をつけたところで、防災工事を先行させずに災害が起きてしまったときの免罪符にはなりません。

また、国土交通省の工事が遅れていようが、防災工事を先行しなかったことの責任は、小山町役場の責任を回避することはできないと思います。

込山町長は様々な手を打っていると言いますが、「安全だから大丈夫だ」ということの発言をいただいているわけではございません。

具体的に大和ハウスが工事中の防災対策として行ったように、団地内の各区画に雨水調整ダムを設けさせ、終末の雨水調整ダムへの負担を軽減して、すなわち排水路以下の崩落が万が一にもなきよう万全を期すことを提案、要請し、質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番、岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、防犯カメラの増設について質問いたします。

近年、防犯カメラ、監視カメラは犯罪事件の解決はもとより、犯罪を未然に防ぐために欠かせない存在となっております。また、家庭内においても空き巣・窃盗などの犯罪が立証された例も多く、更に万引き等の不正行為を立証するのに大変有用な証拠品となっております。

本町においては、平成28年度より令和4年度まで、順次設置され、おおむね町内の全区域を網羅し、現在設置数は42か所となっております。

しかし、多くのカメラの設置箇所は十分に満足できる範囲ではなく、地区によっては1か所程度であり、死角となる場所や映りの状況を細部まで把握できるものではありません。また、東名バス停の駐車場や役場本庁、総合文化会館などの駐車場には防犯カメラの設置はなく、駐車場の利用者には不安感があります。

これまでのカメラ設置には1基当たり40～50万円の高額な費用がかかるようではありますが、新規に電柱を立て、電源を引くための工事が必要としたことから多額の費用を要しています。

しかし、自動車用の廉価な汎用品のドライブレコーダー等を利用し、各地区の公民館などの公共施設などに設置できれば、増設を図ることが可能と考えます。

なお、ソーラー発電タイプのカメラであれば、電源を新たに引く手間も省け、あらゆる場所に設置でき、費用も少額に収まることで増設が可能と考えます。

防犯カメラの映像から犯人逮捕や犯罪の未然防止に欠かせない手段になっていることは、町民の安全と安心を確保する上で欠かすことのできないツールであると思われ、更にこども園などの保育の環境においても、監視目的のカメラ設置を要望する声も聞いています。

また、防犯カメラが設置されている看板だけで犯罪を抑止する効果があるとの指摘もされています。

このようなことから町長に今後、防犯カメラ、監視カメラの増設が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 岩田議員にお答えをいたします。

初めに、町内の路上等42か所に設置してある防犯カメラについてであります。

町では平成30年度に小山町生活安全のまちづくり推進協議会において、防犯カメラの必要性等について協議し、設置費用及び設置に要する手続、設置後の維持管理等を勘案した上で、町が設置する方針を確認し、令和元年度に各区へ説明を行い、設置要望を取りまとめたところでありました。

その結果、各区から町内約150か所の要望が寄せられましたが、地区により大きな偏りが見られたことから、御殿場警察署の助言を受けて、要望箇所の分析を実施しました。

分析の結果から各小中学校の周辺の通学路、町内の主要道路や交差点など、防犯上の効果が高い地点に絞り込み、小山町生活安全まちづくり推進協議会において30か所を選定し、町の整備方針としたものであります。

以後、段階的に整備を進め、平成28年度に須走地区に設置した9か所と、国道246号地下道3か所を合わせた42か所、計62台の防犯カメラについて、町が一括で管理し、適正運用に努めております。

一方で、設置する機器は高画質かつ夜間撮影が可能で、屋外使用における耐久性が求められ、カメラを設置するポールの新設等も含め、整備費用は高額となります。また、設置に際しては、地権者の同意を得ることはもとより、周辺住民のプライバシー保護のため、撮影範囲を考慮した上で丁寧な説明を行い、設置について承諾を得る必要があります。

現時点では新規の防犯カメラ増設の予定はありませんが、適切な維持管理を行いながら、機器の耐用年数に応じて、適宜更新などを実施していく方針であります。また、今後は社会情勢や住環境の変化、インフラ整備の状況に応じて、増設や移設についても検討する必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、防犯カメラは犯罪の未然防止や万が一犯罪が発生した際の捜査活動に有効でありますので、今後も町民のプライバシー保護に十分留意し、撮影した画像については厳正

な管理を行いながら、防犯カメラの運用を行ってまいります。

一方、住民生活の安全安心の確保及び犯罪発生を抑止については、防犯カメラの設置のみで実現できるものではなく、今後も小山町生活安全まちづくり推進協議会をはじめ、御殿場警察署や各地区の防犯連絡協議会などとも連携を図りながら、地域ぐるみの防犯活動を推進し、更に安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは公共施設への防犯カメラの設置についてお答えいたします。

町が管理する公共施設につきましては、東名足柄バス停駐車場や誓いの丘公園、二つの道の駅、足柄支所や足柄交流センター、役場本庁1階駐車場側入口、健康福祉会館の建物内には既に防犯カメラが設置されております。また、小中学校では不審者侵入等の対策として、令和3年度から順番に設置を進めており、令和5年度末までに小学校5校中3校、中学校3校中2校で設置される予定であります。

同じく町内のこども園では不審者侵入等の対策として、公立3園、私立2園の五つのこども園に防犯カメラを設置しております。保育の環境を監視するための監視カメラは設置しておりません。一方、議員御指摘のとおり、本庁舎や総合文化会館の駐車場には防犯カメラは設置しておりません。

防犯カメラは犯罪の抑止や犯罪や事故が発生した際の証拠として有効であると考えますので、今後、ほかの未設置の公共施設も含め、予算の状況や既設の防犯カメラの撮影範囲等を確認しながら、順次設置を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○12番（岩田治和君） 答弁の中で今後、他の未設置公共施設を含め、予算の状況や既設の防犯カメラの撮影範囲等を確認しながら、順次設置を進めてまいりますという積極的な答弁をいただきましたので、私がこれ以上、申し上げることもないわけなんですけど、やはり住民の誰もが安全で安心して暮らせる住まいを望んでいますし、また、平成30年度に区からの要望で全部で150か所、現在このうちの42か所しかまだついてないわけです。

実際には42か所といいますと、全区が40か所ですから、ほとんど1か所程度、全くついてない区もあるわけですけど、ぜひとも私はもう少し、この倍程度はつけていただきたいと思っております。

それで私の方で指摘したように、防犯カメラの設置に40～50万円かかるということで、確かに高額ですので、予算的なものも含め、そう簡単にはできることではないんですけど、例えば我が家ですと、窓際にドライブレコーダーを置きまして、それで防犯カメラの代わりにつけており

ますので、本当に1万円以下でその効果も十分得ているものと考えられます。

必ずしも高額であれば、それで確かに分解精度も高まってくるとは思いますけれど、簡単な防犯カメラ設置とする、カメラがついているだけ、そういうような看板だけでも防犯の効果があると思われまますので、できれば安価なもので、また、耐用年数を見ても5年程度しかないということを見ると、そんなに高額な費用をかける必要は私はないと思います。

そういうことで、予算との関わりも当然出てくるわけですが、防犯カメラの設置が難しければ、看板だけでも多く増やしてもらえないかどうか。ぜひその辺について答弁を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

現在42か所の防犯カメラがついておるわけなんです、今、議員の再質問の最後の御指摘で看板だけでもという御指摘がございました。

現在、防犯カメラを設置している各電柱というか、カメラ柱、それから、ポールには、ステッカーで「防犯カメラ作動中」といったものは表示してあるわけなんです、残念ながらポールに巻き付けるタイプのステッカーであるため、表示が小さくて見づらい。実際にそれで抑止効果が十分にあるのかも疑問なところも確かにございます。

今、議員の御指摘の看板だけでもといったことですが、今後、その可能性を検討はしてみたいと思います。

ただあまりに大きなものと、歩道上に設置しているものと、道路占用の許可が必要とか、こういった手続も当然、関してきますので、その辺も含めて検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 私の要望では、住民の誰もが安全で安心して暮らせる住まいを望んでいますので、ぜひ積極的に考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番、白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 小山町消防団と地域自主防災会について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、小山町消防団についてです。

6月議会の一般質問で地域組織の崩壊危機について質問させていただきましたが、地域組織の中でも特に重要と思われる小山町消防団についてお伺いします。

令和4年度版消防白書によると、全国の消防団員数は平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いており、特に令和4年度には前年比2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状

況となっています。

近年の消防団員の入団者数・退団者数を見ると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少しており、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にあります。

一方、小山町消防団は、令和5年4月現在、合計167人の団員で編成されており、令和2年の173人からわずかに減っています。また、30代以下の若年層団員は46.7%となっており、全国の約40%に比べるとやや良好と思われませんが、平成30年の64.6%から46.7%と低下しています。また、企業や組織に雇用されている被用者団員比率が83.2%と、全国の73.7%を上回っています。

このような状況の中、消防団員から次のような声が寄せられています。

ここ数年、消防団に入団する人が減っている。新人の勧誘は団員自ら行っているが、年々厳しくなっていて、もはや団員自身が新人を勧誘する方法では限界だ。

また、過去、商店や町内で事業をしている若手が入団するケースが多かったが、社会環境の変化、すなわち少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化などから入団する人の減少が加速している。

そのような状況下、消防団員の減少を防ぐため、役場職員に入団を勧めることが多く、役場職員の比率が高まっている。このことにより災害発生時、消防団員を兼務している町職員が消防団員として災害対応をすることから、職員として災害対応できる人員数が減少し、結果として、役場の災害対応可能人員数が減り、災害対応が全うできないおそれがある。

現時点の消防団に占める役場職員は33人、19.8%。30代以下の若年層に絞ると23人、13.8%となっており、過去5年で急増はしていないが、今後、更に入団減少が進む中、災害発生時に消防団員を兼務する役場職員の災害対応をどのようにするお考えなのか、お伺いします。

また、若年層消防団員の減少に対し、消防団への加入促進、消防団の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実など、具体的な対策案をお伺いします。

次に、自主防災会についてです。

災害発生時に町職員で全町民への対応は不可能であり、例えば避難所運営を地域自主防災会に委ねることや、障がい者や高齢者などの避難行動要支援者の個別避難計画書作成において、地域自主防災会への避難支援要請が不可欠だと思われます。

しかしながら、現在、地域自主防災会会員が避難者にけがをさせたり、自身がけがをした際の保険制度がなく、地域自主防災会の十分な協力体制ができていません。

そこで、更なる地域自主防災会の協力を得るために、保険加入などの助成制度の新設が必要と思うのですが、その可能性についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 臼井議員にお答えをいたします。

初めに、自主防災組織への避難行動支援等に対する保険助成制度の新設についてであります。

自主防災組織は、自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、地域住民の皆様が協力し合って、防災・減災活動に当たっていく組織であります。

町は自主防災組織の活動に対して、毎年、防災資機材の購入や防災倉庫の整備等への補助金の交付や、防火・防災訓練時での事故に対する補償制度に加入し、地域の実情に応じた自主防災活動を支援しております。

議員御指摘のとおり、災害が発生した際は、自主防災組織に指定避難所の運営や障がいのある方や高齢の方など、避難行動要支援者の避難支援の御協力をいただくこととなります。

そのため、自主防災組織が安心して支援活動が行えることが第一と考えますので、新たに災害時の避難活動の事故等に備え、保険加入の助成について進めてまいります。

その他の御質問につきましては、危機管理局長から答弁を行います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 私からは小山町消防団についてお答えさせていただきます。

初めに、災害時、消防団員を兼務する役場職員の災害対応についてであります。

現在、消防団員を兼務する役場職員は33人です。災害発生時、災害対策本部は情報収集を行い、発災地域や被災状況に応じて、消防団を含む各部と調整を行いますが、兼務本部員は消防団員として、被災現場での人的支援や復旧作業を優先することが多くなります。

平成22年の豪雨災害、令和元年の台風災害など、町内が甚大な被災を受けた災害におきましても、消防団と密接に連携を図って、災害対応を行ってまいりました。

今後、大規模災害が起こった場合は、町は国や県、民間団体等、外部からの人的支援を受入れ、協力体制を取り、災害応急対策に取り組むこととなるため、災害対策本部の機能は損なわれないと考えます。一方で、役場職員は地元を熟知していることや、災害対策本部員としての現場の判断もできることから、今後も消防団員と兼務した体制を継続してまいります。

次に、若年層消防団員の減少についての具体的な対策についてであります。

議員御指摘のとおり、本町の消防団員の30歳代以下の若年層割合は、令和5年4月1日現在の消防年報によると、構成比率は徐々に低下しているものの、46.7%で消防白書による全国値約40%と比較すると、高く維持されております。

しかしながら、継続的な若年層団員の確保は必要であり、処遇面の改善も行ってまいりました。

具体的には、令和2年度から個人に支給する年額報酬を約1割引上げ、今年度からは災害時出動や訓練に参加した際に支払う出動報酬について、回数から出動時間に応じた金額とし、大幅な引上げを行っております。

また、消防団の装備・教育訓練につきましては、新型防火服及び火災対応時の隊員保護具として、クーリングベストの導入・整備や、毎年、県消防学校で実施される教育研修に参加すること等で、計画的に団員の警防教育を実施し、質の高い活動の維持に努めております。

現在、小山町の消防団員数は条例定数188人に対して、実員167人であり、災害活動に支障は生

じておりませんが、引き続き消防団員の処遇改善を図り、勧誘に関しましては、地域との連携を更に深め、団員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ただいま自主防災会会員対象の保険加入助成制度の検討を進めていただけたとの回答を得ましたが、ぜひとも来年度、令和6年度から自主防災会会員への保険助成制度の実行をお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、不登校生徒児童への対応に関してを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

文部科学省の調査において、不登校の小学生は8万1,498人、前年度比28.6%増。中学生は16万3,442人、同年度比23.1%増。いずれも9年連続で増加しており、不登校者数が全国で24万人を超え、過去最多となったことが発表されました。

まず、不登校ですが、文部科学省では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。また、一般的に保健室登校と呼ばれる状況や、遅刻・早退などの日数を考慮し、欠席日数が15日以上30日未満であるものを準不登校と位置づけております。

不登校は平成28年、29年頃を境に大きく増加し続けており、今や不登校の児童生徒は珍しいものではありません。どの学校にも不登校・準不登校の子どもがおり、誰にとっても身近な問題と言えます。

そして、小山町も国と同様に増加傾向にあると推測いたします。

このことを踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

多様な学びを認める教育機関確保法施行から6年が経過し、積極的な支援に乗り出す自治体も出ている中、町はこの不登校並びに準不登校の状況をどのように捉え、そして、対策を講じられておりますでしょうか。

2021年6月定例会において、池谷洋子議員が子どものSOS対応について質疑しております。不登校に対する対策を御回答いただいておりますが、それから2年が経過し、その後どのような状況であるのかも含め、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員にお答えします。

まず、小山町の不登校及び準不登校の状況であります。

令和4年度の不登校の児童生徒の割合は、小学校では1.44%、中学校では5%であります。令和2年度との比較では、小学校で0.2ポイント、中学校で1.3ポイントの増となり、近年の国や県の傾向と同様に増加傾向にあります。

準不登校については、小学校で1.55%、中学校では0.55%と、こちらも増加傾向にあります。

誰一人取り残さない教育の実現を国、県ともに推進している中で、不登校及び準不登校の児童生徒の増加は、町としても大きな教育課題であると認識しております。

次に、対策であります。

町では、学校が子ども達にとって魅力的なものになるように、「授業の魅力化」「学級の魅力化」「学校の魅力化」を学校教育課のグランドデザインの重点目標として、わかる授業の推進、学校や学級での居場所づくり、子どもの思いが活かされる学校行事等の実施を進めてまいりました。

また、早期発見・早期対応を心がけ、支援員などを含めた全教職員で、子ども達の表情や行動の変化、登校状況などを把握し、変化に気づいた場合には、早期の指導・支援に努めております。

不登校や準不登校状態になった場合には、保護者や児童生徒の思いを大切にしながら、個別のケース会議を開くなど、チーム体制で取り組んでおります。また、教室以外での学習やタブレットを使った授業、学校生活への復帰や適応等を支援するための適応指導教室である金太郎教室への入級等も行うなど、学校や教育委員会を中心に、外部機関との協力を得ながら取り組んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 不登校の課題に対し対策を講じる際には、二つの取組が挙げられます。

まず一つ目に、不登校にならないための未然の防止対策、そして、二つ目に不登校になってしまった後のサポート支援対策です。

町もこの両面から様々に取組を施行させていただいているようでございますけれども、それでも不登校・準不登校児童生徒は増加し続けております。

町はこの状況に対し、どのように調査・研究を図り、そして、それを分析され、課題は何であるとお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えします。

まず、学校の魅力化という取組において、学校評価を年2回実施し、子どもや保護者にアンケート形式で回答していただいております。

令和4年度後期のアンケートの子ども達の結果は、小学校では、「学校が楽しい」は「かなり楽

しい」「まあまあ楽しい」を合わせ92%。「授業が分かる」は93%、「信頼できる先生がいる」は94%でした。令和2年度と比べ、ほぼもしくは微増であります。

中学校におきましては、「学校が楽しい」は84%、「授業が分かる」は86%、「信頼できる先生がいる」は89%と、どの項目も3ポイント以上の増であり、学校の魅力化の取組は少しずつ効果を上げていると考えております。

次に、不登校になってしまった場合の支援体制についての調査・分析・課題であります。

毎月、各校から提出される出欠状況や学校の取組、子どもの表れなど、詳細に記された生徒指導に関する報告において、不登校・準不登校の児童生徒の状況を把握しております。この報告を基に教育委員会内で随時話し合いを行い、学校等へ必要に応じて助言や指示を行っております。

また、校長会、生徒指導主任研修会等でも不登校児童生徒の状況について、各学校から報告があり、取組についての意見交換も行われております。

課題としましては、一つ目に、不登校の原因の多様化、複雑化、複層化であります。

本町の不登校中の子ども達の61%において、不登校の理由がはっきりしません。きっかけとなった出来事から、その後、様々な理由が多岐に複雑に絡み合い、不登校の原因が把握しにくく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関との連携がより必要になると考えております。

二つ目は、子どもの状況や保護者からの意向により具体的な対応が児童生徒ごとに異なるという点です。子ども達の状況の見取りと、保護者との密接な連携が必要であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） それでは、私のほうからは不登校になってしまった後のサポート支援対策を重点的に質問させていただければと思います。

児童生徒が不登校になった場合のサポート支援（メンタル面、学業面など）の対応に関して、細かくお伺いをさせていただきます。

まずは学習支援に関してお伺いいたします。

小・中学校は義務教育期間であり、児童生徒が不登校となった場合、文部科学省では教育支援センター、適応指導教室、民間支援、ITを活用した自宅学習などが推奨されており、学習サポートを受けることができます。

町には不登校状態またはそのような状態にある子どもに対し、学校への復帰・適応等の支援をするため、平成26年より金太郎教室を他市町に先駆けて設置し、対応してござっております。

それらを含め、不登校児童生徒の学習支援における具体的な取組をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） まず、学校では学習プリントを用意したり、タブレットを使って学習に取り組めるなど、教室以外でも授業を受けられるような支援に取り組んでおります。

また、金太郎教室では、子ども達の自己肯定感・自尊感情を高めることを目標にしつつ、その子の力や興味・関心に応じた学習及び活動に取り組んでおります。金太郎教室への出席の状況、学習内容につきましては、担当者から在籍校に報告や記録の提出を行い、学級担任との密な連絡を取っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） まず、金太郎教室ですけれども、利用者数は小中学生を合わせて、2023年8月時点ではありますが、3名であると報告をいただいております。

もちろん金太郎教室のような学び場を苦手とする児童生徒もおりますので、その点も考察できますが、先ほど町からお伺いした不登校者数の割合からざっと逆算しても、金太郎教室の利用者数との差異が大きく伺えます。

また、金太郎教室利用に関し、不登校児童生徒を抱える保護者へお伺いしたところ、複数名の保護者より金太郎教室の存在を知らなかった、または伝えられていなかったとの声も上がっております。金太郎教室の情報が全ての不登校者並びに保護者へ適切に伝えられていないようにも見受けられます。

金太郎教室利用に関して、どのようなガイドラインが設けられておりますでしょうか。お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えいたします。

まず、令和4年度における金太郎教室の登録者数は14名で、そのうち3人が現在、定期的に利用しています。

金太郎教室の利用につきましては、保護者、児童生徒、学校との相談の中で保護者からの希望があった場合、まず金太郎教室について詳しい説明を担当する指導員から受け、利用することが望ましいとなりましたら、入室願を提出いただきます。それを受け、学校長が申込書を教育委員会に提出し、利用可能となります。

また、学校におきましては、金太郎教室についての周知は普段から図られていると考えていますが、改めて校長会、教頭会、生徒指導部会等でも確認をしております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 同じく質問の方をさせていただきます。適切な情報の提供をぜひよろしく願いいたします。

次に、タブレットの活用に関し、再質問をさせていただきます。

タブレットを活用し、教室以外でも授業を受けられるような支援に取り組まれているとの御回答でしたけれども、その詳細をお聞かせください。

例えばオンライン授業ですが、全ての授業において取組が行われているのでしょうか。また、生徒はどのように授業に参画するのでしょうか。提出物などのオンラインでの相互のやり取りはあるのでしょうか。

不登校児童生徒を抱える保護者からはオンライン授業は確かに行われましたが、数日でそのやり取りが終わってしまい、その後、何の音沙汰もなかったともお伺いしております。

どのようなガイドラインがあり、オンライン授業が実施され、支援が進められているのでしょうか。詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） タブレットの活用についてであります。タブレットを活用した教室以外での授業の支援の詳細についてです。

多くの学校では、本人や保護者との相談の上、要望があった場合にはオンラインで対応可能な授業を中継しております。学校によって異なりますが、授業の視聴だけでなく、児童生徒の意見や感想を集約したり、課題をオンラインで提出する学校もあります。休み時間におきましても、双方向でつなぎ、友達同士の交流を図る取組を保護者に提案したケースもあります。

今後は町内の学校全校で同じ体制が取れ、よりよい支援ができますよう整備してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 結構です。次の質問に移らせていただきます。

先ほどの質問答弁になってしまうんですけど、オンラインにせよ、金太郎教室にせよ、せっかく町が執り行っているのですから、保護者が事業を知らないままでいるということのないよう、施策として適切な情報の開示をしていただけますよう、今後の対応を期待いたします。

それでは、次に出席の取扱いに関してお伺いいたします。

一定の要件を満たす場合に、当該施設において指導等を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることが可能となります。

町の条件をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 金太郎教室におきましては、知識及び経験を有した専門の担当者がおり、不登校の児童生徒への深い理解や人格を尊重した指導・支援を明確な目標を立てて実施しております。また、学校や保護者へ金太郎教室での学習内容の情報提供なども積極的に行っております。

以上の点を踏まえ、児童生徒が金太郎教室に通った日につきましては、指導要録上、出席扱いとしています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） ということは、金太郎教室に通っている児童生徒は、指導要録上、出席

扱いとされますが、オンライン授業やフリースクールに通学している児童生徒は出席扱いにならないという理解でお間違いありませんでしょうか。

確かに小中学校は義務教育であるため、欠席の連続が進級や卒業に影響を与えることはありませんし、何日欠席していようとも自動的に進級・卒業となります。

であるならば、逆に児童生徒のモチベーションを支えられるように、プリント学習やオンライン授業に参加する、フリースクールへ通うなど、課題に取り組んだ児童生徒に対して不登校とするのではなく、出席扱いとするなど、その行動を肯定してあげる取組も求められるのではないのでしょうか。

文部科学省が令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」でも、オンライン授業を受講する際、不登校児童生徒は一定の要件を満たした上で、自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向を考慮し、学習評価を行い、その結果、評定などの成績評価に反映することが望ましいと明記しております。

町もこれに準ずるべきではないのでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、フリースクールにつきましては、現在フリースクールに通っている児童生徒はおりません。

もし、児童生徒や保護者から希望があれば、学校長、教育委員会でその施設等の状況を調査し、文部科学省の「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取り扱いについて」という文書を参考にいたしまして、条件整備を確認した上で、出席扱いとすることとしております。

また、学校で実施しているオンライン授業につきましては、これは校長会と前向きに研究し、ガイドライン等の作成を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 確かに現在フリースクールに通っている児童生徒はいらっしゃらないかもしれませんが、今後、通う生徒が0とは限りません。ぜひ先ほど御回答いただいたような前向きな対応をしていただければと思います。

それでは、メンタルサポートに関して、随時質問をさせていただきます。

不登校の子どもはもちろんのこと、その家庭においてもメンタル面での負担が多くのかかります。児童生徒はもちろんのこと、保護者に対して支援サポートを図り、伴走型の支援ができるように取り組む必要があります。

町の取組をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 質問にお答えします。

文部科学省の資料によりますと、不登校の原因の49.7%が無気力・不安であります。本人も不登校の原因が十分につかめないということも多くあります。また、不登校状態が長引きますと、保護者も子育てに自信を失ったり、大きな不安を抱えてしまいます。

このような状況を踏まえ、学校では個々の子どもの思い、保護者の願いなどを聞きながら、メンタル面での寄り添いを大切にされた支援を進めております。

具体的には、担任だけでなく、管理職、養護教諭、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども相談員等でチーム体制を組み、子どもや保護者からの相談に速やかに応じられるように取り組んでおります。

また、金太郎教室におきましても、不登校の子どもや保護者に対して、個々や家庭の状況に応じた支援に取り組んでおります。いずれも必要に応じて、医療機関などとの連携も行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 不登校児童に対し、保護者に求められる対応としては三つ挙げられております。一つ目は、子どもの不登校を受け止め、子どもが安全と思える環境をつくり、休息させること。二つ目に、学校に相談し、密に連携を取ること。そして、三つ目に、家庭以外の居場所をつくることです。

正直なところ、この三つの考え方に保護者が行き着くまでにも相当な紆余曲折があり、身体的にも精神的にもかなり疲労いたします。

そして、ここで最も重要視するべきは、保護者が安定しない限り、子どもは安定し得ないということだと思います。

個人情報保護という観点からも、学校へ行けなくなってしまった家庭に対して、早期に直接的な働きかけができるのは唯一学校だけであり、不登校児童生徒とその家庭が立ち直れるかどうかは、学校の役割が非常に大きく担っていると言えます。

このような中で学校に通うという一般的な道からそれてしまった途端に、学校から疎遠になり、不登校児童生徒とその保護者が孤立していくというケースが多く見受けられます。特に保護者から寄せられたのは、先ほど申し上げた保護者にできる三つの基本対応の中の一つ、家庭以外の居場所をつくるという課題への学校側からの情報提供の少なさでした。

突然、不登校になるという状況を突きつけられた保護者にとって、子どもの不登校を受け入れ、仕事や日常が迫る中、密に学校側と連絡を取り合い、なおかつ子どもの居場所を模索するということは容易ではありません。また、不登校の児童生徒へ学校や家の外に居場所を探してみようという心境の変化をもたらす働きかけは、保護者だけでは到底難しく、段階に沿った個々のメンタ

ル面でのサポートが求められます。

この学校以外の居場所づくりに対する支援に関し、町はどのような課題があり、また取り組まれていこうとされているのか。長期戦になればなるほど、学校側が疎遠に感じられたという保護者からの意見もございます。考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えいたします。

不登校児童生徒の増加が本当に心配される中で、学校としましては、学校の魅力化に努め、児童生徒が登校したくなるような学校づくりを進めていく必要があります。同時に教育の機会確保法で示されていますように、学校以外の居場所づくりも進めていく必要があります。

ただ、一方的に学校以外の居場所づくりを進めることは、保護者には学校からの疎外感を感じさせることにもつながります。何よりも保護者と密な連携や関係づくりを心がけてまいります。児童生徒、保護者の不安、悩み、様々な思いを酌み取り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの手を借りながら対応を進めてまいります。

また、県教育委員会より今年度出されました児童生徒や保護者の意向を伺うことができる居心地のよい環境チェックリストなどを活用しながら、気持ちに寄り添える関係づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 再々質問させていただきます。

保護者との密な連携や関係づくりは大前提にあることであります。そして、それなしでは何も前には進みません。

それはもちろんなんですけれども、教育長の答弁をお伺いしておりますと、学校内で何とか解決しようと模索されているようにも聞けます。そうではなく、学校以外、学校の外にある学校でもない、家でもない居場所を子どもに提案する必要性があるのではないかと尋ねているわけです。

学校の外には何があるのか。どんな施設や場所を子ども達に提案できるのか。型にはまることなく、自由な発想を自ら持ち、まずは学校側が一步学校の外へ出て、それらを把握する必要性があるのではないのでしょうか。

町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 学校外の居場所づくりの必要性というのは、先ほど申しましたように強く感じております。また、その情報につきましても、県等からも本当に分かりやすい資料が出されております。

このようなものを積極的に校内で活用しながら、必要に応じた情報提供を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） フリースクールとの連携に関して、次にお伺いさせていただきます。

今後、不登校・準不登校の児童生徒が増加することが予測されます。きめ細やかな一人も取り残さない対応が求められる中、学校、とりわけ教師の負担増加も大きな課題となっております。

これ以上の負担を教師が担えないのであれば、しっかりと信頼のおける民間と連携し、取り残されることのないよう、対応を依頼することも視野に入れ検討すべきなのではと感じます。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在、不登校の児童生徒に関しましては、まず学校での対応を主眼に置きながら、それでも学校に来れない児童生徒については、児童生徒本人、保護者との話合いに基づき、町の金太郎教室での学習などを行っております。その結果、学校に戻ってこられるようになったなどの実績もありますことから、当面、金太郎教室での対応を継続していきたいと考えております。

フリースクール等につきましては、保護者の希望があれば、フリースクールの状況を確認した上で連携をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 先ほども質疑させていただいたんですけれども、不登校の児童生徒数と金太郎教室に通学している児童生徒数の差異があまりにも多く見受けられ、金太郎教室だけでは、残念ながら現状の課題解決には至っていないことが見受けられます。

また、先日発表された文部科学白書において、小中学校の教員が長時間労働を強いられており、問題を改善することは待たなしという強い危機感を示したことも注目されております。

今後も不登校児童が増加することが予測される中、更なる負荷が先生達に対して増えるとなると、不登校児童生徒のみならず、教員も共倒れしてしまう危険性も考えられます。先生の負担がかかり過ぎない、なおかつ児童生徒とその保護者にしっかりと寄り添える支援が求められます。

例えば、民間企業との連携が難しいということであれば、まずは教員とは違う、不登校に特化した専門官もしくは担当者を配置することから始めてみるのも手かと考えます。

理想としては、様々なケースで不登校になってしまった児童生徒に寄り添い、保護者とも密に連携を図り、学習面においても担任の教員と児童生徒の橋渡しが担える、また、地域の活動にも精通し、段階的にも的確なアドバイスや支援を児童生徒並びに保護者へ提供できる、フリースクールや医療機関などの情報を把握され、進路相談などにも応じていただける、このような方がいらっしゃれば、本当にありがたいです。

不登校となった児童生徒の中には教員とのしがらみから学校へ行けなくなってしまった子もお

ります。そのような場合にも教員とは異なる相談体制というのは、やはり必要なのではないのでしょうか。

町内の不登校児童を抱えている、もしくは抱えていた保護者へ実施したヒアリングの中にも、忙しい先生の時間を煩わせてしまうことが精神的にも苦痛であったと回答いただいております。

不登校に特化した専門官もしくは担当者を配置することは、今後増加する不登校児童生徒のみならず、その御家庭も、しいては教員の負担軽減にもつながる施策かと思われまます。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

町ではスクールソーシャルワーカーが保護者と学校の関係づくりの手助けをしていただいております。保護者の悩みや思いを受け止め、金太郎教室やその他の関係機関とのつなぎや、学校のケース会議の対応なども行ってくれています。

まずはこのスクールソーシャルワーカーの体制の見直しを研究し、議員御指摘の専門家につきましては、今後の不登校児童生徒の状況やスクールソーシャルワーカーの状況を見ながら、検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） ぜひスクールソーシャルワーカーの体制の見直し、研究を図っていただき、前向きな検討を期待しております。

次に、フリースクール通学支援助成金の新設についてお伺いいたします。

登校拒否・不登校を考える全国ネットワークの調査では、不登校家庭の約7割で保護者が早退や退職などを迫られ、3割は収入が減ったと報告がされております。

フリースクールにおいても通学費用が大きな課題となっております。文部科学省の2015年の調査では、平均で入会金は約5万3,000円、会費は月額3万3,000円と、家庭に大きくのしかかるという調査が出ました。

先ほど教育長より現在フリースクールに通学している児童生徒はいらっしゃらないという御回答いただきましたが、先ほど来申し上げましたとおり、今後発生する可能性は0とは言えません。フリースクールの通学支援助成金など、補助の検討が求められるかと思います。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 質問にお答えします。

フリースクールに通学するには、議員御指摘のとおり、団体や施設によって異なりますが、入学金や月額の授業料、また、通学費用が発生します。

先ほど答弁もしましたが、まずは他の事例を研究するとともに、近隣市町との情報交換を行い

ながら、これについて検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（小林千江子君） 他の事例を研究するとともに、近隣市町との情報交換を行いながら検討していくとの御回答をいただきましたが、不登校が平成28年頃を境に年々増加し続けていく中で、今まで一度もフリースクール通学支援に関して話題に上がるなど、研究検討はされてこられなかったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） フリースクール支援についての研究・検討についてであります。町は平成26年4月から適応指導教室である金太郎教室をはじめ、不登校につきましては、この金太郎教室を中心に取り組んでまいりました。

しかし、不登校児童生徒の増加や不登校児童生徒の居場所づくりについての考え方の大きな転換を踏まえまして、民間支援団体、公的支援団体との連携、調査等も行いながら、また、校長会とも協力しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） 他市町の状況を見ますと、佐賀県杵島郡江北町では、民間のフリースクールや同様の通信教育で学ぶ小中学生を対象に入学準備金2万円を支給し、通所、通信費として月4万円を上限に助成をしており、県の支援センターに通う子には、交通費として月2万円を上限に家庭への直接的な支援として、2021年より140万円を予算化されております。

また、東京都では2022年度よりフリースクール等に通う児童生徒の保護者に対して、支援ニーズやフリースクール等での活動内容に関する調査への協力金という形で月1万円、年間最大12万円の助成を行う制度を始めました。

この他にも各自治体が不登校に対する施策を独自に講じ始めております。他市町の動向などを待たずとも、助成金は町の裁量で実施が可能です。

町はこのような考えに対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。再度お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 助成金につきましては、文部科学省の取組等もございますので、内容について教育委員会、それから、校長会などで研究をするとともに、財政担当とも相談をしながら前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 私は学校へ戻ることだけが不登校児童生徒の目標ではないと考えており

ます。その子自身が安全と思える形で学ぶという、人が得られる楽しみを見出し、いずれ社会の中で自立ができるように働きかけ続ける。これが目標であり、支援するべき道筋だと考えております。

教育長が答弁されたように、不登校の原因の多様化、複雑化、複層化の中、誰一人取り残さない教育の実現を推進することは、学校の更なる負担となることは間違いありません。

しかしながら、誰一人取り残さない教育の実現には、多様な課題を抱える子ども達に対し、学校へ戻ることだけではない様々な選択肢を整え、試行錯誤しながらも、それぞれの子ども達が自立できるように支援するという、学校の更なる取組は不可欠です。

先ほど来より検討・研究と御回答いただいておりますが、増加するこの課題に対して、スピード感を持って取り組むべきと考えます。

町は検討・研究をどれほどの危機感を持って御発言されているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 私達の子ども達への願いは、議員の御指摘のとおり、子ども達が社会的に自立してくれること、社会で大人として元気に生きてくれること。それから同時に、今をできる限り楽しく気持ちよく過ごしてもらえること。そんなことが私達の願いです。

また、学校にとっては、学級であれば、学級の子ども達はうちの子です。それから、学校であれば、校長にとっては、学校の子も達もやっぱりうちの子です。私にとっては、小山町の子はうちの子です。この子ども達が本当にこれは願いであります、1人でも、1人残らず、元気よく今を過ごし、また今後、自立してほしいなということを強く願っています。

やれることを一つずつやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 以上で討論を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は9月21日木曜日 午前10時開議。議案第66号から議案第82号までの合計29件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時46分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和5年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和5年9月21日（第6日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	野木 雄次君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会 議 録 署 名 議 員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

閉 会 午前11時41分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算第(第2号)
- 日程第13 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第30 議員の派遣について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第66号から日程第16 議案第81号までの議案16件を一括議題とします。

それでは、8月28日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、8月28日、総務建設委員会に付託されました9議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月12日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）、議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を報告いたします。

委員から、5月の臨時会において、繰上充用金の財源として売電収入を2,500万円増額の補正予算を議決している。今回、ここで減額補正するのは議決を無視していることにならないか。との質疑に。

臨時会の時点では、令和4年度の事業費が確定し赤字状態を解消するために、令和5年度予算から繰上充用をしました。これに伴い、令和5年度予算において歳出を削減することはできないため、売電収入を増額せざるを得ませんでした。このたび、令和5年度の経営状況から売電収入の増が見込めないこと、また、来年度で繰上充用を行わないようにするため、他会計からの繰入金で対応しようとするものです。との答弁がありました。

委員から、特別会計は、独立採算制を原則としている。その特別会計間でお金のやり取りをするのは会計処理の原則を外れてしまうのではないか。との質疑に。

特別会計における繰入れ繰出しについては、地方財政法第7条において、剰余金の扱いは、それぞれ繰入れ繰り出しを行ってよいと規定され、そのことにのっとり措置をさせていただくものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第77号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました9議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道2181号線向田橋及び産地生産基盤パワーアップ事業箇所について、現地確認と視察をしたことも併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、8月28日、文教厚生委員会に付託された8議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月14日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、今回の改正内容の詳細は。との質疑に。

国の通知を受け、放課後児童健全育成事業の職員体制の要件の改正が行われたことにより、条例の改正を行うものです。具体的には、支援員が不足する場合に、研修修了者をもって放課後育成事業ができることになっていますが、その期限が無期限に変わったものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第4号）、議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これら全ては、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、小山消防署及び谷戸の防災倉庫の状況について、現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第66号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第4号)について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第71号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 藺田豊造君。

○9番(藺田豊造君) 私は、今議会に提出された議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、以下の理由をもって反対いたします。

今回のこの予算書は、5年連続の赤字経営のバイオマス発電事業に3,500万円を繰り出すということです。赤字解消のためであることは言うまでもありません。

しかしながら、こうしたときに、これは何ゆえにこうした繰り出しをするか、どう使われるか、また担保は何か、最も大切なことはどうやって黒字化されるかということをしつかりと町民に示してから、この繰出しが行われるべきだと私は考えています。

地方財政法第6条には、特別会計事業は独立採算の原則があります。それは、5年も赤字経営を許すというものではありません。政治に鑑みれば当然のことと思います。

第7条において許されている繰入れについて、町はどういうふうなお考えを持っているのでしょうか。この運営にはどのような心構えでいるのでしょうか。私は、この運営こそが公営企業であるべきだと思っています。水道事業や医療保険に関する、すべからく町民の福利向上に関係あるべきものとするのが、この第7条の心だと私は思っています。

さて、今回の繰入金は3,500万円です。今まで仮にも赤字補填に使用された一般会計からの繰上充用、この言葉も間違っていますが、繰上充用というのは、事業の翌年の収入を見込んでから支払われるので、一般会計より繰り出されている現在までの5年間は、私はこの法律上間違っていると思っています。町がこの方法を取っていたので、こういつて言わせてもらっていますが、少なくとも今までは2,400万円から2,500万円前後でした。それも収入の中から返されていました。しかし、今回の繰入れは、原則返すことはありません。担保も保証もありません。町がやっている事業は、自分達が発案し、それを行った事業の失敗を、町民の福利向上に役立たせるべきお金を乱費乱用していると私は断言します。

何の保証も何の約束もないお金を、町の金融機関でも貸してくれません。してくれるということは決してないでしょう。常識を外せば、町民の信頼は得られません。町民あつての町でありませぬ。この議案を作成した者に対して問いたい。あなたはどこを向いて行政を行っているのか。私はこの非常識極まりない議案に断固反対いたします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 私は、議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、賛成の立場から発言をいたします。

御承知のとおり、三来拠点事業により、本町には、工業団地、施設園芸団地、宿泊施設、さらには複合観光施設等が次々と出来上がっております。雇用が着々と整う中、次の課題はやはりそ

こで働く方々、御家族の居住の不足です。また、人口減少に対する施策として、移住定住における宅地造成も課題であります。

そのような中、この小山町宅地造成事業特別会計は、まさにその居住不足を補っていく特別会計であり、本年5月からの本会計の歳出におきましても、今後の町が行っていく宅地造成事業の適地を検討するための不動産鑑定や造成のための調査委託料を1,000万円増額するなど、よいスピード感を持って進められていることが見受けられます。

確かに、木質バイオマス発電事業特別会計において繰上充用が数年続いたことは好ましくはない状況ではありましたが、この事業の健全化のために、同会計への繰出金3,500万円を計上したのも、この数年続いた繰上充用を終わらせ、今年度から来年度以降のバイオマス特別会計を望ましい状態にさせるための地方財政法にもかなった措置ということであり、議決を無視しているという御指摘には当たらないと私は考えております。

いずれにいたしましても、移住定住しかり、雇用確保からの定住しかり、この宅地造成事業は町の喫緊の課題であります。町と議会が一体となり住宅不足の課題に取りかかる必要性は大変重要であります。その第一歩は、この本案を御承認くださることであると私は信じております。

以上で、私の議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についての賛成討論を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）に反対する討論を行います。

この議案は、小山町木質バイオマス発電事業特別会計の赤字を埋めるために、3,500万円を小山町宅地造成事業特別会計から繰り出そうとするものでありますけれども、特別会計から特別会計へ金を融通することは、地方自治法209条により認められていないので、この議案は違法になります。したがって、議論の余地なく、この議案は撤回されるべきであります。

法律は法文を読んだだけでは分かりませんので、法律の専門家や裁判での判例、関係省庁からの通知等をまとめた法律の解説書が出版されておまして、全国の市町村はこうした関係省庁からの通知等をまとめた解説書を基にして行財政運営の過ちを犯さないようにしているのであります。

では、特別会計について説明している地方自治法209条とその解説書にはどのように書かれているのかということでもありますけれども、まず初めに、「市町の会計は一般会計と特別会計の二通りであること」、そして「特別会計の歳入には一般会計からの繰出しを含めることができる」となっております。

したがって、特別会計への繰入れは、一般会計からは認めるが、今回小山町がやろうとしている特別会計からの繰出し繰入れは認めていないのであります。この考えは、行政実例として、かつて自治省から統一して全国の自治体に示されています。

今回のバイオマス発電事業と宅地造成事業は、二つとも特別会計でありますので、独立採算の原則の下に相互に透明性の高い運営をしなければならないのであります。よその特別会計が赤字だからこっちからくれてやろうなどという会計処理は、法律が認めていません。

ただ、小山町役場内で、特別会計間の繰出しは地方自治法に違反することを知っている職員もいることが推定できるのです。それは、平成26年から平成30年にかけて制定されたバイオマス発電事業と宅地造成事業を含む五つの特別会計を設置したときの条例を見れば明らかであります。これらの特別会計の条例はいずれも、地方自治法209条に基づいて特別会計を置くこと、この会計における歳入は事業収入、一般会計繰入金、借入金その他の収入となっております。特別会計からの繰入れは認めていないのであります。

また、小山町役場は、地方財政法の6条と7条に基づいて、宅地造成事業特別会計及び木質バイオマス発電事業特別会計へ繰り出すのは問題ないと説明しておりますけれども、しかしながら、地方財政法の6条及び7条における規定は公営企業に関するものでありまして、今回二つの特別会計とも公営企業ではないので、関係のない法律であります。また、公営企業であるなら、小山町の水道事業の決算を見れば分かるように、損益計算書や貸借対照表によって決算を明らかにする必要があるのです。

なお、公営企業であったとしても、自然と特別会計からの繰入れが認められているのではなく、災害その他特別の事由がなければ認められないのであり、今回、バイオマス事業が赤字だからといって、そういう理由で繰入れは認められないのは当然であります。

一般会計であろうと、特別会計であろうと、込山町長や役場職員の所有物ではなく、町民の財産であります。法律に基づいた公正な行財政運営は、最低限守られなければならない町民との約束であるはずです。

議案第75号の小山町宅地造成事業特別会計補正予算は、地方自治法や小山町条例に違反した会計操作をもくろんだものであり、強く抗議し反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

議案第75号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、議長は可決と採決します。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、今議会に提出された議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を以下の理由をもって反対いたします。

今議会に提出された補正予算は、5年も赤字続きのこの事業に対し、今まで翌年の収入を見込んでその赤字埋めて、予算上はいろいろとしてきました。そういったものを、すなわち繰上充用をしてきたわけです。

さきの75号で行われた宅地造成事業特別会計補正予算により、3,500万円を繰り入れて赤字の解消に今回充てるという予算立てです。今までのように赤字に充てたお金を返さなくてもいいのです。何のための事業なのか、誰のための事業なのか、そこには町民の町民のための政治がどう行われているのか、今まで以上に分からなくなりました。

繰上充用でさえ地方自治法166条の2による特例措置であります。当然、特例措置ですから、長い間この法を利用できないことは明らかです。何らかの上級機関より指摘があったのではないかと思います。そうなるべきです。そのくせ、当局の黒字プロセスに対するものは、何も見えておりません。

さて、バイオマス発電は、木質をチップに、あるいはペレットにしたものを燃やして、その熱でタービンを回転させ電気を起こすものです。町の場合は、ペレットを購入して行っております。現在は、ここで起こす電気、すなわち売電によって収益を図っていますが、この機械そのものは、売電と売熱がセットになって成り立つのです。現在のように、売電だけで黒字化するというこ

は容易ではありません。

先日、森のエネルギー研究所の方から学んでいたときも、こうしたことでは成り立たないだろうという御発言がありました。何ゆえに売熱先も決まらずに、町は何を考え不確実な事業に踏み切ったか、私には理解できません。町の利益にもならぬこの事業を立ち上げた込山町長、さらにこれを4年間も続けた池谷町長も大いなる責任を私は感じていただきたいと思います。

それに、私はこの事業、平成30年の9月4日が開所式でしたが、以前より反対を唱えてまいりました。

一つには、込山町長の親族の事業所が関わっている点であります。片肺飛行であるような事業を始めたときから、これは民法108条による利益相反を疑わざるを得ません。利益相反とは、一方の利益のために一方が不利益になるということです。

話が変わります。そもそも民主政治の根本は、公開に耐え得るかどうかは、この事案にかかっています。

今回、赤字解消のため、4月25日専決、5月16日議決を経た臨時議会においてのこの議決は何だったのでしょうか。私はこの議案に対して町民に対する義務と考え反対をし、また、これらの町民への冒瀆を決して許すことがないように私はこれからも声にしていきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 議案第77号について、賛成の立場から発言をいたします。

木質バイオマス発電事業特別会計については、令和元年度に繰上充用による措置をして以来、これまで4年間、言わば漠然と同様の措置を繰り返してきたことは、5月臨時会における専決処分承認の議論の際にも意見があったように、当局は反省すべきであるとまず指摘いたします。

それを踏まえて、このたび、当局は、これまでの方針を大幅に変え、他会計繰入金という方法で補填するという補正予算を提出されました。これは、フロンティア推進事業、とりわけ湯船原地区における五つの地区の開発事業の根本である木質バイオマス発電事業の継続のためには、必要な措置であると考えられます。

約10年前、湯船原地区の開発構想は、静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組に認められ、さらに、内閣府の総合特区制度の対象地域として指定されました。その内容は、木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業であり、木質バイオマス発電により湯船原地区の開発の理論づけがされたと当局より説明を受けております。

本年度、フロンティアパーク小山、新産業集積エリア、ドリームソーラーふじおやま、アグリインダストリーエリアから生じる固定資産税総額は、約4億5,500万円と聞いております。来年度以降は、企業立地により更に増えていくことが予想されます。これらの税収は木質バイオマス発電事業があるからこそ生み出されるものと言っても過言ではありません。また、企業進出により、町民の働き場が提供されているのも事実です。

この木質バイオマス発電事業を安定的に継続していくための唯一の方法であろう他会計繰入金により補填するという今回の補正予算は、小山町の将来にとって大変重要な意味を持ちます。当局におかれましては、当事業の安定的な継続に尽力されることをお願いいたします。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）に反対いたします。

木質バイオマス発電事業は、令和4年度も約2,500万円の赤字となるので、令和5年度と同じ会計から同じ額を融通してもらって、要するに、貸してもらって、ぎりぎり赤字決算を避けたのであります。普通に考えて、今年は赤字なので、来年度の収入をもって回してもらうなんていうことの会計はあり得ませんが、地方自治法では、万策尽きた事業に対する救済措置として認められているのであります。

この措置は当然条件付でありまして、令和4年度に貸し出す2,500万円分は、新たに相応した収入増が見込めなければならないのであります。単純に令和5年度の収入から令和4年度へ移したのでは、令和5年度の事業が危うくなるからです。逆に言えば、令和4年度に貸し出す額に相応した別の財源がないような事業は、継続が危ぶまれるので、存続か廃止かの議論が避けられないのであります。残念ながら、小山町はこれを4年間繰り返してきました。それと、こうした金のやり取りは、令和5年度の予算書を修正した上で議決を得ることが条件となっているのであります。

小山町は、令和5年5月12日に、令和5年度バイオマス特別会計予算の町議会の承認を経て赤字が補填され、木質バイオマス発電事業は違法状態になることが避けられたのであります。そして、当然ですが、令和4年度会計に貸し付けた2,500万円は、令和5年度において支出済みとして計算されなければならない、この手続について法律が義務づけられています。

そうしたところ、小山町は今回の議案では、令和4年度のバイオマス特別会計の赤字を避けるためにした一連の行為はなかったことにするというのです。そうすることによって、令和5年度において赤字が生ずるのを防ぎたいのでありましょう。しかしながら、令和4年度の赤字を埋めるための会計処理は、議会の議決など法律にのっとって進められた過去のことです。これをなかったことにするというのは明らかな違法行為であります。

令和4年度に貸し付けた分の収入増が見込めないで、今回の議案の目的は、ほかの特別会計から金をいただいて、バイオマス特別会計の借金を0にして健全経営を図ると説明しています。この事業は公共事業にすること自体に懸念の声もあったのですが、込山町長の肝いりで着手となりました。しかし、5年連続で赤字となり、そういう点で衆目を集めているのが現状なのであります。

木質バイオマス発電事業は、特別会計で独立採算が原則であり、利害関係者も少ないがゆえに、

町民全体に責任が及ばないよう、特に透明性の高い運営が求められているのであります。町民の財産を行政規律もなく扱う姿勢は認められません。経営体の改革・改善策もなく、ほかから金をもらうことで経営の健全化を図ると考えること自体が不健全であります。

今回の議案の説明で、役場は、込山町長の親族が経営する会社がこれまで以上にこの事業に関わるので黒字化が見込めると説明しています。そうであるなら、公務員倫理を欠く不正な手段を取ることなく、本来の業務を推進することで赤字解消に努めるのが義務ではないでしょうか。親方日の丸では困ります。

以上、述べましたように、議案77号は、違法な特別会計からの繰入れ、並びに議決を経て実行済みの赤字解消をなかったことにするという地方自治法への違反行為と、議決事項を無視するという議会軽視の姿勢に抗議し反対するものであります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。10番 渡辺君。

○10番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど違法だという発言がございましたけれども、私は違法だと思っておりません。細部については今から述べますけれども、本事業は静岡県が策定した内陸のフロンティアを拓く取組全体構想の先進的地域づくりモデル対策地域、11個あるんですけれども、その一つとして小山町の構想が認められたことにより進められております。つまり、バイオマス発電事業というのは、県のレディーメードで行ったフロンティアパーク小山、そして町で行っているところの新産業集積エリア、アグリインダストリー、上野工業団地、ドリームソーラーふじおやまのこの5地区の開発が可能となることを理論づけされております。

運営に当たりましては、火災発生等のもろもろのアクシデントがございましたが、現在は比較的順調に運営されており、売熱を行うことで収支改善されると推測されるところであります。

今回提案ありました宅地造成事業特別会計から補填することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）については、議長は可決と採決します。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第79号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第80号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第16 議案第81号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第18 認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第19 認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第20 認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第21 認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第27 認定第11号 令和4年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第28 認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第29 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第17 認定第1号から日程第28 認定第12号までの令和4年度決算12件と、日程第29 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計13件を一括議題とします。

それでは、9月6日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） 9月6日、総務建設委員会に付託されました令和4年度決算関係の委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き、決算関係9件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、入湯税が前年度より157万円、36%増えているが、施設ごとの状況は。との質疑に。

入湯税を徴収している町内施設は3施設であります。それぞれの入湯客数は、ホテルジャストワンが2万5,626人、富士美華リゾートが5,062人、富士スピードウェイホテルが8,820人でした。との答弁がありました。

委員から、他市町に比べて小山町職員の人件費が高額となっているが。との質疑に。

人件費については、他市町の状況も分析をしており、ラスパイレス指数が国よりもあまり高くないような形で給与の基準を定めています。また、人事院勧告については、民間等との給与の差額分について示されているので、十分参考にさせていただいておりますが、そのとおりの処置をしていないときも過去にありました。との答弁がありました。

委員から、役場本庁舎の外壁打診調査について、その結果はどうだったのか。との質疑に。

調査の結果、西側4階バルコニー付近の外壁タイルについて、落下のおそれがあると指摘があったため、現在、落下防止策として、仮設の養生ネットを設置して対応しています。その他の外壁については、緊急を要するような指摘はありませんでした。との答弁がございました。

委員から、経営所得安定対策事業において、水稻から大豆、高収入作物への転換を図ることで、食料自給率の向上と経営の安定に寄与したとあるが、具体的な内容は。との質疑に。

経営所得安定対策事業は、農家の経営の安定や食料自給率の維持向上を図るためにつくられたものです。具体的な内容は、飼料用米や飼料作物、麦、大豆などの戦略作物を推進するものです。町内では、農業者33団体が、水稻から大豆、野菜、飼料用の牧草へ転換を進めているところです。との答弁がありました。

委員から、ふるさと納税返礼品の主なものは。との質疑に。

寄附金額が多い順では、1番目がベッド・マットレス類で644件、3億3,866万円、2番目がゴルフ場利用券で1,842件、1億1,039万7,500円、3番目が富士スピードウェイの施設利用券で2,365件、2,365万円、4番目が強炭酸水のラベルレスなどで1,602件、1,016万9,000円、5番目がアメラトマトで224件、302万4,000円でした。との答弁がありました。

委員から、フロンティア推進費の工場用地対策工事負担金について、これは令和3年と4年に発見されたごみの処理費だと思うが、債務負担行為を設定しなかった理由は。との質疑に。

令和3年9月の建築基礎工事中に埋設物が発見され、令和4年3月定例会の当初予算に負担金

として計上し、議会の議決をいただきました。土地売買契約書及び代物弁済契約書の締結の段階では、損害発生の有無などが明確でないことから債務負担行為は設定せず、実績に基づき対応しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、さしたる質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、赤字額については繰上充用したという決算内容である。しかし、先ほどの議案第77号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）の説明において、実際にはあり得ない売電収入を見込んでいたということであったので、事実とは違う決算となっているのではないか。との質疑に。

実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額、実質収支額ともにマイナス2,551万6,000円という結果で、一度ここで決算は完了しています。その後、5月の臨時会に承認をいただきました補正予算に基づき、出納整理期間内に事務処理を行い、マイナスを0にしたもので、事実と違う決算ではありません。との答弁がございました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第10号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、さしたる質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和4年度決算関係9議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） 9月6日、文教厚生委員会に付託された令和4年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、出産・子育て応援事業システム構築198万円の内容は。との質疑に。

妊娠時・出産時にそれぞれ5万円を給付することや、保健師や助産師等が妊娠から出産まで寄り添い伴走することを管理するシステムについて、国から100%の補助を受けて導入したものです。との答弁がありました。

委員から、町内の一部河川において、環境基準値を超える大腸菌数の超過が見られたとあるが、その状況は。との質疑に。

年4回の水質検査を実施している中で、鮎沢川において大腸菌の数値が基準値を超えるときがありました。毎回数値が超えている状況ではないので、今後も様子を見ていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、ごみの減量化、資源化を推進したとあるが、成果はどうだったのか。との質疑に。

1人1日当たりの収集量は、令和4年度は540グラム、令和3年度は542グラム、排出量は、令和4年度が928グラム、令和3年度が947グラムと、若干ですが令和4年度は減っている状況です。との答弁がありました。

委員から、お達者度向上施策として五つの重点事業を展開したとのことだが、新たな課題などが生じたか。との質疑に。

おやま健康マイレージ事業、がん精密検査の受診率向上、フレイル予防、減塩で高血圧予防、メタボ対策という五つの重点事業を実施しました。しかし、県から発表されるお達者度の数値については、県の中で下位になっています。隣の御殿場市では、同じ生活圏域にもかかわらず、比較的高い位置を維持しておられますので、その原因については分析し切れないところが課題を感じています。との答弁がありました。

委員から、防犯カメラについて、録画された内容を警察などへ提供したことがあったか。との質疑に。

防犯カメラの画像提供は、令和2年度に3件、令和3年度に5件、令和4年度に3件、今年度は昨日までに3件、全て警察に映像提供をしております。内容は、交差点での交通事故、盗難車両の確認のためなどと同っています。との答弁がありました。

委員から、アマチュア無線局アンテナ設置について、現在、免許を取得して開局している人がほとんどいないとのことだが。との質疑に。

町内には、アマチュア無線の連絡協議会があり、約40名の方が在籍しています。活動は、毎年12月に実施している地域防災訓練の情報収集等に御支援いただいております。今後、大規模災害等が起きた場合には、同報無線や移動系無線の活用と併せて、アマチュア無線についても活用は必要

と考えています。との答弁がありました。

委員から、小学校整備事業の内容は。との質疑に。

主なものは、成美小学校のプール更衣室の改修工事と、明倫小学校の給食棟の改修工事です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和4年度決算関係5議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第17 認定第1号 令和4年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第18 認定第2号から日程第28 認定第12号までの令和4年度特別会計決算11件及び日程第29 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第12号及び議案第82号を一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第82号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18 認定第2号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これ

から討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第3号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第4号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第5号 令和4年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第6号 令和4年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第7号 令和4年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第8号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第9号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第26 認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、認定第10号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計の

歳入歳出決算に反対いたします。

その理由であります。先ほど議案の77号において、バイオマス特別会計の令和4年度の赤字を補うために、令和5年度から繰上充用をしてこれを補うということについてはやめましたという議案が可決されたわけですね。そのことが法的に有効かどうか分かりませんが、少なくともそのように議決されたわけです。とすると、今年度の決算書を見ると、繰上充用、令和5年度から令和4年度に2,500万円いただいたので赤字になるのは防げましたという決算書です。

同じ議会において、一方では繰上充用措置をないことにしますと言って、決算においては繰上充用によって赤字になるのを防ぎましたという報告をすると、これは明らかに矛盾していませんか。

したがって、議案第77号が可決された以上は、認定10号の小山町バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は事実上赤字となってしまいます。そうすると、今回の決算報告については、事実と違う内容であるので、認定に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第27 認定第11号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第28 認定第12号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第12号は、認定することに決定しました。

日程第29 議案第82号 令和4年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第82号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第30 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第30 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、9月27日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月3日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、10月10日から12日までの間に沖縄県で行う県外行政視察に全議員を、11月1日に小山町で開催されます県際広域防災調整連絡会に副議長を、11月16日に御殿場市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、11月10日に島田市・長泉町で行う県内行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和5年第4回小山町議会9月定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子